

平成25年度

第23回大分県教育委員会 会議録

日 時 平成26年2月25日 (火)  
開会13時40分 閉会16時55分

場 所 教育委員室

平成25年度  
第23回大分県教育委員会

**【議 事】**

(1) 議 案

- 第1号議案 平成26年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について
- 第2号議案 教育職員免許状に関する規則の一部改正について
- 第3号議案 大分県立特別支援学校学則の一部改正について
- 第4号議案 平成26年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について
- 第5号議案 大分県スポーツ推進審議会委員の任命について
- 第6号議案 大分県文化財保護審議会委員の委嘱について

(2) 報 告

- ①高校改革フォローアップ委員会の報告について
- ②教育の情報化の推進について
- ③高校生等奨学給付金について

(3) 協 議

- ①教育行政及び教育指導の重点方針（平成26年度）について
- ②土曜授業の実施に係る大分県立学校管理規則の一部改正について
- ③別杵・速見地域及び日田・玖珠地域新設高校の設置学科について
- ④教員採用選考試験の見直しについて

(4) その他

## 【内 容】

### 1 出席者

委 員	委員長	松 田 順 子
	委員長職務代理者	林 浩 昭
	委員	麻 生 益 直
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	首 藤 照 美
	教育長	野 中 信 孝

欠席委員なし

事務局	教育次長	河 野 盛 次
	教育次長	宮 脇 和 仁
	教育次長	別 木 達 彦
	教育改革・企画課長	佐 野 壽 則
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	教育財務課長	竹 野 泰 弘
	福利課長	大 石 尚 志
	義務教育課課長補佐	姫 野 悟
	生徒指導推進室長	江 藤 義
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	高校教育課長	高 畑 一 郎
	社会教育課長	法 雲 淳
	人権・同和教育課課長補佐	甲 斐 順 治
	文化課長	佐 藤 英 一
	体育保健課振興監	秋 好 寿 紀
	教育改革・企画課主幹	勝 尾 裕 美
	教育改革・企画課主査	釘 宮 隆 之

### 2 傍聴人

7 名

## 開会・点呼

(松田委員長)

それでは、委員の出席確認をいたします。  
本日は、全委員が出席です。

それでは、ただいまから平成25年度第23回教育委員会会議を開きます。

## 署名委員指名

(松田委員長)

本日の会議録の署名委員でございますが、岩崎委員にお願いしたいと思っております。

## 会期の決定

(松田委員長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。  
会議の終了は16時35分を予定しております。  
よろしく申し上げます。

## 議 事

(松田委員長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第4号議案及び第5号、第6号議案、協議の④については人事に関する案件であります。また協議③については未成熟な情報により県民の混乱を生じさせるおそれが強い案件なので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、これらを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。



公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは第4号議案から第6号議案及び協議の③、④の5件は、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い次に、非公開による議事を行います。

## 【議 案】

### 第1号議案 平成26年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

(松田委員長)

それでは、第1号議案「平成26年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」提案を求めます。

(野中教育長)

第1号議案「平成26年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」ご説明いたします。

第1号議案の3ページをご覧ください。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、知事から、2月26日に開会します大分県議会第1回定例会に提出予定の議案のうち、中程の議案名にありますように、教育委員会関係分として「平成26年度大分県一般会計予算関係部分」及び「職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」及び「大分県使用料及び手数料条例の一部改正について」及び「警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について」につきまして意見を求められましたので、2ページにあります案のとおり、原案のとおり提出することについて異議がない旨を回答したいので提案させていただきます。

各議案の内容等につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

(竹野教育財務課長)

「平成26年度大分県一般会計予算」の教育委員会所管分について、説明いたします。

議案書の4ページをお開きください。表の下から3段目に2重線で囲んでおりますが、教育委員会の平成26年度当初予算額は、右から3列目にありますように、1,122億4,848万5千円です。これを右から2列目の「平成25年度当初予算額」と比較しますと、その右の欄にありますように、19億5,725万1千円の減、率にして、1.7%の減となっています。増減の主な要因ですが、その下の行にあります、事業費については、教育センターの大規模改修経費が約9億円増加する一方、昨年8月に実施しました全国高等学校総合体育大会開催に係る経費が約5億円減額となるなど、約6億3,500万円の増額、その下の行の人件費については、教職員数の減などに伴い、約26億円の減額となっています。

個別事業の説明については、次のページの「平成26年度一般会計当初予算案の概要」をご覧ください。教育委員会の主な事業について、ご説明します。上から4番目「県立学校施設整備事業」27億9,475万3千円です。この事業は、高校再編プランに基づく施設整備や、学校施設の長寿命化と学習環境の改善を図るため、大規模改造等を実施するものです。26年度は高校再編プラン分として、別府及び玖珠新設校の整備を実施します。2つ下、6番「中学校学力向上対策支援事業」2億8,815万1千円です。この事業は、客観的な数値目標を盛り込んだ推進計画を策定し、学力向上に取り組む市町村に対して、習熟度別指導推進教員を配置するなどの支援を行うものです。26年度は新たに、生徒の更なる学力向上を図るため、各教科部会毎に優良事例集を作成し、公開授業等を実施します。3つ下、9番「いじめ・不登校等未然防止対策事業」1億3,436万3千円です。この事業は、いじめや不登校などの未然防止を図るもので、26年度は新たに、不登校の生徒への支援や未然防止に取り組むため、不登校対策プランを策定した市町村にコーディネーターを配置します。また、小中学校が連携し、仲間づくりなど、工夫を凝らした取組による魅力のある学校づくりを推進するものです。次のページ中ほど、18番「放課後・土曜学習支援事業」8,684万1千円です。この事業は、学力向上と豊かな心を育成するため、地域において放課後や土曜日を活用し、補充学習に重点を置きながら体験活動等にも取り組む市町村に対し支援を行うものです。下から2つ目、23番「小・中学校フッ化物洗口推進事業」205万1千円です。この事業は、児童生徒の歯と口腔の健康づくりを推進するため、小中学校においてフッ化物洗口の普及啓発を行うものです。なお、フッ化物洗口の薬剤については、県福祉保健部の予算で計上しています。以上でございます。

(藤本教育人事課長)

「職員の配偶者同行休業に関する条例」の内容について、ご説明いたします。

7ページをご覧ください。平成25年11月22日に「地方公務員法の一部を改正する法律」が公布され、地方公務員の継続的な勤務を促進するため、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする配偶者同行休業制度が創設されたところであります。制度の概要といたしましては、職員が、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にする場合、公務の運営に支障がないと認めるときは、3年を超えない範囲内において当該休業を承認することができるというものであります。また、当該休業期間中は職を保有したまま職務に従事せず、給与は支給しない扱いとなります。今回、地方公務員法の一部が改正されたことにもない、「職員の配偶者同行休業に関する条例」の議案について、知事より教育委員会に意見が求められております。学校職員にも同条例を適用し、条例施行期日は平成26年4月1日となっております。以上でございます。

(竹野教育財務課長)

「大分県使用料及び手数料条例の一部改正について」教育委員会関係部分につきましてご説明いたします。新旧対照表等でご説明いたしますので、8ページをお開き下さい。

8ページから25ページの内容につきましては、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、教育委員会所管の施設である大分県立総合体育館、大分県立芸術会館、大分県立歴史博物館、大分県立社会教育総合センター、大分県立社会教育総合センター香々地青少年の家、及び大分県立社会教育総合センター九重青少年の家における種々の使用料について、下欄の現行使用料から上段の金額に改正するものでございます。なお、変更がなされていない部分がございますが、これは端数処理によるものでございます。

続きまして26ページをお開き下さい。

県立高等学校の授業料等の改正でございます。条例の改正についての説明の前に、まず、県立高等学校の授業料に係る新しい制度についてご説明いたします。

県立高等学校の授業料は、上段の枠囲みにありますように、平成25年度までは、原則不徴収となっておりますが、このたび国において制度の見直しが行われ、授業料不徴収制度に代わる新たな支援策として、平成26年4月から就学支援金制度（いわゆる授業料無償化への所得制限の導入）が実施されます。

まず、中程の四角囲みをしております制度の要点について説明いたします。1つ目は、就学支援金は授業料に充当されるので、受給する生徒

は、これまでと同様、授業料を負担しなくてもよいこと。2つ目は、就学支援金の支給には所得制限が導入されていること。3つ目は、就学支援金の支給は、平成26年4月に入学する新1年生から実施され、すでに在学中の生徒には従来の不徴収制度が適用されること。4つ目は、生徒は就学支援金を受給するためには、申請書とともに課税証明書等を提出して、大分県教育委員会から受給資格の認定を受ける必要があること。などが挙げられます。

次に、今回の制度改正の最大のポイントであります所得制限について具体的に説明いたします。就学支援金の受給資格は、市町村が発行する課税証明書等に記載されている、親権者の「市町村民税所得割額」の合計額で判断することになります。矢印で示しておりますが、所得割額の合計が30万4,200円（両親と子ども2人の4人世帯で年収910万円相当）を基準として、それ未満の世帯の生徒には、就学支援金が支給され授業料の負担はありません。反対に、30万4,200円以上の場合は支給の対象外となり、授業料をご負担いただくこととなります。

次に、条例改正の概要についてご説明いたします。

27ページをご覧ください。改正内容の一点目ですが、現行条例の別表第一の県立高等学校の項の備考欄に、不徴収制度の適用を受けない者に限り授業料を徴収する旨を規定しておりましたが、不徴収制度の廃止に伴い、これを削除するものでございます。これに伴い、条例上は授業料を徴収することになりますが、新たに制定された「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の第7条により、国から支給される就学支援金を充てますので、所得割額が30万4,200円未満の場合は、授業料を納めなくてよいこととなります。

改正内容の二点目ですが、就学支援金制度への移行に伴い、国が就学支援金に係る支給限度額を定めたことにより、現行条例の規定のうち、定時制の授業料「一単位1,750円」が、国の支給限度額である「一単位1,740円」を10円上回るようになっております。

現行条例の規定のままでは、定時制課程の就学支援金支給対象者全員から差額の10円を負担していただくこととなりますので、生徒に負担が生じないように、定時制の授業料を、1,740円に改正するものでございます。

また、聴講料（爽風館高等学校で開設している公開講座の受講者から徴収している）についても、これと合わせて1,750円から1,740円へ改正するものでございます。

改正内容の三点目は、新しい就学支援金制度は、平成26年4月以降に入学する生徒を対象としており、平成25年度以前から県立高等学校に在学している生徒については、引き続き、これまでの不徴収制度が適用され、授業料は原則無償となりますので、附則の第2項において経過措置を規定いたしますとともに、平成25年度以前から県立高等学校に

在学している生徒のうち、附則第2項の規定により従前どおり授業料を納入する義務のある場合は、公平性を保つため、今回の改正後の金額が適用されるよう附則の第3項で定めるものでございます。

最後に28ページをお開き下さい。県立学校の照明設備使用料の改正でございます。県では、県民の日常生活におけるスポーツ活動の活性化を促進するため、学校教育に支障のない範囲で、県立高等学校体育施設の開放を行っています。今回は、その際に徴収する照明設備使用料について消費税率の改正に伴い改正いたしますとともに、県立高等学校の統廃合による学校数の減少に対応し、開放施設の数を確保するため、県立特別支援学校の体育館を新たに開放対象施設とし、それに伴い照明設備使用料を新設するものでございます。

以上でございます。

(法雲社会教育課長)

「警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部を改正する条例」のうち、教育委員会関係部分についてご説明いたします。29ページをお開きください。

まず1の条例の概要ですが、大分市において「住居表示に関する法律」に基づき「王子西南・王子山の手地区住居表示整備事業」が実施され、本年1月11日付けで同市大字生石、大字駄原及び三芳の各地域の一部が新たな町の区域として画されたこと等に伴い、該当区域内警察署の管轄区域及び公の施設の設置等条例のうち位置表示について、規定を整備する必要があるので提出するものです。

2改正の内容をご覧ください。

教育委員会関係施設として、大分県立図書館及び大分県立先哲史料館の住所表示が「大分市大字駄原587番地1」から「大分市王子西町14番1号」に変更されたため、「大分県立図書館の設置及び管理に関する条例第2条」及び「大分県立先哲史料館の設置及び管理に関する条例第2条」について、位置を定める規定をそれぞれ変更後の表示に改正するものです。

なお、条例の施行期日は公布の日からとしています。

次のページから2ページにかけて、新旧対照表を上段に改正後（新）下段に改正前（旧）として掲げています。

以上でございます。

(松田委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(麻生委員)

使用料の手数料の変更ですが、消費税が変わることによって変更ということで、また変わると思うのですが世の中の流れが外税方式になっているのですが、県の使用料というのはそういうのは考えないのでしょうか。

(竹野教育財務課長)

県の使用料は消費税を含んだ形でということになっております。

使用料手数料についてはそもそも消費税を取らない対象外で、その算定には消費税を含んで算定するというやり方です。

(岩崎委員長)

この中に金額が上がっていない部分がありますよね。この部分は消費税対象外だということですか。端数の問題とその他の考慮が入っていると思うのですが。

(竹野教育財務課長)

算定の中に消費税を含んだ形で算定していきます。端数の処理の仕方が100円未満の場合は1円単位と10円単位がありますが、例えば10ページ、柔剣道場の照明設備60円、100円未満の10円単位の手数料ですので端数の処理の仕方が1円単位は切り上げという整理です。120円の場合は、100円以上1000円未満の使用料になりますので10円単位とする場合は1円単位を四捨五入というルールになっております。実は端数の整理が一律でなくて、いろいろな場合にわかれるということです。

(麻生委員)

もう一度確認ですが、消費税かからないといったんですか。

(竹野教育財務課長)

消費税の対象ではありません。算定の中には、例えば照明設備とかですと電気料等が算定の基本に入ってきます。その電気料等は消費税を含んだ額で算定していった積み上げていくという、基本的にはそういう算定をしております。

(岩崎委員)

消費税がかかる使用料が入ってる分については、その分だけを抜き出して、それをさっきの基準でということですよ。

ももとの消費税の対象外で、消費税のかかる部分があるからその上がる部分についてそれを考慮して、この金額を決めたという考えなのか、それとも全部一律の消費税の金額を考慮して考えたのか、どちらで

すか。

(野中教育長)

電気代とか消費税が上がる分については、請求が上がり県が支払いますのでその分は消費者から負担してもらおうということです。

(岩崎委員長)

はい、わかりました。

高校の無償化をやめた関係で910万円という年収制限がありますよね。これは割合からいうと、どれくらいの方に負担していただくことになるのですか。

(竹野教育財務課長)

だいたい一割ちょっとぐらいです。全国的な数字だと思います。

(河野教育次長)

それより多い数の方が申請してくる可能性があります。

(岩崎委員)

これは申請制度ですね。

(竹野財務課長)

はい。

(麻生委員)

今度の入試の中にその項目は入っていますか。

(竹野教育財務課長)

今回の制度については合格発表後に各学校で合格者説明会の段階で保護者には説明いたします。それと現在文部科学省の方から中学3年生の生徒・保護者を対象にパンフレットを配布しております。そういうところで周知をしております。

(松田委員長)

他に何かありませんか。

(林職務代理者)

予算のところですが、例えば7番の小学生の国際交流活動推進事業ということで15校とか7校とか選んでいくと思うのですが、選ぶのはど

うしても都会の方が中心になってくるのかなと思うのですが。そうではなくて全県下にうまく配置されるのですか。

(姫野義務教育課課長補佐)

これは市町村教育委員会を通じまして募集をいたします。

(林職務代理者)

手をあげるということですね。わかりました。

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第1号議案の承認について、お諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第1号議案については、提案どおり承認します。

## 第2号議案 教育職員免許状に関する規則の一部改正について

(松田委員長)

それでは、第2号議案「教育職員免許状に関する規則の一部改正について」提案を求めます。

(野中教育長)

第2号議案「教育職員免許状に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。

第2号議案の9ページをご覧ください。

今回の規則改正の背景は、文部科学省、厚生労働省が「認定こども園法」の改正により学校教育と保育を一体的に提供する「幼保連携型認定こども園」の創設を平成27年4月から予定しており、この円滑な移行を進めるために、教育職員免許法の一部改正により設けられた「幼稚園教諭免許特例」に対応するためのものです。

併せて、「教育職員免許状に関する規則」に定めております免許状申請に必要な様式についての所要の見直しを行いたいと考えるものです。

内容につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

(藤本教育人事課長)

「教育職員免許状に関する規則の一部改正について」9ページから1



1 ページの一部改正の概要で説明します。

9 ページの「1 「教育職員免許状に関する規則」の改正理由及び内容」についてです。

「(1) 教育職員免許法附則第 19 項の規定に基づく幼稚園教諭免許特例に係る改正について」説明します。

経過内容等に記載しておりますとおり、①平成 25 年 7 月 1 日施行の教育職員免許法の一部改正、②平成 25 年 8 月 8 日施行の教育職員免許法施行規則の一部改正がありました。

#### ①免許法の一部改正について

(目的) に記載しておりますように、学校教育と保育を一体的に提供する施設である幼保連携型子ども園が平成 27 年 4 月から創設されます。この幼保連携型子ども園には、幼稚園免許と保育士資格を持った「保育教諭」を置くこととされ、この改正を円滑に移行するため、特例を設け、免許・資格の併有を促進することとしています。

今説明したことに関連して、10 ページをご覧ください。一番下の○にあるように、現在の幼稚園・保育士のうち 1/4 は一方だけの免許・資格で勤務しております。施行後 5 年間は、幼稚園教諭免許状か保育士資格のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができる経過措置が設けられています。

再度 9 ページをご覧ください。

(内容) に記載しておりますように、平成 27 年 4 月の新たな認定こども園施行から 5 年間に限り、現在保育士資格を持っている人については、保育士としての勤務経験と大学等の単位取得により教育職員検定による幼稚園教諭免許状の授与ができる特例措置を設けたものです。(同様に幼稚園免許状のみの保有者に対して保育士資格付与の特例も設けられています。)

#### ②免許法施行規則の一部改正

特例措置による具体的な免許状付与要件については、免許法施行規則の一部改正で定められ、保育士資格保有者で保育士経験 3 年かつ勤務時間 4320 時間以上となる者については、大学等で習得する必要がある単位数を 8 単位修得すれば、幼稚園免許状(1 種または 2 種)を授与することを規定したものです。

今説明したことに関連して、11 ページをご覧ください。

保育所に勤務する保育士のうち、幼稚園免許の併有状況は 76% であり、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を促進するため、真中に太枠で囲んだ内容が充たされれば、5 年間に限り幼稚園免許状を授与するものです。

もう一度 9 ページにお戻りください。

#### ③本県の「教職員免許状に関する規則」の一部改正

①の免許法、②の免許法施行規則の一部改正を受け、幼稚園免許特例

に対応するため、各都道府県において、教育職員検定による免許状授与申請に係る手続きについて定める必要が生じたことから、すでに規則等で規定されている必要書類に加え、基礎資格を証する書類、保育士としての実務成績を証する書類、単位取得を証する書類について、(ア)第13条に3項として幼稚園教諭免許特例手続きを追加するとともに、

(イ)国の免許法施行規則の一部改正に伴い生じる条ズレ修正等の規定整備を行うものです。

次に、「(2)様式の一部改正」についてですが、1ページのとおり、様式中の「本籍地」の記載を「本籍地(都道府県名)」とすること、必要な規定の整備を行うものです。

施行期日は平成26年4月1日としております。

ご審議の程よろしく申し上げます。

(松田委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(林職務代理者)

改正についてはよいと思います。本年度教員免許状の偽造等の事件があったと思いますが、この改正に関して本人確認等がおろそかになることはないですか。

(藤本教育人事課長)

通常の教職員検定による教員免許状発行と同様の手続きであり、全国的な免許システムに登録するので問題はおきないと思います。

(林職務代理者)

そうですか。

(松田委員長)

保育教諭の免許は文科省と厚労省のどちらが管轄するのですか。

(藤本教育人事課長)

「保育教諭」について、5年間は幼稚園教諭免許・保育士資格のどちらか一方があれば特例で対応するとしており、今回の改正では、一方しか持たない者への措置をそれぞれの省が管轄しています。

(松田委員長)

現場の保育士は夏季休業中の単位取得が難しいです。H27年度からの「保育教諭」の設置が先に決まっているが中身が決まっています。

一方しかもっていない者は後から持っていない分の免許・資格が必要となり混乱しています。また2種免許状は1種免許状にするのが望ましいとなっていると思います。幼稚園免許をとるのにどの単位が必要でどこで取れるか等についてはきちんとまとめてだしてほしいです。(要望のみ)

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第2号議案の承認について、お諮りいたします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第2号議案については、提案どおり承認します。

### 第3号議案 大分県立特別支援学校学則の一部改正について

(松田委員長)

それでは、第3号議案「大分県立特別支援学校学則の一部改正について」提案を求めます。

(野中教育長)

第3号議案「大分県立特別支援学校学則の一部改正について」ご説明いたします。

第3号議案の1ページをご覧ください。

本議案は、大分県特別支援教育推進計画に基づき、県立盲学校高等部の保健医療科を廃止し、県立聾学校高等部の専攻科に産業技術科を設置することを提案するものです。

内容につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

(後藤特別支援教育課長)

大分県特別支援教育推進計画に基づく大分県立特別支援学校学則の一部改正について、ご提案させていただきます。

議案書をご覧ください。改正点は、2点ございます。

まず、県立盲学校の保健医療科の廃止に伴う改正です。

県立盲学校の保健医療科につきましては、計画策定当初、平成22年度に当該学科へ入学した生徒1名が3年間の課程を修了して卒業する平成24年度末をもって廃止する予定でありました。しかし、この生徒の卒業が修得単位数の不足により認められなかったため、所定の単位を修

得して卒業が認定され、在籍数が0となる予定の平成25年度末をもって廃止するものです。

新旧対照表ではページ右側、盲学校高等部、保健医療科を削除いたします。

続いて、県立聾学校専攻科の産業技術科の新設に伴う改正です。

県立聾学校専攻科の再編については、平成22年度10月22日の教育委員会において、聴覚障がい者対象の職業科を平成26年度に新設するようにすることを議決しています。

このことに基づき、産業技術科を名称とする学科の新設を提案します。

なお、平成25年9月26日開催の教育委員会において、平成26年度の聾学校高等部専攻科については、「産業技術科」を仮称として、入学定員を決定しています。

新旧対照表ではページ左側、聾学校専攻科に産業技術科を加えます。

続いて附則についてですが、以上2点の改正の施行期日は、平成26年4月1日とします。

以上、大分県立特別支援学校学則の一部改正について、ご提案させていただきました。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

(松田委員長)

ただいまご提案のありました議案について、質疑・意見等のある方はお願いします。

(林職務代理人)

これまでに議論してきたことですね。

(松田委員長)

はい。そうです。

それでは、ただ今、提案のありました第3号議案の承認について、お諮りいたします。第3号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第3号議案については、提案どおり承認します。

## 【報 告】

### ①高校改革フォローアップ委員会の報告について

(松田委員長)

それでは、報告第1号「高校改革フォローアップ委員会の報告について」報告をしてください。

(高畑高校教育課長)

本年度6月に設置し開催してきました高校改革フォローアップ委員会の協議結果についてご報告いたします。

この報告書は、高校改革フォローアップ委員会で委員長を務められました。大分大学教授の堀 泰樹先生より、去る2月24日に提出されたものです。

報告書に協議結果の要旨が掲載されていますので、それを用いて説明させていただきます。

それでは報告書である資料の1・2ページをお開きください。「高校改革フォローアップ委員会の概要」「検証の概要」「まとめと今後の方向性」の順に報告します。

まず1ページ上の「高校改革フォローアップ委員会の概要」についてです。

この委員会の目的は、平成17年に策定した「高校改革推進計画」に基づく高校改革の実施について検証を行い、その成果と課題を明らかにし、今後の高校づくりに活かすことにあります。検証対象は、三重総合高校ほか前期再編整備の学校9校になります。

検証は「高校改革推進計画」の中の大きな柱である、「特色ある学校づくり」、「適正な学校規模及び学校・学科の配置」、そして「学校選択の拡大」の3項目について行い、6月から12月にかけて委員会を5回開催しました。

この5回の協議事項と内容につきましては、資料の6ページにお示ししています。第1回は計画の策定経緯と概要、そして協議の視点について説明し、第2回以降、具体的な協議が行われました。

委員会は学識経験者、学校関係地域代表、教育研究団体関係者など27名で構成されています。これにつきましては、説明資料の45ページに委員会構成をお示ししています。

それでは、資料1ページにお戻りいただき、2の「検証の概要」をご覧ください。

まずはIの「特色ある学校づくり」についての検証をご覧ください。「前期再編整備計画」で示された総合選択制高校などの新しいタイプの

高校について、その成果と課題をまとめたものです。

総合選択制高校になった三重総合、国東、宇佐産業科学、中津東の各高校では、生徒の進路目標や興味・関心に応じた科目選択ができるようになっており、普通科における進学体制や専門学科における専門性も担保されている、という評価をいただいています。しかし、一方で、生徒の学習ニーズを的確に把握した選択科目の設定、科目選択する際の指導の在り方、そして総合選択制高校についての積極的な情報提供の必要性などが、課題として挙げられています。

大分豊府中、豊府高校が該当します中高一貫教育校については、中学校で行われている思考力・判断力・表現力等を伸ばす教育を、高校においても更に進めていく必要があると指摘されています。

別府青山高校、大分雄城台高校が該当します単位制普通科高校については、単位制の特長が充分活かされておらず、教育課程等の見直しが必要であるとも指摘を受けています。

また、爽風館高校が該当する独立単位制高校については、多様な生徒を受け入れる体制が整い、所謂、高校教育のセーフティネットの役割を果たしている、という評価をいただいています。課題としては、この高校の特色ある教育活動を、広く県民に知らせるための広報活動の必要性が挙げられています。

次に2ページ上のⅡ「適正な学校規模及び学校・学科の配置」についての検証をご覧ください。

再編整備により各高校が適正規模で維持されており、例えば、地歴や理科の各教科内で、日本史や化学などを専門とする教員が配置できたこと、また、部活動も増えて生徒の選択の幅が広がったことなどが成果として認められています。しかし、一方で、地域の高校の教育活動に係る実績等が、地元関係者などに充分伝わっていないという課題も挙げられています。

それではⅢの「学校選択の拡大」についての検証をご覧ください。

「学校選択の拡大」は、平成20年度入試から普通科高校の通学区域を撤廃し生徒の進路選択の幅を広げるとともに、生徒が自分に合った高校を主体的に選択できるようにし、併せて、地域の高校が生徒から選ばれるための特色ある学校づくりをすることを目指したものです。

この協議では、一定の成果は出ているものの、目指した成果にはまだ充分でなく、途上にあることから、成果と課題を分けずに併記すべきであるという方向で意見がまとまりました。(1)では、学校選択の幅は拡大したものの、生徒が主体的に将来を見据えて進路選択ができるようになるための、キャリア教育の一層の推進が課題であると指摘されています。(2)(3)では、教員の意識改革や特色ある学校づくり、そして、そのための地域と連携した学校づくりは進んではきたが、今後、それが継続され、さらに地域の声が充分反映されたものになるような学校運営

が求められました。そして（４）では、通学区域の撤廃に合わせて進学指導重点８校を指定し、現在は全ての普通科設置校にも、その取組を広げ進学力向上に努めてきたことについて、その成果は認めつつも、全県一区にした以上、県内のどこでも質の高い授業を生徒が受けることができるように、教員の資質・能力の向上に一層努める必要があるとの指摘を受けています。

最後に３の「まとめと今後の方向性」についてご説明します。これまで述べました検証の結果を踏まえて、県教育委員会と学校は、諸課題の解決に取り組むべきであるとまとめられています。また、今後、少子化が進行する中での地域の高校の維持、新しい時代に相応しい普通科や専門学科の在り方、そして、これからの高校生に求められる「生きる力」を保証する高校教育の在り方などについて、検討が必要であるとの方向性が示されました。

今回の報告書にある内容は、これまで再編整備してきた高校と、これから再編整備を控えている高校の学校づくりに活かして参ります。併せて、これからの大分県の高校教育の在り方を広く検討する際にも、この委員会で協議された内容を参考にしていきたいと考えています。

以上で報告を終わります。

（松田委員長）

何か質問・ご意見等はありませんか。

（岩崎委員）

今日の朝刊で、総合選択制について就労ニーズと合わないという指摘と、全県一区化による大分市への集中懸念という点が挙げられていますが、要旨にはそのような記載がなく、報告書のどこに記載されているかを教えて下さい。

（高畑高校教育課長）

総合選択制高校については、９頁の意見の中で「科目選択をする際、地元産業界などにも耳を傾け、どのような力を付けて欲しいのか知る必要がある」という意見がありました。その下にあるように、「総合選択科目で、生徒のニーズが無い科目を設定することは問題だ」ということで、主には、生徒の学習ニーズにいかに対応するか、選択科目を用意出来たか、そういうところをご意見の中心だったと思います。

９頁の生徒アンケート結果では、「総合選択制についてどう思っているか」の設問に対し、「良い」「どちらかと言えば良い」との肯定的な意見が多く、選んだ理由にも「進路目標や興味関心に応じて進路を選べる」が一番多かったです。「概ね今の学校生活に満足している」もありましたが、科目の設定や科目選択のさせ方について工夫の余地があるという

ことでありました。

もうひとつの全県一区は、35頁以降に意見が紹介されています。協議の中では、「大分市内に志願者が集中しているのではないか」とか「大分市内の中学生をどう思っているのか」といったご意見や、一方で「全県一区になったのは良いことだ。努力した中学生が選べる。主役は中学生で、中学生の立場で高校を選べることは仕方がない」という意見も出されました。

37頁には、選択枠が増えるので、大分市内等に流動化するという状況にも当然なるが、全県一区についてはフェアであるし、高校は自由に選択させたいという意見が出ました。概ね、今の制度に肯定的な意見であったことが報告書の中に示されています。

ただし、どこにいても同じような質の高い教育が受けられるよう、一層の取組が必要であるとのことご指摘も併せて受けています。

(岩崎委員)

総合選択制科目については殆どの方が肯定的な意見を出されて、その中で一部否定的な意見として、興味を引く科目がないという指摘を受けたということによいですか。

(高畑高校教育課長)

そうです。科目選択へのニーズにいかにか合う選択科目を設定するかが必要です。

(岩崎委員)

9頁で、地元産業界にも耳を傾け、どのような力を付けたのか知る必要があるという部分とアンケートの③の興味関心を引く科目がないというのは、連動していますか。

(高畑高校教育課長)

アンケートは生徒が答えたものなので、直接の連動性はないですが、委員としていろんな立場の地元の方がいらっしゃる中で、特に専門学科の場合には、地元の産業に貢献する人材をいかに育てるかという使命がありますので、地元の産業界の話もよく聞いておく必要があるのではないかと指摘がありました。

(岩崎委員)

県教育委員会としては、今回の協議結果をもとに、更に踏み込んで今後の改革をきちんとやっていきたいと思っており、我々自身の勉強会もやりたいと思っています。



(松田委員長)

高校改革はいろんなことについて地域の関心も高い分野です。県教育委員も研究し、より良いものを考えていきたいと思えます。

(麻生委員)

今回の報告の対象は前期再編整備ですが、現在は後期の最終段階に入っており、今後の検証はどういうふうと考えておけばいいですか。

(高畑高校教育課長)

フォローアップ委員会は一旦終了し報告も出たので、報告の内容について、前期の対象校とこれから再編を控えている学校を含めてしっかり伝え、個々の課題の解決に向けて取り組みたいと思えます。

ただし、後期がまだ終わっておらず、27年度に新設高校が2校開校するが既存校が29年度まで続くので、その後に後期について検証したいと考えています。今回の検証が後期の改善にいかにつながったかということも含めて、検証・検討を進めることになると思えます。

## ②教育の情報化の推進について

(松田委員長)

それでは、報告第2号「教育の情報化の推進について」報告をしてください。

(竹野教育財務課長)

大分県教育情報化推進戦略2014について、報告いたします。

報告②の資料をご覧ください。

教育情報化推進戦略につきましては、教育の情報化を推進する上での基本方針と施策を明示し、取り組みを進めていくために昨年度から策定しております。その内容については、毎年見直しを行うこととしており、昨年9月から庁内の作業部会や策定委員会等を開催してとりまとめを行ったものです。

戦略の構成は、2ページから8ページまでが全体の概要と基本的な考え方などを示したもの、9ページから最終の26ページまでが各施策ごとの取り組み内容等を具体的に示したものとなっております。

それでは、資料の8ページをお開きください。これは、戦略2014の施策を体系にしたもので、この体系は戦略2013と同様となっております。まず、体系について、簡単に説明いたします。目的は、一番左にありますように、「教育情報化の推進による大分の未来を担う子供たちの育成」であります。

その右側の目標については、大きく3つの柱があり、一番目の柱は、

「教育情報化推進体制の確立」、2番目の柱は「子供たちの情報活用能力の育成」、3番目の柱は、「学校教育の情報化」でこれは、「授業の情報化の推進」と「校務の情報化の推進」の2つに分れています。それぞれの目標に対して、その一つ飛んで右にありますように、2つから4つの施策を実施することとしており、その右に施策のポイントを簡潔にお示ししています。

次に、これらの施策のうち、今回、見直しを行ったり、来年度重点的に取り組むこととしている施策について説明いたします。

まず、1番目の目標の「教育情報化推進体制の確立」の施策の2つ目、「学校の教育情報化推進体制の確立」についてです。今年度は、学校内の情報化推進計画の策定や各種研修会の企画・実施などを行う教育情報化推進委員会を県立学校に設置しました。、来年度は、市町村立の小中学校にも推進委員会を設置することとしております。なお、この推進委員会は、新たに組織を設置するのではなく、既存の学校運営委員会などと兼ねることができることとしております。

また、その下の学校C I O及び情報化推進リーダーの育成ですが、推進委員会の最高責任者である学校C I Oには校長、推進リーダーには教頭や教務主任が当たることとしており、校長や教頭等がそれぞれの役割を果たせるよう実践的な研修を実施します。

次に、2番目の目標の「子供たちの情報活用能力の育成」の2番目の施策「児童生徒の情報モラル教育の推進と家庭・地域との連携」についてです。インターネットやSNSなどの急速な普及により、子供たちがインターネットに悪口を書かれたり、犯罪に巻き込まれたりするケースが増加しております。子供たちがインターネットや情報端末を正しく利用し、トラブルを回避できる力を身につけるようにする必要があります。このため、今年度に引き続いて、県内全ての中学校、高校においてネットトラブル・情報モラル出前授業を実施するとともに、来年度は新たに、教職員等がネットトラブルや情報モラルについて、児童生徒を指導できるようにするための人材育成研修を行うこととしています。

次に、3つ目の目標のうちの「校務の情報化の推進」の一番上の施策「校務支援システムの充実」についてです。今年度は、県立高校に生徒の試験結果や授業の出席状況等を管理できる総合成績管理システムを導入したところですが、来年度は、高校の入学試験の結果を入力することで、合否の判定をはじめ平均点や得点の分布などを自動で算定できる「高等学校入学者選抜システム」を新たに開発します。これにより、入学試験事務に携わる教職員の負担軽減を図ることとしています。

以上が教育情報化推進戦略2014の概要です。来年度も引き続き、県・市町村教育委員会並びに各学校が一体となって、教育情報化の推進に取り組んでまいります。

以上です。

(松田委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(林職務代理者)

佐伯市の小学校に見学に行きましたが、今後どのように取り組み、広げていくのですか。

(竹野教育財務課長)

現在は、産学官連携事業として、情報端末やデジタル教科書等を利用した授業を実施していますが、この取り組みを更に検証し、普及していくようにしたいです。

### ③高校生等奨学給付金について

(松田委員長)

それでは、報告第3号「高校生等奨学給付金について」報告をしてください。

(竹野教育財務課長)

高校生等奨学給付金につきましてご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

まず概要ですが、高校生の教育費負担を軽減するため、低所得者世帯の生徒に対し奨学金を給付するものです。

次に支給の要件ですが、市町村民税の非課税世帯（これには生活保護世帯も含まれます。）が対象となります。

また、保護者等が、県内に在住していることなどが必要となります。

就学支援金制度と同様に平成26年度の入学者（新1年生）から、学年進行で実施となりますので、新2年生や新3年生は対象となりません。

次に支給額ですが、公立高校（以下の説明は全て公立高校とさせていただきます。）で申しますと、生活保護世帯が年額32,300円となります。

生活保護世帯以外の世帯で第1子の高校生がいる世帯は37,400円、また23歳未満の扶養されている兄や姉がいる世帯で第2子以降の高校生がいる世帯は129,700円となっております。

次の2ページをお開きください。この表は、生活保護世帯以外の支給額の考え方をポンチ絵にして表したものです。

まず世帯Aをご覧ください。

高校生1人だけの世帯については、支給額は年額で37,400円となります。

次に世帯Dをご覧ください。

高校生の上に23歳未満の扶養されている兄や姉（大学生とか、専門学校生とかが想定されますが）がいる場合には、高校生は第2子となりますので支給額は129,700円となります。

またこの変化形として世帯Cをご覧ください。

高校生が3人いる場合です。

26年度は1年生のみが対象となりますので、この場合は3つ子の姉妹という想定にします。

1番上の生徒は兄や姉がいまないので37,400円、2番目以下の生徒は兄や姉がいますので、それぞれ129,700円が支給されることとなります。

また、23歳未満でも扶養されていない兄や姉（世帯F）や、弟や妹（世帯G）23歳以上の兄や姉（世帯H）は対象外となりますので、いずれも支給額は37,400円となります。

以上でございます。

（松田委員長）

何か質問・ご意見等はありませんか。

（林職務代理者）

予算は国100%負担ですか。

（竹野教育財務課長）

国が3分の1、県が3分の2です。

（林職務代理者）

来年度の予算に計上されているのですか。

（竹野教育財務課長）

公立分で約7,000万円を計上しています。

## 【協 議】

### ①教育行政及び教育指導の重点方針（平成26年度）について

（松田委員長）

それでは、協議の①「教育行政及び教育指導の重点方針（平成26年

度) について」協議をします。

(佐野教育改革・企画課長)

〈説明概要〉

- ・ 26年度は「大分県教育委員会の重点方針」と名称をする。
- ・ 重点方針の経緯  
県民や市町村教育委員会、各学校に県教委の姿勢や重点的な取組、考え方を理解していただくため、重点的に行う事項をコンパクトにとりまとめているもの。  
(平成22年度版から新設し、今回で5回目)
- ・ 来年度の基本的な考え方  
学校改革として、「芯の通った学校組織」の定着に取り組むことを明確にする。  
読みやすさに配慮して、記載内容を精選し全体のボリュームが増えないようにする。(最大2ページ(両面1枚)) ※指標は削除
- ・ 構成  
「改革の徹底」＋「重点項目」で構成
- ・ スケジュール  
2月25日 教育委員会(協議)  
→協議を踏まえ本文を作成、委員に意見照会  
3月第2回 教育委員会(議案)決定  
→公表(市町村、各学校等へ周知)

(松田委員長)

ただいま説明がありましたが、質疑・意見等のある方はお願いします。

(林職務代理者)

簡潔にした方がいいと思います。特に義務制、県立もそうですが全県の校長先生にお会いして意見交換をし、いろいろな意見が出ました。各学校の運営委員会についても非常に理解していただいて、かなり変わってきたという印象を受けましたので、それを踏まえて、それを超えるような内容にしなければいけない、統括したうえでもっと、という気がしておりますのでよろしく願いいたします。

(麻生委員)

事前に教育委員会の前に一回くらい出しますか。

(佐野教育改革・企画課長)

教育委員会では一回と考えておりますが、事務局の方で案を作って事前に照会・議論させていただきたいと思っております。

(麻生委員)

そうですね。お願いします。

(松田委員長)

3月2回目の教育委員会にむけて十分に検討させていただきたいと思っております。

## ②土曜授業の実施に係る大分県立学校管理規則の一部改正について

(松田委員長)

それでは、協議の②「土曜授業の実施に係る大分県立学校管理規則の一部改正について」協議をします。

(高畑高校教育課長)

### 〈説明概要〉

・校長が、教育上必要があると認める場合には、あらかじめ教育委員会（県教委）の承認を得て、土曜日等に授業を行うことができるように、県立学校管理規則を一部改正する。

(松田委員長)

ただいま説明がありましたが、質疑・意見等のある方はお願いします。

(林職務代理者)

管理規則の改正ということは、土曜日に出勤した先生を、どのように休ませるかということですか。

(高畑高校教育課長)

県立学校の学校管理規則に学校休業日という定めがあるが、その休業日の中で土曜日等については、学校長が必要があると認める場合には、教育委員会の承認を得て、授業が行うことができるという文言を付け加えるということであります。

(松田委員長)

それでは、今回の協議の結果を踏まえて、進めてください。

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かございませんか。

それでは、非公開の議事を行いますので、関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

2課（教育改革・企画課、教育人事課）在室

## 【議案】

### 第4号議案 平成26年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について

（松田委員長）

それでは、第4号議案「平成26年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について」提案を求めます。

（説明）

（松田委員長）

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

（質問、意見）

（松田委員長）

それでは、ただ今、提案のありました第4号議案の承認について、お諮りいたします。第4号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

（採決）

第4号議案については、提案どおり承認します。

### 第5号議案 大分県スポーツ推進審議会委員の任命について

（松田委員長）

それでは、第5号議案「大分県スポーツ推進審議会委員の任命について」提案を求めます。

(説明)

(松田委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(質問、意見)

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第5号議案の承認について、お諮りいたします。第5号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第5号議案については、提案どおり承認します。

## 第6号議案 大分県文化財保護審議会委員の委嘱について

(松田委員長)

それでは、第6号議案「大分県文化財保護審議会委員の任命について」提案を求めます。

(説明)

(松田委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(質問、意見なし)

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第6号議案の承認について、お諮りいたします。第6号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。



(採 決)

第6号議案については、提案どおり承認します。

## 【協 議】

### ③別杵・速見地域及び日田・玖珠地域新設高校の設置学科について

※当初、非公開であったが意思決定がなされたため要旨を公開する。(要旨公開日：3月27日)

(教育委員会事務局)

〈説明概要〉

- |  |
|--|
| <p>①別杵・速見地域及び日田・玖珠地域新設高校情報提供の理由2点<br/>(地域の関心が高い、普通科の教育環境確保が心配されている)</p> <p>②情報提供の方法<br/>(両町教育委員会と高校あて、7月1日に提供)</p> <p>③今後の情報提供<br/>(10月に学科の方向性等、3月は学科名や概要・学級数)</p> <p>④今回提供する資料の説明</p> |
|--|

(教育委員からの質問・意見)

- ・別府市の観光におけるニーズは何語か。また、例えば韓国語を履修した場合、それに対応したセンター試験の科目はあるのか。
- ・中国語とハングル語を(指導できる)先生はいるのか。
- ・別府新設校のグローバルコミュニケーション科の中に海外姉妹校とあるが、現在既にあるのか。
- ・(両地域とも)施設整備計画が表に出てなく、予算化したものを地元の人たちが知りたがっている。計画について上手く広報ができているのか。
- ・農業教育も推進して頂きたい。

(教育委員会事務局)

- ・ニーズは英語が中心である。センター試験の外国語では、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語がある。
- ・非常勤で配置している。
- ・(海外姉妹校は)語学留学先のニュージーランドにある。
- ・(施設整備計画は)今年の予算に係ることなので、まだ(広報)でき

ていない。

- ・（農業教育については）既存校の実績や特徴を新設校に引き継ぎ活かしつつ、課題の部分は教育課程や教育活動の中にしっかり反映させていく。

#### ④教員採用選考試験の見直しについて

（松田委員長）

それでは、協議の④「教員採用選考試験の見直しについて」協議をします。

（説明）

（松田委員長）

質疑・意見等のある方はお願いします。

（質問・意見等）

（松田委員長）

2回の協議をふまえ、方向性に異議はないと思いますので、事務局はさらに検討を重ねていただきたいと思います。

それでは、これで平成25年度第23回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

# 平成25年度第23回大分県教育委員会会議次第

日時 平成26年2月25日(火)

13:40~16:35

場所 教育委員室

## 1 開 会

## 2 署名委員の指名

## 3 議 題

### (1) 議 案

- 第1号議案 平成26年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について
- 第2号議案 教育職員免許状に関する規則の一部改正について
- 第3号議案 大分県立特別支援学校学則の一部改正について
- 第4号議案 平成26年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について
- 第5号議案 大分県スポーツ推進審議会委員の任命について
- 第6号議案 大分県文化財保護審議会委員の委嘱について

### (2) 報 告

- ①高校改革フォローアップ委員会の報告について
- ②教育の情報化の推進について
- ③高校生等奨学給付金について

### (3) 協 議

- ①教育行政及び教育指導の重点方針(平成26年度)について
- ②土曜授業の実施に係る大分県立学校管理規則の一部改正について
- ③別府・速見地域及び日田・玖珠地域新設高校の設置学科について
- ④教員採用選考試験の見直しについて

### (4) その他

## 4 閉 会

第一号議案

平成二十六年第一回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号）第二十九条の規定により、知事から平成二十六年第一回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について意見を求められたので、別紙（案）のとおり回答する。

平成二十六年二月二十五日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

提案理由

知事から照会のあった平成二十六年第一回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について、別紙（案）のとおり回答したいので提案する。

教委教改第 号  
平成26年2月 日

案

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県教育委員会  
委員長 松田 順子

議案に対する教育委員会の意見について(回答)

平成26年2月19日付け財第1105号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

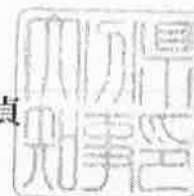
原案のとおり提出することに、異議ありません。

財 第 1 1 0 5 号  
平成26年2月19日

大分県教育委員会

委員長 松 田 順 子 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞



議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議 案 名

（議 案）

- ・平成26年度大分県一般会計予算関係部分
- ・職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- ・大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
- ・警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について

2 議案上程県議会

平成26年第1回定例県議会

## 平成26年度当初予算案 歳出

(単位:千円)

款	項	平成26年度 当初予算額	平成25年度 当初予算額	差引増減
10	教育費	① 120,795,661	121,691,532	△ 895,871
	教育総務費	6,012,051	4,978,168	1,033,883
1	(生活環境部所管)	② 7,446,062	6,389,625	1,056,437
	小計	13,458,113	11,367,793	2,090,320
2	小学校費	42,049,697	42,482,196	△ 432,499
3	中学校費	24,559,649	25,271,181	△ 711,532
4	高等学校費	26,694,514	27,844,260	△ 1,149,746
5	特別支援教育費	9,882,756	9,940,126	△ 57,370
6	大学費 (企画振興部・福祉保健部所管)	③ 1,101,114	1,096,171	4,943
7	社会教育費	2,033,704	2,118,690	△ 84,986
8	保健体育費	1,016,114	1,571,115	△ 555,001
教育委員会所管分計(①-②-③)		112,248,485	114,205,736	(△1.7%) △ 1,957,251
	うち事業費	構成比 (10.8%) 金額 12,087,688	(10.0%) 11,452,608	635,080
	うち人件費	構成比 (89.2%) 金額 100,160,797	(90.0%) 102,753,128	△ 2,592,331

&lt;参考&gt;

県予算額に占める教育委員会予算額の割合	19.0%	19.6%	
県予算額	591,820,000	581,726,000	10,094,000

## 平成26年度一般会計当初予算案の概要

(単位:千円)

事業名	平成26年度 当初予算案 平成25年度 当初予算額	当初予算案の概要	所管課
1 特 「芯の通った学校組織」 定着推進事業	2,516 (0)	学力・体力の向上等、学校の組織的な解決力を強化するため、目標達成に向けて組織的に取り組む「芯の通った学校組織」を推進する。 ・学校・保護者・地域住民による調査・研究委員会の設置 ・主幹教諭等に対する研修	教育改革・企画課
2 教育センター機能強化事業	1,067,006 (156,306)	学力向上やいじめ・不登校対策など多様化する教育課題に対応するため、教育センターの研修体系を見直し、効果的な研修が行えるよう研修室等の整備を行うとともに、築後43年が経過し老朽化が著しい施設の大規模改修を行う。(27年3月竣工)	教育人事課
3 新 公立高等学校等奨学金給付事業	70,163 (0)	修学に意欲のある高校生等が、保護者の経済的理由によりその機会を奪われることのないよう、奨学金を給付する。 ・対象 市町村民税非課税世帯 第1子 年額 37,400円 第2子以降 年額 129,700円 生活保護受給世帯(修学旅行費相当分) 年額 32,300円	教育財務課
4 県立学校施設整備事業	2,794,753 (2,824,602)	高校再編プランに基づき施設整備を行うとともに、学校施設の長寿命化と学習環境の改善を図るため、大規模改造等を実施する。 ・高校再編プラン分 2校(別府・玖珠新設高校) ・大規模改造 12棟(大分工業高校など8校) ・非構造部材耐震対策(26年度完了)	教育財務課
5 小学校学力向上対策支援事業	184,196 (44,249)	客観的な数値目標を盛り込んだ推進計画を策定して学力向上に取り組む市町村に対し、習熟度別指導推進教員(18人)を配置する。 基礎・基本の定着だけでなく、活用力の理解度を把握するため、学力定着状況調査(小5)を実施する。	義務教育課
6 中学校学力向上対策支援事業	288,151 (290,469)	客観的な数値目標を盛り込んだ推進計画を策定して学力向上に取り組む市町村に対し、習熟度別指導推進教員(36人)を配置する。 ・学力定着状況調査(中2)を実施 【特】教員の指導力を高め、生徒の更なる学力向上を図るため、各教科部会毎に優良事例集を作成し、公開授業等を行う。	義務教育課
7 小学生国際交流活動推進事業	2,041 (2,041)	児童の外国文化への理解やコミュニケーション能力の向上を図るため留学生等との交流活動を行う。 ・大学キャンパス1日留学 15校 ・留学生等との交流会 15校 ・大分国際車いすマラソン外国人選手との交流会 7校 ・子ども国際交流キャンプ 5・6年生50人	義務教育課
8 特 ふるさとの魅力発見・継承推進事業	3,649 (0)	児童生徒が郷土の歴史や文化財、音楽、美術作品に直接触れ、郷土に対する誇りや愛着心を養うため、歴史遺産や美術作品の鑑賞機会等を提供する。 ・郷土の歴史遺産や史跡等のバス巡見 ・県内の芸術家等と共同作品の制作 など	義務教育課
9 いじめ・不登校等未然防止対策事業	134,363 (9,621)	【特】不登校の生徒への支援や未然防止に取り組むため、不登校対策プランを策定した市町村にコーディネーター(教員16人)を配置する。 【新】小中学校が連携し、仲間づくりなどの工夫を凝らした取組により魅力ある学校づくりを推進する。 児童生徒が自ら取り組む「いじめゼロ子どもサミット」を開催する。	生徒指導推進室
10 いじめ・不登校解決支援事業	125,526 (124,951)	生徒や保護者の悩み等に対応するため、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を小・中・高等学校に配置する。 ・小学校配置 64校 ・中学校配置 128校(全校) ・高等学校配置 24校 心身危害を伴った対処困難事案等に対し、「いじめ解決支援チーム」を学校に派遣する。 (24時間全国統一相談ダイヤル 0570-078310)	生徒指導推進室
11 特別支援学校就労支援事業	22,452 (31,660)	特別支援学校生徒の一般就労を促進するため、職業教育を充実し、就職に向けた生徒の意識改革や企業からの評価向上を図るため、アドバイザーを配置する。 ・就労支援アドバイザー 6人 ・技能検定の実施	特別支援教育課
12 新 情緒障害児短期治療施設 附設校開設支援事業	65,394 (0)	情緒障害児短期治療施設に入所する児童生徒の学校教育を円滑に実施するため、施設敷地内に大分市が設置する小中学校分校の施設整備に助成する。 ・開校時期 平成27年4月(予定)	特別支援教育課 教育財務課



事業名	平成26年度 当初予算案 平成25年度 当初予算額	当初予算案の概要	所管課
13 進学力パワーアップ事業	8,700 (6,152)	普通科高校の生徒・教員を対象に難関大学にも十分対応できる学力及び指導力の強化を図るため、意欲ある生徒を対象としたセミナーを実施するとともに、教員の教科指導力を強化するため、科目毎に入試問題や授業の研究等を行う。	高校教育課
14 はつらつ大分人材育成事業	15,140 (14,259)	グローバルな人材育成のため、海外留学を志す高校生に対し、事前研修や支援金の交付を行う。 【新】短期留学支援制度（10万円 20人） 長期留学支援制度（30万円 5人）	高校教育課
15 高校生キャリア教育ステップアップ事業	8,215 (8,399)	高校卒業後の進路希望に応じたキャリア教育を推進するため、社会人や先輩、地域社会に貢献する地元企業者などの講演会を各学校で開催するとともに、インターンシップなどを実施する。	高校教育課
16 農林水産高校生チャレンジ支援事業	12,090 (10,655)	地域の農林水産業を支える人材を育成するため、高校生が進路を見据えた学習や技術習得を進められるよう、学校農業クラブ活動の活性化及び人材育成のための実践的な実習の充実を図る。 ・全国大会最優秀校指導者による合同研修会 ・農業高校生による地元中学校への出前授業 【新】水産高校生への外部人材による技術指導 など	高校教育課
17 学校図書館活用教育支援事業	26,933 (46,992)	学力向上と豊かな心を育成するため、学校図書館のサポーター配置を計画的に進める市町村を支援し、28年度までに全小学校配置を促進する。 司書教諭や学校図書館サポーターの資質向上と学校図書館の活性化を図るため、専門的なノウハウを持つアドバイザーの派遣等を行う。	社会教育課
特 18 放課後・土曜学習支援事業	86,841 (0)	学力向上と豊かな心を育成するため、地域において放課後や土曜日を活用し、補充学習に重点を置きながら体験活動等にも取り組む市町村を支援する。 ・放課後チャレンジ教室（標準40日/年 155教室） 活動時間全体の5割は補充学習を実施 ・土曜教室（標準20日/年 155教室） 活動時間全体の3割は補充学習を実施	社会教育課
19 子ども科学体験推進事業	14,921 (14,755)	子どもたちの科学や技術への興味・関心を高めるため、小中学生が気軽に科学実験などを楽しめる常設の科学体験ルーム(0-Labo)を設置するとともに、公民館や放課後子ども教室等での出前講座を実施する。	社会教育課
20 女性による地域力向上支援事業	2,949 (549)	女性が地域で生き活きと活躍できるよう、地域婦人会の活動を周知するなど、次代を担う人材育成を支援する。 【特】女性活動実践フォーラムの開催（6市） ・リーダー研修の開催	社会教育課
21 おおいた学びの輪推進事業	7,992 (7,999)	生涯学習社会の形成に向け、ふるさと大分について学ぶ講座の開設など、学習機会を提供するとともに、福祉保健部等と連携し、地域づくりに参画する人材育成を支援する。	社会教育課
22 まちなかアートギャラリー推進事業	5,782 (5,783)	県立美術館開館に向けた機運醸成を図るため、まちなか支局を核に、商店街や県立芸術文化短期大学等と連携したイベントを年間を通じて開催する。 ・公募型アートイベント（絵画等展示、パフォーマンス）など	文化課
新 23 小・中学校フッ化物洗口推進事業	2,051 (0)	児童生徒の歯と口腔の健康づくりを推進するため、小中学校においてフッ化物洗口の普及啓発を行う。 ・郡市PTA連合会での保護者向け研修 ・普及啓発DVD作成 ※別途、歯科医師会によりフッ化物洗口の指導を実施(健康対策課)	体育保健課
24 大分っ子体力向上推進事業	24,092 (23,060)	児童生徒の体力向上を図るため、小学校の体育専科教員を県内各地域に配置する。（24人） 中学校においては、体育推進教員を指定し、域内の教職員の実技指導力の向上を図る。（16校）	体育保健課

## 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

### 制定趣旨

・地方公務員法の改正に伴い、公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度を導入する。

### 背景

- 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）
  - ・「女性の採用・登用の促進や男女の子育て等の両立支援について、まずは公務員から率先して取り組む」
- 人事院の意見の申出（平成25年8月8日）
  - ・国家公務員の配偶者同行休業制度の創設について、意見の申し出がなされた。

第185回国会において成立

### 国家公務員の配偶者同行休業法 に関する法律

（平成25年11月22日公布、未施行（平成26年2月22日までに施行））

### 地方公務員法一部改正 （配偶者同行休業制度創設）

（平成25年11月22日公布、未施行（平成26年2月22日までに施行））

### 制度概要

対 象	職員（臨時的任用職員、非常勤職員を除く）
休業事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が、外国での勤務等により外国に滞在する配偶者と生活を共にする場合</li> <li>○配偶者が海外に滞在する事由 （6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。）</li> <li>（1）外国での勤務 （2）外国での事業の経営、その他個人が業として行う活動</li> <li>（3）外国の大学への修学 （4）その他人事委員会が定める事由</li> </ul>
休業期間	3年以内
給 与 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休業期間中は支給しない。（復職時に50/100等の号給調整あり）</li> <li>・退職手当の算定に当たっては、休業期間を除算する。</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休業中も地方職員共済組合員の身分は有する。</li> <li>・休業中は公務災害の適用を受けない。</li> </ul>
条例施行期日	平成26年 4月 1日

大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号) 新旧対照表

公の施設 名称		使用料の名称		区		分		単		位		金		額		備	考	
																		第三條、第三條の二關係
大分県立総合体育館	大分県立総合体育館専用使用料	大体育室	アマチュアスポーツに使用する場合	その他に使用する場合	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前
小体育室	アマチュアスポーツに使用する場合	その他に使用する場合	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前
柔道場	アマチュアスポーツに使用する場合	その他に使用する場合	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前
剣道場	アマチュアスポーツに使用する場合	その他に使用する場合	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前
大分県立総合体育館	大分県立総合体育館専用使用料	大体育室	アマチュアスポーツに使用する場合	その他に使用する場合	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前
小体育室	アマチュアスポーツに使用する場合	その他に使用する場合	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前
柔道場	アマチュアスポーツに使用する場合	その他に使用する場合	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前
剣道場	アマチュアスポーツに使用する場合	その他に使用する場合	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前
大分県立総合体育館	大分県立総合体育館専用使用料	大体育室	アマチュアスポーツに使用する場合	その他に使用する場合	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前
小体育室	アマチュアスポーツに使用する場合	その他に使用する場合	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前
柔道場	アマチュアスポーツに使用する場合	その他に使用する場合	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前
剣道場	アマチュアスポーツに使用する場合	その他に使用する場合	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前

改正案

現行



大分県立 総合体育館 個人使用料												
トレーニングルーム			卓球		バドミントン		柔道場		グクワイミン			
			照明設備を使用する	照明設備を使用しない場合	照明設備を使用する	照明設備を使用しない場合	一般		小学生	中学生	高校生	
一人一回	一人一回	一人一回	一人一回	一人一回	一人一回	一人一回	一人一回	一人一回	一人一回	一人一回	一人一回	一人一回
三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	一七〇円	六一〇円	三三〇円	三三〇円	二二〇円	二二〇円	二二〇円	七〇円	一〇〇円
1. 照明設備を使用する場合は、照明設備の係属材料を徴収する。 2. 中学生、高校生、小学生の生徒、児童、児童をらにいう。												

大分県立 総合体育館 個人使用料												
トレーニングルーム			卓球		バドミントン		柔道場		グクワイミン			
			照明設備を使用する	照明設備を使用しない場合	照明設備を使用する	照明設備を使用しない場合	一般		小学生	中学生	高校生	
一人一回	一人一回	一人一回	一人一回	一人一回	一人一回	一人一回	一人一回	一人一回	一人一回	一人一回	一人一回	一人一回
三三〇円	三三〇円	三三〇円	一七〇円	六一〇円	三三〇円	三三〇円	二二〇円	二二〇円	二二〇円	二二〇円	七〇円	一〇〇円
1. 照明設備を使用する場合は、照明設備の係属材料を徴収する。 2. 中学生、高校生、小学生の生徒、児童、児童をらにいう。												

大分県立総合体育館		アマチュアスポーツに使用する場				アマチュアスポーツに使用する場				一人一時間
専用使用料		その他に使用する場合				専用使用料				一人一時間
		午前	午後	夜間	一時間	午前	午後	夜間	一時間	五〇円
		八、二五〇円	一三、八〇〇円	一一、〇〇〇円	二、七五〇円	六九〇円	二、七五〇円	三、四五〇円	二、〇五〇円	
<p>1 用具の必要体育料 2 午前九時前 3 午後五時正 4 祝日 5 土曜日 6 日曜日 7 祝日 8 土曜日 9 日曜日 10 祝日 11 土曜日 12 日曜日 13 祝日 14 土曜日 15 日曜日 16 祝日 17 土曜日 18 日曜日 19 祝日 20 土曜日 21 日曜日 22 祝日 23 土曜日 24 日曜日 25 祝日 26 土曜日 27 日曜日 28 祝日 29 土曜日 30 日曜日 31 祝日 32 土曜日 33 日曜日 34 祝日 35 土曜日 36 日曜日 37 祝日 38 土曜日 39 日曜日 40 祝日 41 土曜日 42 日曜日 43 祝日 44 土曜日 45 日曜日 46 祝日 47 土曜日 48 日曜日 49 祝日 50 土曜日 51 日曜日 52 祝日 53 土曜日 54 日曜日 55 祝日 56 土曜日 57 日曜日 58 祝日 59 土曜日 60 日曜日 61 祝日 62 土曜日 63 日曜日 64 祝日 65 土曜日 66 日曜日 67 祝日 68 土曜日 69 日曜日 70 祝日 71 土曜日 72 日曜日 73 祝日 74 土曜日 75 日曜日 76 祝日 77 土曜日 78 日曜日 79 祝日 80 土曜日 81 日曜日 82 祝日 83 土曜日 84 日曜日 85 祝日 86 土曜日 87 日曜日 88 祝日 89 土曜日 90 日曜日 91 祝日 92 土曜日 93 日曜日 94 祝日 95 土曜日 96 日曜日 97 祝日 98 土曜日 99 日曜日 100 祝日</p>										四〇円

館総大  
合分  
体県  
育立

使用料				附属設備の	用場	グ	フ	エ	ン	シ	ン
使用料				附属設備の	用場	グ	フ	エ	ン	シ	ン
柔道場	大体育室暖房設備	大体育室冷房設備	照明設備	放送設備	高校生・中学生・小学生	一般	一人二時間	一人二時間	一人二時間	一人二時間	一〇〇円
冷房設備	大体育室暖房設備	大体育室冷房設備	照明設備	放送設備	高校生・中学生・小学生	一般	一人二時間	一人二時間	一人二時間	一人二時間	一〇〇円
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間
八二〇円	一〇、八〇〇円	一五、四〇〇円	七〇円	三、三五〇円	六〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円
<p>°額五額上に間冷け法四団三団二の育法一すをぞ算及三用額び項料きて団で を十に記つ中暖るのの体体加協人る乗れ額び項料は前ののの使体次 加を`使いの房団適福教地盟会大公益。じ二に前のの`項割額上用がに 算乗百用て使使体用社育方団及分益。た分`項割額上の増`記す主掲 すじ分料は用用6を関育関公体び県財額その増`記加額第使算及三用とし るたのの`料期受係係係共そ体団と一れ加額第使算及三用とし</p>											

館総大  
合分  
体県  
育立

使用料				附属設備の	用場	グ	フ	エ	ン	シ	ン
使用料				附属設備の	用場	グ	フ	エ	ン	シ	ン
柔道場	大体育室暖房設備	大体育室冷房設備	照明設備	放送設備	高校生・中学生・小学生	一般	一人二時間	一人二時間	一人二時間	一人二時間	一〇〇円
冷房設備	大体育室暖房設備	大体育室冷房設備	照明設備	放送設備	高校生・中学生・小学生	一般	一人二時間	一人二時間	一人二時間	一人二時間	一〇〇円
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間
八〇〇円	一〇、五〇〇円	一五、〇〇〇円	六四円	三、二六〇円	五〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円
<p>すじ分料は用用6け法四団三団二の育法一すをぞ算及三用額び項料きて団で るたのの`料期るのの体体団及分。る乗れ額び項料は前ののの使体次 °額五額上に間冷け法四団三団二の育法一すをぞ算及三用額び項料きて団で を十に記つ中暖るのの体体加協人る乗れ額び項料は前ののの使体次 加を`使いの房団適福教地盟会大公益。じ二に前のの`項割額上用がに 算乗百用て使使体用社育方団及分益。た分`項割額上の増`記す主掲 すじ分料は用用6を関育関公体び県財額その増`記加額第使算及三用とし るたのの`料期受係係係共そ体団と一れ加額第使算及三用とし</p>											

館総大 合分 体県 育立										
料会 議室 使用			料研 修室 使用							
第三会議室	第二会議室	第一会議室	第二研修室	第一研修室	折りたたみいす	長机	電光得点表示装置	剣道場 暖房設備	柔道場	剣道場
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一脚一回	一脚一回	一組一回	一時間		
一九〇円	一九〇円	三三〇円	五四〇円	五四〇円	三〇円	六〇円	三、三五〇円	七二〇円		
冷間に間暖 用の房使 用は、料 料は、期 中の房使 用は、料 記つて、 五つ、 にあつて のあつて 分のあつ する。										

館総大 合分 体県 育立										
料会 議室 使用			料研 修室 使用							
第三会議室	第二会議室	第一会議室	第二研修室	第一研修室	折りたたみいす	長机	電光得点表示装置	剣道場 暖房設備	柔道場	剣道場
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一脚一回	一脚一回	一組一回	一時間		
一九〇円	一九〇円	三三〇円	五二〇円	五三〇円	三〇円	五〇円	三、二六〇円	七〇〇円		
冷間に間暖 用の房使 用は、料 料は、期 中の房使 用は、料 記つて、 五つ、 にあつて のあつて 分のあつ する。										





大分県立  
芸術会館

多目的室使用料	会議室使用料		講座室使用料	講堂使用料	展示室使用料					
	第一会議室	第二会議室			入場料等を徴収する場合			入場料等を徴しない場合		
					第三展示室	第二展示室	第一展示室	第三展示室	第二展示室	第一展示室
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一日	一日	一日	一日	一日	一日
三八〇円	五四〇円	七九〇円	三八〇円	七三〇円	一三、四〇〇円	八、五〇〇円	一八、〇〇〇円	一一、三〇〇円	六、七〇〇円	一四、七〇〇円

六律十法二をすこ価入収にすわか名費会、料1  
号第十二(昭)学校(学校)を準(こ  
第二(昭和)教育(学校)を引(こ  
十法二育(学校)の類他対る徴と場問いの理、料は場  
。収料合覧人そ者めが4しはのすし育基育学す(者に徒  
しはのす等の等る別、ない、観るて活づ課校る(を準(こ  
な、観るが付及障に知、徴覧場観動く程の者引(こ  
い徴覧場観添び害定事 収料合覧と教に教が率むるら

大分県立  
芸術会館

多目的室使用料	会議室使用料		講座室使用料	講堂使用料	展示室使用料					
	第一会議室	第二会議室			入場料等を徴収する場合			入場料等を徴しない場合		
					第三展示室	第二展示室	第一展示室	第三展示室	第二展示室	第一展示室
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一日	一日	一日	一日	一日	一日
三七〇円	五二〇円	七七〇円	三七〇円	七一〇円	一三、〇〇〇円	八、三〇〇円	一七、五〇〇円	一一、〇〇〇円	六、五〇〇円	一四、三〇〇円

六律十法二をすこ価入収にすわか名費会、料1  
号第十二(昭)学校(学校)を準(こ  
第二(昭和)教育(学校)を引(こ  
十法二育(学校)の類他対る徴と場問いの理、料は場  
。収料合覧人そ者めが4しはのすし育基育学す(者に徒  
しはのす等の等る別、ない、観るて活づ課校る(を準(こ  
な、観るが付及障に知、徴覧場観動く程の者引(こ  
い徴覧場観添び害定事 収料合覧と教に教が率むるら

			大分県立 芸術会館
			和室使用料
設備使用料	展示室照明用ライト	アップライトピアノ	譜面台
一個	一台	一台	一台
六〇円	八〇〇円	六〇円	六〇円

正九使用料上るを乗のて房五はにに用のなをい用間房3と乗の額使は用場使主る会教で文び係校並をす条  
 午時用の記。加じ四はに十百あ、料上い徴場て料中使するじ五に用、料合用催もが育大化芸団教びいるに  
 まか(午一回額使算た十百あ、分つ冷の記場収料はにの用冷。た十百料上ののすしの定委分団術体育にう。学規  
 であ前のは用す額を分つ暖のて房額使合し等、つ使期暖額を分の記額使るてがめ員県体・及開学)校定

			大分県立 芸術会館
			和室使用料
設備使用料	展示室照明用ライト	アップライトピアノ	譜面台
一個	一台	一台	一台
五〇円	七八〇円	五〇円	五〇円

正九使用料上るを乗のて房五はにに用のなをい用間房3と乗の額使は用場使主る会教で文び係校並をす条  
 午時用の記。加じ四はに十百あ、料上い徴場て料中使するじ五に用、料合用催もが育大化芸団教びいるに  
 まか(午一回額使算た十百あ、分つ冷の記場収料はにの用冷。た十百料上ののすしの定委分団術体育にう。学規  
 であ前のは用す額を分つ暖のて房額使合し等、つ使期暖額を分の記額使るてがめ員県体・及開学)校定

大分県立 大史博物館										大分県立 芸術会館	
特別展観覧料					常設展観覧料						
個人					個人						
団体(20人以上)					団体(20人以上)						
大学生・高校生		一般			大学生・高校生		一般				
一人一回		一人一回			一人一回		一人一回				
別、その都度知事が定める額					別、その都度知事が定める額						
1. 小学生 100円 2. 中学生 100円 3. 高校生 150円 4. 大学生 150円 5. 一般 300円					1. 小学生 100円 2. 中学生 100円 3. 高校生 150円 4. 大学生 150円 5. 一般 300円						
1. 小学生 100円 2. 中学生 100円 3. 高校生 150円 4. 大学生 150円 5. 一般 300円										1. 小学生 100円 2. 中学生 100円 3. 高校生 150円 4. 大学生 150円 5. 一般 300円	

		館歴大 史分 博県 物立
講堂 使用料		
一 時 間		
六 五 〇 円		
<p>料合用催もが育大護文団教びいるに法学1 上ののすしの定委分団化体育にう学規第校 記額使るてがめ員県体財及関学)校定一教 使は用場使主る会教で保び係校並をす条育(</p>	<p>°収料合覧人そ者めが4しはのすし育基育学す)者に徒童学及 しはのす等の等る別 な`観るて活づ課校る)を準(又校び な`観るが付及障に知い徴覧場観動く程の者引含ずれはの高 い徴覧場観添び害定事 °収料合覧と教に教が率むるら生児等</p>	
		館歴大 史分 博県 物立
講堂 使用料		
時 間		
六 三 〇 円		
<p>料合用催もが育大護文団教びいるに法学1 上ののすしの定委分団化体育にう学規第校 記額使るてがめ員県体財及関学)校定一教 使は用場使主る会教で保び係校並をす条育(</p>	<p>°収料合覧人そ者めが4しはのすし育基育学す)者に徒童学及 しはのす等の等る別 な`観るて活づ課校る)を準(又校び な`観るが付及障に知い徴覧場観動く程の者引含ずれはの高 い徴覧場観添び害定事 °収料合覧と教に教が率むるら生児等</p>	

館歴大  
史分  
博県  
物立

算た十百あゝ分あゝ料上い用間房2すじ五に用  
する額を分つ暖のつ冷の記て料中使る。た十百料  
。を乗のて房五て房額使はにの用冷 額を分の  
加じ四はに十百にに用ゝつ使期暖 と乗の額

館歴大  
史分  
博県  
物立

算た十百あゝ分あゝ料上い用間房2すじ五に用  
する額を分つ暖のつ冷の記て料中使る。た十百料  
。を乗のて房五て房額使はにの用冷 額を分の  
加じ四はに十百にに用ゝつ使期暖 と乗の額



		大分県立 社会教育 総合セン ター	
宿泊料			
用者	県内利	第二和	第一和
		室	室
者	青少年団体及びその指導者	第二和	第一和
		室	室
	青少年団体及びその指導者	社会教育関係団体青少年 団体(学生、生徒及び児童 の団体を含む。)	社会教育関係団体青少年 団体(学生、生徒及び児童 の団体を含む。)
	一人一泊	一時間	一時間
	四六〇円	三五〇円	四七〇円
	一「高校生」と は高等学校の生 徒及びこれに準 ずる者をいい、		

		大分県立 社会教育 総合セン ター	
宿泊料			
用者	県内利	第二和	第一和
		室	室
者	青少年団体及びその指導者	第二和	第一和
		室	室
	青少年団体及びその指導者	社会教育関係団体青少年 団体(学生、生徒及び児童 の団体を含む。)	社会教育関係団体青少年 団体(学生、生徒及び児童 の団体を含む。)
	一人一泊	一時間	一時間
	四六〇円	三四〇円	四六〇円
	一「高校生」と は高等学校の生 徒及びこれに準 ずる者をいい、		



		大分県立 社会教育 総合セン ター香々 地青少年 の家	
	専用使用料		
	1 研修室	中学生・小学生(県外利用者に限る。)、高校生及び青少年団体 その他のもの	一人一泊 七〇〇円
	2 研修室	中学生・小学生(県外利用者に限る。)、高校生及び青少年団体 その他のもの	一人一泊 七〇〇円
	3 研修室	中学生・小学生(県外利用者に限る。)、高校生及び青少年団体 その他のもの	一人一泊 七〇〇円
ホール	中学生・小学生(県外利用者に限る。)、高校生及び	一人一泊 三九〇円	
			「中学生・小学生」とは中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者をいう。

		大分県立 社会教育 総合セン ター香々 地青少年 の家	
	専用使用料		
	1 研修室	中学生・小学生(県外利用者に限る。)、高校生及び青少年団体 その他のもの	一人一泊 六〇〇円
	2 研修室	中学生・小学生(県外利用者に限る。)、高校生及び青少年団体 その他のもの	一人一泊 六〇〇円
	3 研修室	中学生・小学生(県外利用者に限る。)、高校生及び青少年団体 その他のもの	一人一泊 六〇〇円
ホール	中学生・小学生(県外利用者に限る。)、高校生及び	一人一泊 二八〇円	
			「中学生・小学生」とは中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者をいう。

大分県立 社会教育 総合セン ター香々 地青少年 の家		青少年団体 その他のもの		レクリ エーシ 者に限る。）、高校生及び 青少年団 体		その他のもの		視聴覚 室 青少年団 体		その他のもの		ブ ラ ネ タ リ ウ ム 館 個 人 使 用 料		キ ャ ン プ 場 使 用 料		宿 泊 料							
青少年団体		その他のもの		中学生・小学生(県外利用 者に限る。）、高校生及び 青少年団 体		その他のもの		中学生・小学生(県外利用 者に限る。）、高校生及び 青少年団 体		その他のもの		中学生・小学生(県外利用 者に限る。）、高校生、青 少年団 体及びその指導者		中学生・小学生(県外利用 者に限る。）、高校生、青 少年団 体及びその指導者		高校生及びその指導者		青少年団体及びその指導 者		社会教育関係団体及びそ の指導者		その他のもの	
一時間	七八〇円	一時間	一六〇円	一時間	三三〇円	一時間	七〇円	一時間	一一〇円	一人一回	二二〇円	一人一回	一五〇円	一人一泊	三七〇円	一人一泊	四六〇円	一人一泊	九二〇円	一人一泊	二五〇円	一、二五〇円	上記専用使用料の額に、冷房にあつては百分の五十、暖房にあつては百分の四十を乗じて得た額を加算する。
一時間	七六〇円	一時間	六〇円	一時間	三二〇円	一時間	六〇円	一時間	一一〇円	一人一回	二二〇円	一人一回	一五〇円	一人一泊	三六〇円	一人一泊	四五〇円	一人一泊	九〇〇円	一人一泊	二〇〇円	一、二〇〇円	上記専用使用料の額に、冷房にあつては百分の五十、暖房にあつては百分の四十を乗じて得た額を加算する。

		大分県立 社会教育 総合セン ター九重 青少年の 家		大分県立 社会教育 総合セン ター九重 青少年の 家	
		専用使用料		専用使用料	
		県外利 用者		県外利 用者	
中学生・小学生(県外利用)	中学生・小学生(県外利用)	中学生・小学生(県外利用)	中学生・小学生(県外利用)	中学生・小学生(県外利用)	中学生・小学生(県外利用)
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間
三九〇円	四四〇円	二二〇円	二二〇円	二二〇円	四三〇円
らに準ずる者をいう。		らに準ずる者をいう。		らに準ずる者をいう。	
1 「高校生」とは、高等学校の生徒及びこれに準ずる者をいう		1 「高校生」とは、高等学校の生徒及びこれに準ずる者をいう		1 「高校生」とは、高等学校の生徒及びこれに準ずる者をいう	
2 「中学生・小学生(県外利用者)とは、県外の中学校及び小学校に在籍する生徒及び児童並びにこれらに準ずる者をいう。		2 「中学生・小学生(県外利用者)とは、県外の中学校及び小学校に在籍する生徒及び児童並びにこれらに準ずる者をいう。		2 「中学生・小学生(県外利用者)とは、県外の中学校及び小学校に在籍する生徒及び児童並びにこれらに準ずる者をいう。	
3 冷暖房使用期間中の専用使用料については、上記専用使用料の額に、冷房にあつては百分の五十、暖房にあ		3 冷暖房使用期間中の専用使用料については、上記専用使用料の額に、冷房にあつては百分の五十、暖房にあ		3 冷暖房使用期間中の専用使用料については、上記専用使用料の額に、冷房にあつては百分の五十、暖房にあ	
中学生・小学生(県外利用)	中学生・小学生(県外利用)	中学生・小学生(県外利用)	中学生・小学生(県外利用)	中学生・小学生(県外利用)	中学生・小学生(県外利用)
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間
三八〇円	四三〇円	二二〇円	二二〇円	二二〇円	四三〇円
らに準ずる者をいう。		らに準ずる者をいう。		らに準ずる者をいう。	
1 「高校生」とは、高等学校の生徒及びこれに準ずる者をいう		1 「高校生」とは、高等学校の生徒及びこれに準ずる者をいう		1 「高校生」とは、高等学校の生徒及びこれに準ずる者をいう	
2 「中学生・小学生(県外利用者)とは、県外の中学校及び小学校に在籍する生徒及び児童並びにこれらに準ずる者をいう。		2 「中学生・小学生(県外利用者)とは、県外の中学校及び小学校に在籍する生徒及び児童並びにこれらに準ずる者をいう。		2 「中学生・小学生(県外利用者)とは、県外の中学校及び小学校に在籍する生徒及び児童並びにこれらに準ずる者をいう。	
3 冷暖房使用期間中の専用使用料については、上記専用使用料の額に、冷房にあつては百分の五十、暖房にあ		3 冷暖房使用期間中の専用使用料については、上記専用使用料の額に、冷房にあつては百分の五十、暖房にあ		3 冷暖房使用期間中の専用使用料については、上記専用使用料の額に、冷房にあつては百分の五十、暖房にあ	

大分県立 社会教育 総合セン ター九重 青少年の家		ホール		視聴覚 室		プラネタリウム室 個人使用料		キャンプ場 使用料	
者に限る。)、高校生及び 青少年団体		その他のもの		中学生・小学生(県外利用 者に限る。)、高校生及び 青少年団体		中学生・小学生(県外利用 者に限る。)、高校生、青 少年団体及びその指導者 その他のもの		中学生・小学生(県外利用 者に限る。)、高校生、青 少年団体及びその指導者 その他のもの	
1時間		1時間		1時間		1時間		1人1泊	
780円		220円		440円		110円		150円	
つては百分の四 十を乗じて得た 額を加算する。 4 宿泊室を利用 した場合は専用 使用料及びプラ ネタリウム室個 人使用料は、徴 收しない。		つては百分の四 十を乗じて得た 額を加算する。 4 宿泊室を利用 した場合は専用 使用料及びプラ ネタリウム室個 人使用料は、徴 收しない。		つては百分の四 十を乗じて得た 額を加算する。 4 宿泊室を利用 した場合は専用 使用料及びプラ ネタリウム室個 人使用料は、徴 收しない。		つては百分の四 十を乗じて得た 額を加算する。 4 宿泊室を利用 した場合は専用 使用料及びプラ ネタリウム室個 人使用料は、徴 收しない。		つては百分の四 十を乗じて得た 額を加算する。 4 宿泊室を利用 した場合は専用 使用料及びプラ ネタリウム室個 人使用料は、徴 收しない。	

大分県立 社会教育 総合セン ター香々 地青少年 の家		ホール		視聴覚 室		プラネタリウム室 個人使用料		キャンプ場 使用料	
者に限る。)、高校生及び 青少年団体		その他のもの		中学生・小学生(県外利用 者に限る。)、高校生及び 青少年団体		中学生・小学生(県外利用 者に限る。)、高校生、青 少年団体及びその指導者 その他のもの		中学生・小学生(県外利用 者に限る。)、高校生、青 少年団体及びその指導者 その他のもの	
1時間		1時間		1時間		1時間		1人1泊	
760円		220円		430円		110円		150円	
つては百分の四 十を乗じて得た 額を加算する。 4 宿泊室を利用 した場合は専用 使用料及びプラ ネタリウム館個 人使用料は、徴 收しない。		つては百分の四 十を乗じて得た 額を加算する。 4 宿泊室を利用 した場合は専用 使用料及びプラ ネタリウム館個 人使用料は、徴 收しない。		つては百分の四 十を乗じて得た 額を加算する。 4 宿泊室を利用 した場合は専用 使用料及びプラ ネタリウム館個 人使用料は、徴 收しない。		つては百分の四 十を乗じて得た 額を加算する。 4 宿泊室を利用 した場合は専用 使用料及びプラ ネタリウム館個 人使用料は、徴 收しない。		つては百分の四 十を乗じて得た 額を加算する。 4 宿泊室を利用 した場合は専用 使用料及びプラ ネタリウム館個 人使用料は、徴 收しない。	

## 高等学校等就学支援金制度について

### 県立高等学校の授業料

平成25年度まで…授業料不徴収制度により、原則不徴収（H22.4.1以降）

平成26年度から…就学支援金制度へ移行（H26.4.1から）

### 〈 就学支援金制度の概要 〉

就学支援金制度とは … 受給資格のある生徒へ、授業料に充てるための就学支援金を支給する制度

- ・受給資格 ①日本国内に住所を有し、高等学校を卒業していない者
- ②高等学校の在学期間が36月（定時制・通信制は48月）を超えていない者
- ③保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者 ←

#### 要点

- 1 就学支援金は授業料に充当されるので、受給する生徒は授業料を負担しない。
- 2 就学支援金の支給には所得制限が導入されている。
- 3 就学支援金の支給は、新1年生（平成26年4月入学生）から実施される。【学年進行】  
〔新2年生、新3年生（25年度以前からの在学者）には、従来の不徴収制度が適用される。〕
- 4 支給を受けるには、大分県教育委員会へ申請を行い、受給資格の認定を受けなければならない。

### 〈 所得制限について 〉

- 所得制限の基準額以上の世帯からは授業料を負担していただく。

基準額：親権者の「市町村民税所得割額」の合算で判断

〔生徒から提出される課税証明書等で確認〕

30万4,200円未満  
（年収910万円程度※未満）

30万4,200円以上  
（年収910万円程度※以上）

※ 年収は保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の目安

↓  
就学支援金を支給する  
（授業料を負担しなくてよい）

↓  
就学支援金を支給しない  
（授業料を負担していただく）

就学支援金は、県が受け取り、授業料に充当

〔（参考）現行の授業料  
全日制 9,900円（月額）  
定時制 1,750円（1単位）  
通信制 100円（1単位）〕

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）新旧対照表

		改正案		現行			
		(第三条、第三条の二関係 別表第一)		(第三条、第三条の二関係 別表第一)			
公の施設 の名称	使用料の 名称	区 分			単 位	金 額	備 考
		専攻科	定時制	全日制			
県立高等 学校		各科目			月額	一単位	九、九〇〇円
聴講料	各科目	一単位	一、七四〇円				
講料	通信教育受 各科目	一単位	一〇〇円				
授業料	各科目	月額	九、九〇〇円				
							(削る)
<p>附則                      1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。                      (県立高等学校の授業料に関する経過措置)                      2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前日から引き続き県立高等学校に在学する者に係る施行日以後の県立高等学校に係る授業料の額については、なお従前の例による。                      3 前項の規定にかかわらず、施行日前から引き続き県立高等学校に在学する者に係る施行日以後の県立高等学校に係る授業料の額については、改正後の別表第一の県立高等学校の項に規定する額とする。</p>							
		(第三条、第三条の二関係 別表第一)		(第三条、第三条の二関係 別表第一)			
公の施設 の名称	使用料の 名称	区 分			単 位	金 額	備 考
		専攻科	定時制	全日制			
県立高等 学校		各科目			月額	一単位	九、九〇〇円
聴講料	各科目	一単位	一、七五〇円				授業料(専攻科に係るものを除く)及び通信教育受講料は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二十一条第一項に規定する高等学校等(修業年限が三年未満のものを除く)を卒業し又は修了した者並びに在籍する県立高等学校の在学期間が全日制の課程に於ては三年、定時制の課程及び通信制の課程に於ては四年を超えざる者に限り徴収する。
講料	通信教育受 各科目	一単位	一〇〇円				
授業料	各科目	月額	九、九〇〇円				

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）新旧対照表

改正案		現行	
<p>(第三条、第三条の二関係 別表第一)</p>		<p>(第三条、第三条の二関係 別表第一)</p>	
		<p>公立高等学校 照明設備使用料</p>	<p>公立高等学校 照明設備使用料</p>
<p>公立特別支援学校 体育館</p>	<p>公立特別支援学校 体育館</p>	<p>公立特別支援学校 体育館</p>	<p>公立特別支援学校 体育館</p>
<p>単位</p>	<p>単位</p>	<p>単位</p>	<p>単位</p>
<p>金額</p>	<p>金額</p>	<p>金額</p>	<p>金額</p>
<p>備考</p>	<p>備考</p>	<p>備考</p>	<p>備考</p>

**警察署の名称、位置及び管轄区域条例（昭和29年大分県条例27号）等の  
一部を改正する条例について（概要）**

### 1 条例の概要

大分市において「住居表示<sup>\*1</sup>に関する法律」（昭和37年法律第119号）に基づき「王子西南・王子山の手地区住居表示整備事業」（以下「住居表示整備事業」という。）が実施され、平成26年1月11日付けで同市大字生石、大字駄原及び三芳の各区域の一部が新たな町の区域として画されたこと等に伴い、大分県大分中央警察署の管轄区域及び公の施設の位置の表示について、規定を整備する必要があるので関係条例を改正するもの

### 2 改正の内容（教育委員会関係）

（第2条大分県立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例53号。以下「県立図書館設置等条例」という。）及び第4条大分県立先哲史料館の設置及び管理に関する条例（平成6年条例35号。以下「県立先哲史料館設置等条例」という。）関係）

新たな町の区域として画された域内の大分県立図書館及び大分県立先哲史料館の住所表示が「大分市大字駄原587番地1」から「大分市王子西町14番1号」に変更されたため、位置表示を掲げる「県立図書館設置等条例」及び「県立先哲史料館設置等条例」の一部を次のように改正するもの

#### （1）第2条「県立図書館設置等条例」の一部改正

○位置（修正）

第二条 図書館は、大分市王子西町十四番一号に置く。

#### （2）第4条「県立先哲史料館設置等条例」の一部改正

○位置（修正）

第二条 史料館は、大分市王子西町十四番一号に置く。

### 3 施行期日

公布の日

\*1 住居表示とは

現在の大字名と土地の地番を用いた公称住所を、現況の町並みに合わせて建物に順序よく番号をつけ、分かりやすい住所に変更する制度



大分県立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年大分県条例第五十三号）新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第一条 県民の教育と文化の発展に寄与するため、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第十条の規定に基づき、大分県立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第二条 図書館は、大分市王子西町十四番一号に置く。</p> <p>(業務)</p> <p>第三条 図書館は、法第二条に規定する業務を行う。</p> <p>(職員)</p> <p>第四条 図書館に、館長その他の職員を置く。</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第五条 利用者は、建物、設備又は図書等の資料に対して損害を与えた場合は、教育委員会の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第六条 この条例の施行に必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 県民の教育と文化の発展に寄与するため、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第十条の規定に基づき、大分県立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第二条 図書館は、大分市大字駄原五百八十七番地一に置く。</p> <p>(業務)</p> <p>第三条 図書館は、法第二条に規定する業務を行う。</p> <p>(職員)</p> <p>第四条 図書館に、館長その他の職員を置く。</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第五条 利用者は、建物、設備又は図書等の資料に対して損害を与えた場合は、教育委員会の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第六条 この条例の施行に必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>

新

（設置）

第一条 郷土の先哲その他歴史と文化に関する史料（以下「先哲史料」という。）を調査研究し、その活用を図り、もつて教育、学術及び文化の発展に寄与するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十条及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項の規定により、大分県立先哲史料館（以下「史料館」という。）を設置する。

（位置）

第二条 史料館は、大分市王子西町十四番一号に置く。

（事業）

第三条 史料館は、次に掲げる事業を行う。

- 一 先哲史料を収集し、保管し、及び利用に供すること。
- 二 先哲史料に関する専門的な調査研究を行うこと。
- 三 先哲史料に関する知識を普及し、及び啓発すること。
- 四 前三号に掲げる事業のほか、史料館の目的を達成するために必要な事業

（職員）

第四条 史料館に、館長その他必要な職員を置く。

（損害賠償）

第五条 史料館の利用者は、史料館の施設、設備又は先哲史料を損傷し、又は滅失した場合は、教育委員会の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、史料館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

旧

（設置）

第一条 郷土の先哲その他歴史と文化に関する史料（以下「先哲史料」という。）を調査研究し、その活用を図り、もつて教育、学術及び文化の発展に寄与するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十条及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項の規定により、大分県立先哲史料館（以下「史料館」という。）を設置する。

（位置）

第二条 史料館は、大分市大字駄原五百八十七番地一に置く。

（事業）

第三条 史料館は、次に掲げる事業を行う。

- 一 先哲史料を収集し、保管し、及び利用に供すること。
- 二 先哲史料に関する専門的な調査研究を行うこと。
- 三 先哲史料に関する知識を普及し、及び啓発すること。
- 四 前三号に掲げる事業のほか、史料館の目的を達成するために必要な事業

（職員）

第四条 史料館に、館長その他必要な職員を置く。

（損害賠償）

第五条 史料館の利用者は、史料館の施設、設備又は先哲史料を損傷し、又は滅失した場合は、教育委員会の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、史料館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第二号議案

教育職員免許状に関する規則の一部改正について

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

教育職員免許状に関する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第七項まで」を「第六項まで、附則第十一项」に、「附則第九項から第十二項まで」を「附則第十三項から第十六項まで」に改める。

第四条第一項第四号中「附則第三十一項」を「附則第三十八項」に改める。

第十三条第一項に次の一号を加える。

七 免許法別表第三から別表第八までに規定する単位を修得したことを証する書類  
第十三条に次の一項を加える。

3 免許法附則第十九項の規定により幼稚園教諭の免許状の授与を受けようとする者は、前条の書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一 免許法施行規則附則第七項に規定する基礎資格を有していることを証する書類

二 実務成績証明書（幼稚園教諭免許特例用）（第四号様式の二）

三 免許法施行規則第十項の表に規定する単位を修得したことを証する書類

第二十三条第一項中「附則第十三項」を「附則第十七項」に改める。

第一号様式中「本籍地」を「本籍地（都道府県名）」に改める。

第二号様式中「本籍地」を削り、「第22条」を「第22条、第23条」に、「本籍地」を「本籍地（都道府県名）」に改める。

第三号様式中「本籍地」を「本籍地（都道府県名）」に、「第23条、第32条」を「本籍地」を

「本籍地  
(都道府県名)」

「  
理想力心感望味  
導先任  
性指研責信趣

を

「  
格力心感望  
導先任  
性指研責信

に改め、同様式の裏面を

次のように改める。

(裏面)

項目	事項
性 格	明朗、公正、寛容、真実性、企画性、協調性等について
指 導 力	教科指導及び生活指導の力量及び識見等について
研 究 心	研究意欲の有無及び研究態度について
責 任 感	責任感の有無及び強弱について
信 望	生徒、保護者、社会一般、同僚、所属長などがら見た信望の程度について

## 記載上の注意

- 1 この証明書は事項欄及び所見欄を所属長が記載し、秘扱いとして提出のこと。
- 2 所属長の証明は現職の職員にあつてはその学校(園)の校長(園長)が行い、現職でない者の証明は出身学校長その他授与権者が適当と認める者の証明を受けること。
- 3 所轄庁の証明については、公立の場合はその学校を所轄する教育委員会が、国立の場合は大学長が行う。

る。  
第四号様式中「**外職**」を「**外職**」(附録)に改め、同様式の次に次の一様式を加え

<p>第 4 号 様 式</p> <p>外 職</p>	<p>第 4 号 様 式</p> <p>外 職</p>
-----------------------------	-----------------------------

第4号様式の2(第13条関係)

人 秘

※本人記入不可

実 務 成 績 証 明 書 (幼稚園教諭免許特例用)				
勤務者氏名			生年月日	年 月 日生
施設名			認可等年月日	年 月 日
所在地			電話番号	
勤務期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 年 月 日間)	年 月 日から 年 月 日まで ( 年 月 日間)	年 月 日から 年 月 日まで ( 年 月 日間)	年 月 日から 年 月 日まで ( 年 月 日間)
職 名				
実労働時間	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
勤務状況 及び 特筆すべき 所 見	<input type="checkbox"/> 良好な成績での勤務と認める  <input type="checkbox"/> 上記以外	<input type="checkbox"/> 良好な成績での勤務と認める  <input type="checkbox"/> 上記以外	<input type="checkbox"/> 良好な成績での勤務と認める  <input type="checkbox"/> 上記以外	<input type="checkbox"/> 良好な成績での勤務と認める  <input type="checkbox"/> 上記以外
上記の期間のうちに実際に勤務しなかった期間（休職、育児休業、欠勤等）を含む場合は下記を記入のこと（該当期間がない場合は事由欄に「なし」と記入）。				
事 由		期 間		
		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日間	
		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日間	
上記の者は本施設において、上記の実務経験を有する者であることを証明する。				
年 月 日				
施 設 名				
実務証明責任者				印

第五号様式中「本籍地」を「本籍地 (都道府県名)」に、「勤務先」を「勤務校」に、「氏名」を「ふりがな」に改める。

第七号様式中「第13条」を「第13条、第14条の2、第17条、第23条」に、「本籍地」を「本籍地 (都道府県名)」に改める。  
第八号様式中「第35条」を「第15条、第20条、第35条」に、「本籍地」を

「本籍地 (都道府県名)」に改める。

第九号様式中「第15条」を「第15条、第34条」に、「本籍地」を

「本籍地 (都道府県名)」に改める。

第十号様式中「本籍地」を「本籍地 (都道府県名)」に改める。

第十五号様式中「本籍地」を「本籍地 (都道府県名)」に改める。

附則

この附則は、公布の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

提案理由

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部改正に伴い保育士資格を有する者が教育職員検定による幼稚園教諭免許を取得するための申請手続を定めるとともに、様式の一部について所要の改正を行いたいので提案する。



教育職員免許状に関する規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第五号）の新旧対照表（案）

新	旧
<p>第一条（第二条（略））</p> <p>第二章 単位修得基準</p> <p>（単位修得方法）</p> <p>第三条 免許法施行規則第十一条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、附則第四項から第六項まで、附則第十一項及び附則第十三項から第十六項までに規定する教科に関する科目、教職に関する科目、教科又は教職に関する科目、養護に関する科目、養護又は教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目の種類及び種類別単位数については、別に定める</p> <p>（単位数）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一 幼稚園教諭の免許状（略）</p> <p>二 小学校教諭の免許状（略）</p> <p>三 中学校教諭の免許状（略）</p> <p>四 高等学校教諭の免許状</p> <p>イ 臨時免許状を有する者が一種免許状の授与を受ける場合</p> <p>（免許法施行規則第十四条の場合）（略）</p> <p>（免許法施行規則第十二条の場合）（略）</p> <p>（二十九年改正法附則第八項の適用を受ける場合）（略）</p> <p>（免許法施行規則第三十八項の適用を受け、修業年限三年の看護師養成施設を卒業し、看護師の免許を有する場合）</p> <p>表（略）</p> <p>（免許法施行規則第三十八項の適用を受け、修業年限二年の看護師養成施設を卒業し、看護師の免許を有する場合）</p> <p>表（略）</p> <p>五 養護教諭の免許状（略）</p> <p>六 栄養教諭の免許状（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第五条（第十二条（略））</p>	<p>第一条（第二条（略））</p> <p>第二章 単位修得基準</p> <p>（単位修得方法）</p> <p>第三条 免許法施行規則第十一条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、附則第四項から第七項まで及び附則第九項から第十二項までに規定する教科に関する科目、教職に関する科目、教科又は教職に関する科目、養護に関する科目、養護又は教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目の種類及び種類別単位数については、別に定める。</p> <p>（単位数）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一 幼稚園教諭の免許状（略）</p> <p>二 小学校教諭の免許状（略）</p> <p>三 中学校教諭の免許状（略）</p> <p>四 高等学校教諭の免許状</p> <p>イ 臨時免許状を有する者が一種免許状の授与を受ける場合</p> <p>（免許法施行規則第十四条の場合）（略）</p> <p>（免許法施行規則第十二条の場合）（略）</p> <p>（二十九年改正法附則第八項の適用を受ける場合）（略）</p> <p>（免許法施行規則第三十一項の適用を受け、修業年限三年の看護師養成施設を卒業し、看護師の免許を有する場合）</p> <p>表（略）</p> <p>（免許法施行規則第三十一項の適用を受け、修業年限二年の看護師養成施設を卒業し、看護師の免許を有する場合）</p> <p>表（略）</p> <p>五 養護教諭の免許状（略）</p> <p>六 栄養教諭の免許状（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第五条（第十一条（略））</p>

(教育職員検定による申請)  
第十二条 教育職員検定を受けようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- 一 教育職員検定申請書及び誓約書
- 二 履歴書
- 三 人物に関する証明書(第三号様式)
- 四 身体に関する証明書(第九号様式)

(免許法別表第三から別表第八までの規定の場合)

第十三条 免許法別表第三、別表第四、別表第五、別表第六、別表第六の二、別表第七又は別表第八の規定により免許状の授与を受けようとする者は、前条の書類のほか、受けようとする免許状に係る所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを提出しなければならない。

- 一 単位修得表(第七号様式)
- 二 免許状の写し
- 三 実務成績証明書
- 四 学校の卒業(修了)若しくは資格に関する証明書又はこれに代わるもの
- 五 実地の経験及び技術に関する証明書(第十号様式)
- 六 教科認定書(第八号様式)

七 免許法別表第三から別表第八までに規定する単位を修得したことを証する書類

2 免許法附則第五項若しくは第九項、二十九年改正法附則第五項の規定により上級免許状の授与を受けようとする者又は免許法附則第十八項の規定により栄養教諭の免許状の授与を受けようとする者の手続については、前項の場合に準ずる。

3 免許法附則第十九項の規定により幼稚園教諭の免許状の授与を受けようとする者は、前条の書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 免許法施行規則第七項に規定する基礎資格を有していることを証する書類
- 二 実務成績証明書(幼稚園教諭免許特例用)(第四号様式の一)
- 三 免許法施行規則第十項の表に規定する単位を修得したことを証する書類

第十四条(略)

第七章 雑則

(旧法第六条による旧仮免許状所要資格取得者の出願)

第二十三条 免許法施行規則第十七項の規定により仮免許状に係る所要資格を得た旨の証明を受けようとする者は、旧仮免許状所要資格証明願(第十八号様式)に、履歴書並びに人物に関する証明書及び次の書類のうち必要とするものを添えて提出しなければならない。

2 (略)

第二十四条(略)

第一号様式(略)

(教育職員検定による申請)  
第十二条 教育職員検定を受けようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- 一 教育職員検定申請書及び誓約書
- 二 履歴書
- 三 人物に関する証明書(第三号様式)
- 四 身体に関する証明書(第九号様式)

(免許法別表第三から別表第八までの規定の場合)

第十三条 免許法別表第三、別表第四、別表第五、別表第六、別表第六の二、別表第七又は別表第八の規定により免許状の授与を受けようとする者は、前条の書類のほか、受けようとする免許状に係る所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを提出しなければならない。

- 一 単位修得表(第七号様式)
- 二 免許状の写し
- 三 実務成績証明書
- 四 学校の卒業(修了)若しくは資格に関する証明書又はこれに代わるもの
- 五 実地の経験及び技術に関する証明書(第十号様式)
- 六 教科認定書(第八号様式)

(追加)

2 免許法附則第五項若しくは第九項、二十九年改正法附則第五項の規定により上級免許状の授与を受けようとする者又は免許法附則第十八項の規定により栄養教諭の免許状の授与を受けようとする者の手続については、前項の場合に準ずる。

(新設)

第十四条(略)

第七章 雑則

(旧法第六条による旧仮免許状所要資格取得者の出願)

第二十三条 免許法施行規則第十三項の規定により仮免許状に係る所要資格を得た旨の証明を受けようとする者は、旧仮免許状所要資格証明願(第十八号様式)に、履歴書並びに人物に関する証明書及び次の書類のうち必要とするものを添えて提出しなければならない。

2 (略)

第二十四条(略)

第一号様式(略)

## 「教育職員免許状に関する規則」の一部改正の概要

### 1 「教育職員免許状に関する規則」の改正理由及び内容

#### (1) 教育職員免許法附則第19項の規定に基づく幼稚園教諭免許特例に係る改正について 経過内容等

##### ① 「教育職員免許法（以下「免許法」という。）」の一部改正

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）」において、免許法附則第19項の追加（平成25年7月1日施行）。

（目的）学校教育と保育を一体的に提供する施設である幼保連携型認定こども園（平成27年4月施行予定）創設に対応するもの。幼保連携型認定こども園には、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者である「保育教諭」を置くこととされている。この改正を円滑に移行するため特例を設け、免許・資格の併有を促進すること。

（内容）新たな認定こども園制度施行（平成27年4月予定）から5年間に保育士資格＋保育士としての勤務経験＋大学等における単位の取得をした者に対して教育職員検定による幼稚園教諭免許状の授与ができる。

##### ② 「教育職員免許法施行規則（以下「免許法施行規則」という。）」の一部改正 （免許法附則第19項の規定に基づく改正。平成25年8月8日施行）

免許法施行規則附則第7項から第10項までを追加し、指定保育士養成施設を卒業していること又は保育士試験に合格していること（かつ学士の学位を有する者を含む。）の基礎資格を持ち、所定の要件が確認できる施設の保育士として、最低在職年数3年かつ勤務時間の合計が4320時間以上となる者について、免許法施行規則で定める最低単位数8単位を修得した場合、幼稚園教諭1種免許状又は幼稚園教諭2種免許状を授与することが規定される。

##### ③ 本県「教育職員免許状に関する規則」の一部改正

免許法及び免許法施行規則の一部改正による幼稚園教諭免許特例に伴う教育職員検定による免許状授与申請に係る手続について定める必要が生じたもの（幼稚園教諭免許状を取得するための要件は、免許法及び免許法施行規則において全て規定されている）。

規則の一部を以下のとおり改正する。

- (ア) 第13条に第3項として幼稚園教諭免許特例に係る手続を追加
- (イ) 免許法施行規則の一部改正に伴う規定の整備

#### (2) 様式の一部改正について

##### ① 本籍地について

本籍地は、教育職員免許状原簿（第12号様式）の登録において個人特定に必要な情報とされている（免許法施行規則第74条）が、免許状へ記載するのは都道府県名のみであるため、改正するもの。

第1号様式から第5号様式まで、第7号様式から第10号様式まで及び第15号様式中「本籍地」を「本籍地（都道府県名）」とする。

##### ② 規定の整備

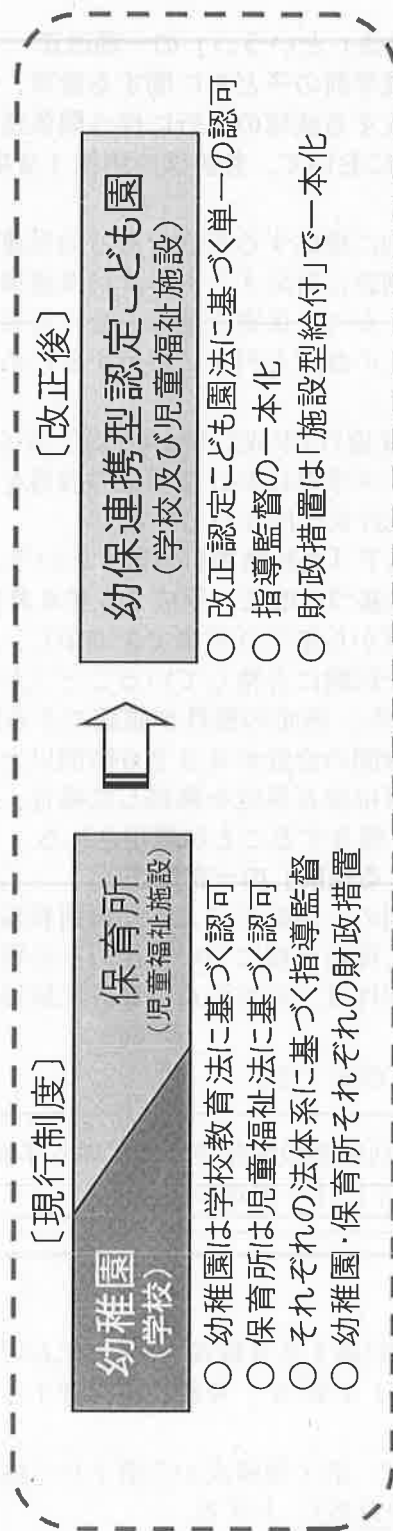
### 2 施行期日

公布の日（平成26年4月1日を予定）から施行する。

# 認定こども園法改正に伴う幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例について

## 1. 幼保連携型認定こども園と保育教諭

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設。



- 新たな「幼保連携型認定こども園」は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることを原則としている。
- 一方、幼稚園・保育所で働く幼稚園教諭・保育士のうち1/4程度は、いずれかの免許・資格で勤務している。  
新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法では、施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」または「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができる」とする経過措置を設けている。

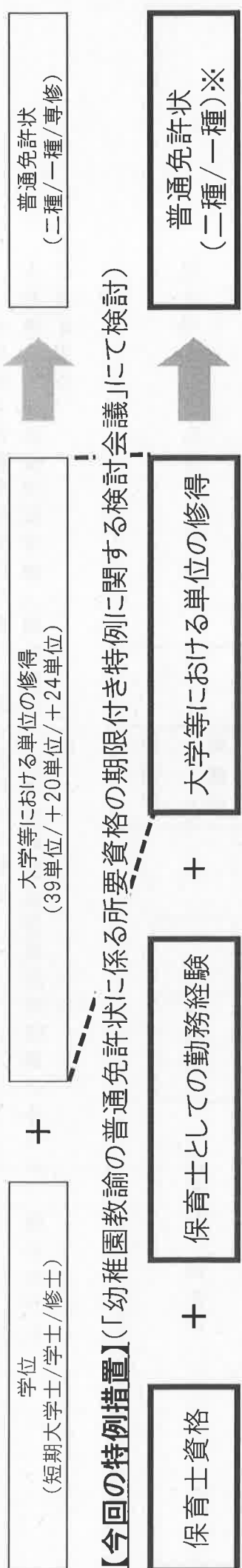
# 幼稚園免許状授与の所要資格の特例について①

## 〔目的〕

- 保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。 ※保育所に勤務する保育士の幼稚園教諭免許の併有状況：76%

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)からは厚生労働省において検討  
 ※保育士資格の特例については厚生労働省において検討

【通例：大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合】



※学士の学位を有する場合は：一種免許状  
 ※短期大学士、専門学校卒の場合：二種免許状

## 【今回の特例措置】(「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」にて検討)



- 〔メルクマール〕
- ①保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
  - ②小学校就学前の幼児を対象としていること
  - ③一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
  - ④上記①～③を担保する行政監督(許認可等)の仕組みがあること

第三号議案

大分県立特別支援学校学則の一部改正について  
大分県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

大分県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

大分県立特別支援学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表の大分県立盲学校の項中

療科	保健理
	普通科

を

普通科

に改め、同表の

大分県立聾学校の項中

専攻科		
理容科	被服科	工芸科

を

専攻科				
術科	産業技	理容科	被服科	工芸科

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

大分県特別支援教育推進計画（平成二十年三月策定）に基づき、県立盲学校高等部の保健療科を廃止し、及び県立聾<sup>ろう</sup>学校高等部の専攻科に産業技術科を設置したので提案する。

○大分県立特別支援学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第三号）

新旧対照表

改正案

現行

別表（第一条関係）

別表（第一条関係）

(以下略)

大分県立聾学校										大分県立盲学校										名称
本校										本校										位置
大分市										大分市										部
高等部					中学部	小学部	幼稚部	高等部					中学部	小学部	幼稚部	科				
専攻科								専攻科								学科				
産業技術科	理容科	被服科	工芸科	産業技術科	普通科			保健医療科	理療科	(削除)	普通科				種別					
聴覚障害										視覚障害 知的障害										教育の対象とする障害種別

(以下略)

大分県立聾学校										大分県立盲学校										名称
本校										本校										位置
大分市										大分市										部
高等部					中学部	小学部	幼稚部	高等部					中学部	小学部	幼稚部	科				
専攻科								専攻科								学科				
(新設)	理容科	被服科	工芸科	産業技術科	普通科			保健医療科	理療科	保健医療科	普通科				種別					
聴覚障害										視覚障害 知的障害										教育の対象とする障害種別



高校改革フォローアップ委員会

報 告 書

平成26年2月

## はじめに

「高校改革推進計画」は、情報化や科学技術の進展、少子化や高齢化など社会の急激な変化、生徒の多様化する学習ニーズへの対応、そして、生徒の減少による小規模校の増加などを背景として、平成17年3月29日に策定された。

「高校改革推進計画」は平成17年から平成26年までの10年間を実施期間としており、その実施における成果と課題について検証するよう、大分県教育委員会教育長から要請を受けた。

検証については、第三者が客観性と透明性を確保しながら行っていく必要があることから、県内の学識経験者、学校関係地域代表者、教育研究団体関係者、社会教育関係者、学校教育関係者で「高校改革フォローアップ委員会」を組織し、平成25年6月から同年の12月にかけて5回の協議を行った。

「高校改革推進計画」の中にある「再編整備指針」では、「教育の機会均等という原点に立ち返り『子どもたちにとって、真に望ましい学校』という視点に立って進める。」と明記されている。これを踏まえて、計画の大きな柱である次の3点について検証をした。

- (1) 「前期再編整備計画」(平成18年度～平成21年度)で再編整備を終えた高等学校について「特色ある学校づくり」が進められているか。
- (2) 「前期再編整備計画」の実施により「学校規模の適正化、学校・学科の適正配置」ができているか。
- (3) 平成20年度入試から始まった普通科高校の通学区域制度の撤廃(「学校選択の拡大」)で、受験生の主体的な進路選択と、地域の高校の特色ある学校づくりが進められているか。

この報告書が、既に再編整備を終えた高等学校やこれから再編整備を控えている高等学校での学校づくりに活かされることを期待する。

高校改革フォローアップ委員会委員長 堀 泰樹

## 目 次

高校改革フォローアップ委員会の協議結果（要旨）	・・・ P 1
I 「高校改革推進計画」の概要	・・・ P 3
II 各回の協議事項と内容	・・・ P 6
III 「特色ある学校づくり」についての検証	
1 多様な学習ニーズへの対応	・・・ P 7
2 社会の変化、地域状況を見通した学科の再編	・・・ P20
3 普通科の進学体制、専門学科の専門性の維持	・・・ P22
IV 「適正な学校規模及び学校・学科の配置」についての検証	
1 教育環境の維持・向上	・・・ P24
2 各教科の専門性の確保	・・・ P28
3 部活動、学校行事の活性化	・・・ P29
4 統合に伴う遠距離通学等の諸課題	・・・ P30
V 「学校選択の拡大」についての検証	
1 主体的な進路選択	・・・ P33
2 特色・魅力・活力ある学校づくり	・・・ P38
3 地域の高校の維持と高校間の格差の拡大	・・・ P39
VI まとめ	・・・ P43
VII 資料（開催要項、設置要綱、「高校改革推進計画」策定に至る経緯）	・・・ P44

## 高校改革フォローアップ委員会の協議結果（要旨）

### 1 高校改革フォローアップ委員会の概要

(1) 目的	「高校改革推進計画」に基づく高校改革の実施について、その成果と課題を明らかにすることにより、成果の伸長と課題の解決を図ることを通して、特色・魅力・活力ある高校づくりの一層の推進に資する。		
(2) 検証項目	①特色ある学校づくり ③学校選択の拡大	②適正な学校規模及び学校・学科の配置	
(3) 開催日	平成25年 6月 7日（金） 11月18日（月）	8月 2日（金） 12月16日（月）	10月 7日（月）
(4) 構成	学識経験者 社会教育関係者	学校関係地域代表者 学校教育関係者	教育研究団体関係者 事務局…県教育委員会高校教育課

### 2 検証の概要

I 「特色ある学校づくり」についての検証		
	成 果	課 題
総合選択制高校	<ul style="list-style-type: none"> <li>自学科及び他学科の学習ができるように総合選択科目が設定され、生徒は自己の進路目標や興味・関心に応じた科目選択ができています。</li> <li>普通科における進学体制は維持できしており、専門科においても専門科目の単位数や1学級当りの教員数は減少しておらず、専門性は担保されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>選択者がいない科目や、少数ではあるがアンケートで「興味を引く科目がない」との回答があることから、選択科目設定に当たっては、生徒の学習ニーズを的確に把握し、絶えず見直しを図る必要がある。</li> <li>科目選択が学校側の指導で決められている実態も一部あることから、より適切な科目選択のため、総合選択制の目的等を生徒だけでなく指導する側も理解する必要がある。</li> <li>総合選択制高校における普通科や専門科の在り方を不安視する意見もあることから、各学科の状況や実績の積極的な情報提供が必要である。</li> </ul>
中高一貫教育校	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校では、思考力、判断力、表現力等を身につける教育活動が行われ、生徒の個性・創造性を伸ばす教育が行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中高一貫教育の長所を活かす観点から、中学校で育成してきた思考力、判断力、表現力等を、高校でも一層伸ばすための教育活動が求められる。</li> </ul>
単位制普通科高校	<ul style="list-style-type: none"> <li>単位制導入を契機に学校改革が進んだ。大分雄城台高校は進学指導体制の充実が図られ進路実績が向上し、別府青山高校は探究学習とその支援のための図書館活動が盛んになった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>両校とも選択科目の単位数や科目数が少ないことから、単位制普通科高校の特長を活かした教育課程の編成等に一層取り組んでいく必要がある。</li> </ul>
独立単位制高校	<ul style="list-style-type: none"> <li>定通併設及び単位制・3部制の特長を活かした教育が行われており、多様な生徒を受け入れるためのカウンセリングや進路ガイダンスの体制が整い、高校教育のセーフティネットとしての役割を果たしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>爽風館高校は中途退学者等が通う学校という一側面のみが強調されているきらいがあることから、特色ある教育活動についての広報活動を、広く県民に対して行う必要がある。</li> </ul>

## II 「適正な学校規模及び学校・学科の配置」についての検証

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>再編整備により地域の高校が適正規模で維持されており、教育水準は維持・向上している。</li> <li>統合校には地歴や理科の各科目を専門とする教員が配置され、生徒増に対応した新たな施設・設備が整えられるなど、教育環境は向上している。</li> <li>再編整備により部活動が増え生徒の選択幅は広がり、体育大会や文化祭など学校行事も活発に行われるようになっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の高校の教育活動に係る実績等が、地元の中学校や地元関係者に充分伝わっていないことから、高校は中学校や地元自治体等との連携を深めていくとともに、地域への適切な情報提供を行い、中学校側も情報収集に努め、中学校での進路指導に活かしていく必要がある。</li> <li>大分県奨学会通学費等奨学金の貸与基準などの規定について、他県の状況も参考にしながら、研究する必要がある。</li> </ul>

## III 「学校選択の拡大」についての検証

- (1) 普通科高校の学校選択の幅は広がったが、全ての中学生が自分の将来を見通して学校選択している状況にあるとは言えないため、県教育委員会と中学校・高等学校は連携して、キャリア教育の一層の推進を図る必要がある。
- (2) 学校長のリーダーシップの下で教員の意識改革は進み、生徒から選ばれる学校になるための特色ある学校づくりが進められているが、継続された取組になっていないという指摘もあることから、「学校評価」などを活用し組織的な取組を一層進め、継続したものにしていく必要がある。
- (3) PTAや同窓会、また地元自治体等と連携した学校づくりが行われているが、それらの意見を充分反映したものとはなっていない面があり、今後、地域に開かれた学校運営のもと、地域の声を吸い上げ、その期待に応えていくことが求められる。
- (4) 進学指導重点8校を中心にした進学力向上の取組が進み、全県的に進学実績の底上げができていますが、県内どこの地域でも生徒が質の高い授業を受けられるようにするため、これまでの研修等を充実させ、教員の資質・能力の一層の向上を図っていく必要がある。

## 3 まとめと今後の方向性

### (まとめ)

- 高校の再編整備により、適正規模を維持しながら教育水準の維持・向上が図られるようになった。また、新しいタイプの高校を設置することで、生徒の多様な進路希望や学習ニーズに対応できるようになった。
- 通学区域撤廃により、教員の意識改革、特色ある学校づくり、進学力向上の取組等は進んだが、一方で、成果を出すための取組を一層推進することの必要性が指摘された。
- それぞれの施策について課題があることも明確になったが、「子どもにとって真に望ましい学校」という視点に立って、県教育委員会及び各高校は諸課題を解決していくことが求められる。

### (今後の方向性)

- 明確になった課題の解決に努めるとともに、少子化が進行する中での地域の高校の維持、新しい時代に相応しい普通科や専門学科の在り方、これからの高校生に求められる「生きる力」を保証する高校教育の在り方など、諸課題の検討が必要になってくると考えられる。

## I 「高校改革推進計画」の概要

- ・「1 特色ある学校づくり」「2 学校規模の適正化及び学校・学科の配置」「3 学校選択の拡大」に関する「高校改革推進計画」の中の記事を、一部抜粋して下に示した。

### 1 特色ある学校づくり

#### (1) 「特色ある学校づくり」に係る現状と課題

「高校改革推進計画」には、策定当時の現状と課題が次のように示されている。

- ◇ 社会の変化とともに、生徒は多様な進路希望や興味・関心を持ち、生き方や考え方も様々に変化してきており、普通科、専門学科等の在り方も変わってきている。
- ◇ 平成16年3月における普通科からの大学等への進学率は全体で約56%であり、学校によっては80%を超える学校から5%未満の学校までである。
- ◇ 専門学科の就職率は、平成2年当時は80%であったが、平成16年3月には50%近くまで減少しており、大学等への進学率は20%まで上昇している。
- ◇ 中途退学者は平成15年度の公立高校で366人おり、他の高校に入り直したり、大学入学資格検定を受けたりするなどしている。

#### (2) 新しいタイプの学校の概要

高校の再編整備により設置する新しいタイプの高校は、次のように示されている。

総合選択制高校	学科の専門性を維持しつつ、所属する学科の枠を超えて、他の学科の教科・科目を選択履修できるなど、生徒の多様な学習ニーズに対応できる高校であり、県全体の学校・学科の配置や地域での配置状況も踏まえ、かつ、既存の概念にとらわれず新しい発想で設置します。
中高一貫教育校	中学校、高校の6年間の継続した教育の中で、生徒の個性や創造性を伸ばしていく制度であり、本県では、安心院・院内地域での連携型の中高一貫教育の成果や他県の実施状況等を踏まえ、普通科高校の選択肢の一つとして併設型中高一貫教育校を設置します。
単位制普通科高校	普通科高校において生徒が自己の進路希望に応じて科目を選択することができ、進路に応じた効率的な学習ができる高校であり、先導的・モデル的に設置します。
独立単位制高校	定時制・通信制を併置した、中途退学や生涯学習社会に対応するための高校であり、県民や教育関係団体等からの設置の要望もあり、また、本県を除く全ての都道府県に設置されていることから、早急な設置に向けて着手します。

## 2 学校規模の適正化及び学校・学科の配置

### (1) 「学校規模の適正化及び学校・学科の配置」に係る現状と課題

「高校改革推進計画」には、策定当時の現状と課題と、平成17年4月の公立高校の学校規模別一覧が次のように示されている。

- ◇ 平成17年度の公立全日制高校（分校を含む）の第1学年の学級数（募集定員）は、3学級以下の学校が53校中20校あり、全学校数の約4割を占めている。
- ◇ 現行の学校・学科の枠組みのまま推移すれば、多くの学校が小規模になり、教育活動に支障をきたすことや学校の活力が失われることから、小規模校の統合による適正規模化を進め、教育水準の維持向上を図る必要がある。

平成17年度公立高等学校 学校規模別一覧（第1学年学級数）

通学区域		平成17年4月									合 計
		1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	9学級	
1	①	耶馬溪		中津商業	中津工業	中津南 中津北					5校
	②			四日市 安心院 宇佐	宇佐産業科学	高田					5校
2	①		双国	国東農工 国東							3校
	②		山香農業			日出曝谷	杵築				3校
	③				別府青山 別府羽室台	別府商業	別府鶴見丘				4校
3		附置緑丘 碩南				大分工業 大分西 鶴崎工業 情報科学 大分東	大分南 大分商業	大分雄城台 大分豊府 大分鶴崎	大分上野丘 大分舞鶴		14校
4	①		臼杵商業 海洋科学 野津			臼杵 津久見					5校
	②				佐伯鶴岡	佐伯豊南		佐伯鶴城			3校
5	①		三重農業	三重							2校
	②	久住分校 緒方工業	竹田商業			竹田					4校
6	①		玖珠農業		森						2校
	②					日田三隈	日田林工	日田			3校
合 計		3校	10校	7校	6校	10校	8校	4校	3校	2校	53校
%		5.7%	18.9%	13.2%	11.3%	18.9%	15.1%	7.5%	5.7%	3.8%	100%

### (2) 計画の方向性

適正規模とする学級数と学校・学科の配置に係る方向性は、次のように示されている。

- ① 適正な学校規模
  - ・適正規模を1学年6学級から8学級とする。ただし、地域的な学科の配置を勘案しながら著しい不都合が生じる場合などは1学年4学級から5学級の学校とする。
- ② 適正な学校・学科の配置
  - ・各通学区域（6通学区域）内に選択可能な複数の学校を配置する。

### 3 学校選択の拡大

#### (1) 「学校選択の拡大」に係る現状と背景

「高校改革推進計画」には、策定当時の現状と課題が次のように示されている。

- ◇ 本県の状況は県内を大きく6通学区域に分けており、さらに各6通学区域の中を第3通学区域を除いて2～3通学区域に分割しており、各6通学区域間の合格枠があり、さらに分割された区域間での合格枠が決められている。
- ◇ また、第3通学区域だけはその合格枠が異なることや、地域によっては隣接する2つの通学区域について合格枠のない、いわゆる緩衝地域があることなどに加え、推薦入試制度も絡み非常に複雑な制度となっている。
- ◇ 通学区域制度が現状のままでは、学校の特色化が進んでも生徒は限られた通学区域からしか学校を選べない。
- ◇ 通学区域制度があることによって、その通学区域内の各学校の定員が確保されており、学校は通学区域によって守られていることから、各学校間が良い意味での競争意識がなくなっているという見方もでき、また、通学区域があることから、通学区域内の生徒減少により、その地域内の学校が募集停止や廃校となることなどが懸念される。

#### (2) 通学区域制度改正の方向

通学区域制度撤廃の方向は、次のように示されている。

- ① 平成20年度から県立高等学校全日制普通科の現行通学区域制度を廃止して全県1通学区域とする。
- ② 生徒・保護者への周知等の対応に必要な期間を確保するため、平成18年度から平成19年度までは、現行の12分割通学区域を6通学区域に拡大する。

#### (3) 通学区域制度改正に当たっての対応

通学区域撤廃に当たっての対応は、次のように示されている。

- ① 県内のどこに住んでいても、同じように充実した教育環境で学習することができるよう、現通学区域（6通学区域）内に特色ある拠点校づくりを進める。
- ② 中学校と高校との連携を強化し、より一層適切な進路指導を充実させる。
- ③ 各学校が生徒・保護者等に対して、自校の取り組みや特色について、積極的に情報提供等を行うことにより、選ばれるための学校づくりを進める。



## II 各回の協議事項と内容

- ・下記のような協議事項と内容で本委員会が開催された。ただし、第3回と第5回は、それぞれ前回の協議事項を引き続き検討した。

	協議事項	内 容
第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「高校改革推進計画」策定に至る経緯</li> <li>○「高校改革推進計画」の概要説明</li> <li>○今後の協議の視点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高校改革推進計画」策定に至る、中央教育審議会及び大分県審議会答申、大分県公立高等学校適正配置等懇話会報告、高校改革プラン検討委員会報告等についての説明</li> <li>・「高校改革推進計画」における目的、実施内容についての説明、及び質疑応答</li> <li>・第2回以降の協議の視点（「目指したこと」「懸念されたこと」）の検討</li> </ul>
第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新しいタイプの学校の設置・導入</li> <li>○学科の再編整備</li> </ul>	<p>成果と課題についての協議</p> <p>&lt;成果の視点&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校の特色化を一層進めるとともに、新しいタイプの学校を積極的に設置・導入することで、生徒の多様な学習ニーズに対応する。</li> <li>2 社会の変化や将来的なニーズ、地域状況を見通した学科の再編を進める。</li> </ol> <p>&lt;課題の視点&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合選択制高校の専門学科において、専門科単独校と同様の専門性が維持できるのか。</li> <li>2 総合選択制の普通科において、普通科単独校と同様の進学指導体制が維持できるのか。</li> </ol>
第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小規模校や大規模校の適正規模化</li> <li>○旧6通学区域に選択可能な複数の学校・学科の配置</li> </ul>	<p>成果と課題についての協議</p> <p>&lt;成果の視点&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 小規模校を統合することで、教育を水準の維持・向上させ、切磋琢磨する環境をつくる。</li> <li>2 各教科における科目の専門性を確保し、進路希望に適切に対応する。</li> <li>3 生徒の興味・関心に応じて、多くの部活動の中から選択できるようにする。</li> <li>4 県全体の適正な学校配置を勘案しながら再編整備を行う。</li> </ol> <p>&lt;課題の視点&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 統合することで長距離通学を強いられるようになるのではないか。</li> <li>2 閉校する学校において、文化祭・体育大会等の学校行事、部活動等を行うことができるのか。</li> <li>3 統合した学校の施設・設備等が統合以前の状況より劣るようになるのではないか。</li> </ol>
第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>○普通科における通学区域の撤廃</li> <li>○入学者選抜制度の改善</li> </ul>	<p>成果と課題についての協議</p> <p>&lt;成果の視点&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生徒の学校選択の自由を拡大し、自ら学ぶ意欲を育むとともに、自分に合った高校を主体的に選択できるようにする。</li> <li>2 地域の学校が生徒から選ばれるよう、特色・魅力・活力ある学校づくりに努めるようになる。</li> </ol> <p>&lt;課題の視点&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地元から生徒が流出し、地元の高校の維持が難しくなるのではないか。</li> <li>2 一部の高校に志願が集中したり学校間の格差が広がったりするのではないか。</li> </ol>
第5回	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協議のまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体に係る協議</li> </ul>

### Ⅲ 「特色ある学校づくり」についての検証

#### 1 多様な学習ニーズへの対応

- ・「高校改革推進計画」では再編整備を平成18年度から平成21年度にかけて行い（「前期再編整備計画」）、既存の普通科、専門学科などの教育内容を改善・充実するとともに、新しいタイプの学校の設置及び導入を図った。
- ・協議は、以下の4つに分けて行った。
  - (1) 総合選択制高校
  - (2) 併設型中高一貫教育校
  - (3) 単位制普通科高校
  - (4) 独立単位制高校

前期再編整備計画の一覧（平成18年度～平成21年度）（「高校改革推進計画」より）

開校年度	発展的に統合する高校	高校の形態	設置校校地等	設置学科	1学年学級数
18	三重 三重農業 緒方工業 竹田商業	総合選択制高校	三重農業高校	普通科 専門学科	6程度
		普通科単独校	竹田高校	普通科	6程度
		総合選択制高校の分校	久住分校	専門学科 (農業科)	1
19	宇佐・四日市	普通科単独校	宇佐高校	普通科	6程度
		併設型 中高一貫教育校	大分豊府高校	普通科	中学校3程度 高校6程度
		単位制普通科高校	別府青山高校 大分雄城台高校	普通科 普通科	4程度 6程度
19より着手	碩信 大分中央 別府鶴見丘定時制	独立単位制高校	大分市内	未定	未定
20	宇佐産業科学 高田の商業科	総合選択制高校	宇佐産業科学高校	専門学科 (農業・工業・商業・家庭科)	4程度
		普通科単独校	高田高校	普通科	5程度
	国東 国東農工 双国	総合選択制高校	国東農工高校	普通科 専門学科	6程度
		総合選択制高校の分校	双国高校	普通科または商業科	1
21	中津工業 中津商業 中津工業定時制 中津商業定時制	総合選択制高校	中津工業高校	専門学科 (工業・商業科) ※定時制は今後検討	7程度 ※定時制は今後検討

(1) 総合選択制高校

<概要と現況>

- 総合選択制導入の背景には、生徒の学習ニーズや進路希望の多様化がある。全国的に見ると高校卒業予定者の約4分の3が大学等の上級学校に進学している実態もあり、「普通科は進学、専門科は就職」という状況は大きく変化している。
- 総合選択制高校の特長は、学科の専門性を維持しながら所属する学科の枠を超えて、他の学科の教科・科目を学習できることにある。高校は1・2年次に総合選択制のシステムや教育課程についての説明を行い、生徒は学級担任や各教科担当者等と個別面談をして科目選択を行う。
- 学校ごとに総合選択科目の単位数は異なるが、概ね2・3年次に4～6単位程度を設定している。生徒が科目選択をする目安として、選択科目を「大学進学に備えた科目群」、「興味・関心の幅を広げる科目群」、「自学科の専門性を深めるための科目群」などのカテゴリーに分けられている。
- 普通科生は普通教科・科目を、また専門学科生は専門教科・科目を選択する傾向があるが、進学希望の専門学科生や、専門科目に興味・関心のある普通科生にも対応できるよう科目の設定をしている。

資料1-①総合選択科目履修状況 (国東高校 平成25年度3年生)

<協議内容>

- 委員会には、「前期再編整備計画」において総合選択制高校になった4校（三重総合、国東、宇佐産業科学、中津東の各高等学校）の総合選択科目の履修状況を示す資料1-①が提示され、それを基に協議を行った。
- 4校とも総合選択制の趣旨を活かした教育課程が編成されており、履修状況も確認できた。科目選択について、次頁にあるような意見が委員から出された。

【国東高校】										
3年総合選択科目 ★印…学校設定科目										
選択C (2単位)	科目群	科目名	普通科				専門学科			合計
			文I	文II	理I	理II	園芸	メカ	情報	
選択C (2単位)	A科目群 (普通科の進学対応科目)	国語表現Ⅱ		23						23
		応用英語Ⅰ★			25					25
		世界史B	2							2
		日本史B	7							7
		地理B	1							1
	総合数学★				16				16	
	I科目群 (専門科の進学対応科目)	英語基礎Ⅱ★					6	10	23	39
	U科目群 (他学科の知識や技術を幅広く学ぶ科目)	生物活用						7	8	15
		プログラミング技術		22			14			36
	E科目群 (専門学科が専門性を深める科目)	農業経営					8			8
電気基礎							19		19	
機械設計								8	8	
合計			10	45	25	16	28	36	39	199
選択D (2単位)	科目群	科目名	普通科				専門学科			合計
			文I	文II	理I	理II	園芸	メカ	情報	
選択D (2単位)	A科目群 (普通科の進学対応科目)	現代文研究Ⅱ★/英語・経済(各1単位)	10							10
		応用数学★			25					25
		探求英語★		30		14				44
	I科目群 (専門科の進学対応科目)	数学基礎					8	4	11	23
		実践小論文B★					1	4	12	17
	U科目群 (他学科の知識や技術を幅広く学ぶ科目)	食品製造		4				9	2	15
		製菓					7			7
		探求スポーツ★		11		2	2	8	5	28
	E科目群 (専門学科が専門性を深める科目)	産業情報処理					10			10
		電子機械								0
マルチメディア応用							11	9	20	
合計			10	45	25	16	28	36	39	199
選択E (2単位)	科目群	科目名	普通科				専門学科			合計
			文I	文II	理I	理II	園芸	メカ	情報	
選択E (2単位)	A科目群 (普通科の進学対応科目)	科学基礎				6				6
		応用英語Ⅱ★	10							10
		探求国語★		22						22
		物理Ⅱ/化学Ⅱ(各1単位)				14				14
		生物Ⅱ/化学Ⅱ(各1単位)				11				11
	I科目群 (専門科の進学対応科目)	国語基礎★					1	17	25	43
	U科目群 (他学科の知識や技術を幅広く学ぶ科目)	生物活用		4		7		1	3	15
		マルチメディア応用		19		3	4			26
	E科目群 (専門学科が専門性を深める科目)	農業機械					9			9
		食品製造					14			14
電子計測制御								4	4	
プログラミング技術							18	7	25	
合計			10	45	25	16	28	36	39	199

- 総合選択制のシステムは複雑で、子ども達がシステムを理解し選択できているのだろうか、果たして自分の学びたい科目が選択できているのか。
- 普通科生で2学年に進級するときに、生徒が専門科目を学びたいと希望しても、教師の側がそれを認めないというような状況はないのか。
- 各校は科目設定をする際、地元の産業界などにも耳を傾け、(産業界が)どのような力をつけてきて欲しいのか、知る必要がある。
- 学校によっては総合選択科目の中に、一人の生徒も選択していない科目があるが、生徒のニーズがない科目を設定することが問題だと思う。

・下の資料1-②は4校の生徒を対象にしたアンケート調査の結果である。

資料1-② 総合選択制高校に係るアンケート

3 あなたは、総合選択制高校についてどう思いますか。

- ①良い
- ②どちらかと言えば良い
- ③あまり良くない
- ④良くない

高校名	①	②	③	④	%
三重総合	47.5	38.7	12.2	1.7	
国東	41.5	52.7	3.9	2	
宇佐産業科学	41.2	45	11.5	2.3	
中津東	46.2	47.1	6.3	0.4	

■「①良い」または「②どちらかと言えば良い」を選んだ理由

- ①進路目標や興味・関心に応じて科目を選べる
- ②他のクラスの人と授業が一緒になる
- ③資格取得に役立つ科目がある
- ④その他

高校名	①	②	③	④	%
三重総合	52.5	5	40	2.5	
国東	81.7	4.7	12.6	1	
宇佐産業科学	45.2	2.6	47	5.2	
中津東	70	3	25.7	1.3	

■「③あまり良くない」または「④良くない」を選んだ理由

- ①科目選択が面倒
- ②興味を引くような科目がない
- ③科目選択が指導で決められている
- ④その他

高校名	①	②	③	④	%
三重総合	7.7	3.8	61.5	26.9	
国東	21.4	35.7	14.3	28.6	
宇佐産業科学	40	30	15	15	
中津東	46.7	26.7	20	6.7	

4 あなたは、自分の高校についてどのように思っていますか。

- ①満足している
- ②大体満足している
- ③あまり満足していない
- ④全然満足していない

高校名	①	②	③	④	%
三重総合	18.2	58	18.2	5.5	
国東	17.6	73.7	7.8	1	
宇佐産業科学	18.6	58.1	12.4	10.9	
中津東	22.3	69.3	7.6	0.8	

・アンケート調査では、国東高校と中津東高校で90%以上の生徒が、総合選択制高校について、「良い」「どちらかと言えば良い」と回答し、その理由を国東高校は81.7%、中津東高校は70.0%の生徒が「進路目標や興味・関心に応じた科目を選択できる」としている。また、この2校は、90%以上の生徒が、自分の高校に「満足している」「大体満足している」と回答している。

- ・一方、三重総合高校と宇佐産業科学高校で13%以上の生徒が、総合選択制高校について、「あまり良くない」「良くない」と回答している。その理由として、三重総合高校では「科目選択が指導で決められている」、宇佐産業科学高校では「興味を引くような科目がない」が最も多い。
- ・アンケート結果は、先にあげた委員の「生徒が専門科目を学びたいと希望しても、教師の側がそれを認めないというような状況はないのか。」「生徒のニーズがない科目を設定することが問題だと思う。」という意見を裏付ける結果になった。
- ・また、「総合選択制のシステムは複雑で、子ども達がシステムを理解し選択できているのだろうか。」という意見に対して、別の委員からは「科目選択については、学校が生徒に説明しているのだから、科目選択の責任は生徒にある。自己責任で考えるよう生徒に対して高校側が指導すべきではないだろうか。」という意見が出された。
- ・協議の中で「総合選択制高校で普通科の進学指導や専門学科の専門性が薄まっていくのではないか。」という意見も出された。これについては、22ページで報告する。
- ・さらに、総合選択制高校が各学科の実績や学習内容等について、中学生や中学校関係者等に情報提供を積極的に行うとともに、生徒の科目選択に当たっては将来の進路を考えた科目選択するよう指導して欲しいという意見が多く出された。

#### <まとめ>

##### <成果>

自学科及び他学科の学習ができるよう総合選択科目が設定され、生徒は自己の進路目標や興味・関心に応じた科目選択ができている。

##### <課題>

- (1) 選択者がいない科目や、少数ではあるがアンケートで「興味を引く科目がない」との回答があることから、選択科目設定に当たっては、生徒の学習ニーズを的確に把握し、絶えず見直しを図る必要がある。
- (2) 科目選択が学校側の指導で決められている実態も一部あることから、より適切な科目選択のため、総合選択制の目的等を生徒だけでなく指導する側も理解する必要がある。
- (3) 総合選択制高校における普通科や専門科の在り方を不安視する意見もあることから、各学科の状況や実績の積極的な情報提供が必要である。

## (2) 中高一貫教育校

## ＜概要と現況＞

- ・中高一貫教育校が目指すことは、中学校、高校の6年間の継続した教育の中で、生徒の個性や創造性を伸ばしていくことにある。
- ・大分豊府中学校では学力向上を図るとともに、思考力、判断力、表現力等を生徒につけさせる探究・体験型学習に力を入れた教育活動を行っている。大分豊府高校では、大学進学等に備え、教科学習や進路指導に重点をおいた教育活動が行われている。

## ＜協議内容＞

- ・委員会には、大分豊府中学校と大分豊府高校の教育活動に関する資料1-③が提示され、それを基に協議を行った。

## 資料1-③

## 中学校の教育活動

## (1) 習得型学習の充実

- ①全学年週32時間授業 ※県内公立中学校は週28～29時間
- ②豊府タイム…毎朝30分間（読書-10分、英会話トレーニング-10分、基礎学力トレーニング-10分）
- ③英語、数学で1クラス2解体の習熟度別授業
- ④高校の数学の先取り学習…数学で中3年の9月から開始
- ⑤土曜寺子屋
  - ・英語検定、数学検定、漢字検定、日本語検定、語彙読解力検定を実施
  - ・「卒業までに全員が英語検定準2級を」を目標に、年間14回実施
- ⑥勉強合宿
  - ・中3生を対象に「ゆふの丘プラザ」で実施
  - ・基礎学力の習得と応用力の育成、高校の学習への円滑な接続を目的に実施

## (2) 探究・体験型学習の充実⇒思考力、判断力、表現力の育成

- ①学校独自教科「コミュニケーション」
  - ・コミュニケーション・プレゼンテーション能力の向上を目的に国語と英語で実施
- ②話し合い活動…新聞を活用した授業
- ③本物に学ぶ出前講座

## 【平成24年度実施】

- ・大分地裁裁判官、弁護士を招いた模擬裁判授業
- ・大分地区租税教育推進協議会による租税教室
- ・日本銀行大分支店長の金融教育出前講座
- ・同窓生の里帰り講演会（報道、建築、福祉関係の講演）
- ・文部科学副大臣との意見交換会 ・県内大学からの出前講義
- ・中3修学旅行での社会人 ・大学生に対するインタビュー活動
- ・中2職業体験学習（大分市内約30か所の事業所で3日間実施）

## ④文化発表会（IRIS）

- ・校外の文化ホールを会場に開催し、文化活動の集大成として位置付け
- ・生徒が企画・運営し、学年発表や個人発表、合唱コンクールなどで構成

## ⑤総合的な学習の時間

- ・各学年の発達段階に応じた学習内容
- ・身の周りの課題から「郷土」や「日本」に視野を広げた生徒の自主的な調べ学習活動  
⇒「卒業論文」の作成

## 高校の教育活動

### (1) 学力向上と進路目標の達成

- ①「わからせる授業」から「考えさせる授業」への転換
  - ②セルフ・サポート・スパイラル・プランの実施
    - ・学習方法習得体験ゼミ→学習方法と学習習慣の確立
    - ・キセキノート→目標管理と自己管理能力の養成
    - ・マラソン自学会、休日の教室開放 →学力育成
  - ③「ZERO講座」「土曜講座」の実施
  - ④トップレベル育成プログラムの実施
  - ⑤週35時間授業
- (2) 進学力向上3校連携研修…上野丘・舞鶴・豊府3校での研究授業、進学に関する情報交換  
 (3) 入試問題研究…東大、九大の入試問題の研究(3月)と、次年度の教科指導の方針の検討  
 (4) 保護者との地域別懇談会

## 中高連携・合同の教育活動

### (1) 豊府チャレンジキャンプ(HCC)…各発達段階に応じた集団活動

中 学 校	1年	教育合宿(マリンカルチャーセンター)	遠足(霊山)
	2年	教育合宿(国立阿蘇青少年交流の家)	遠足(由布岳登山)
	3年	勉強合宿(ゆふの丘プラザ)	修学旅行(富士登山)
高 校	1年	「友愛プログラム」(マリンカルチャーセンター)	久住登山
	2年	海外修学旅行プレ研修	修学旅行(オーストラリア)
	3年	勉強合宿(マリンカルチャーセンター)	

### (2) 中高合同の諸活動

- ①部活動…中学19部、高校29部のうち、10部で合同実施  
※毎週月曜日「NO部活DAY」
  - ②学校行事…文化祭、体育大会、ボランティア活動、百人一首大会等
- ・大分豊府中学校では、基礎的・基本的な知識や技能の習得のほか、学校独自教科「コミュニケーション」、話し合い活動、出前講座などで、思考力、判断力、表現力等を身につけさせる教育活動が行われている。
  - ・一方、大分豊府高校では、大学受験に向けた指導に多くの時間を割かなければならない現状がある。しかし、中学校で培った思考力、判断力、表現力等を、6年間の継続した教育ができる併設型中高一貫教育の特長を活かし、高校においても更に発展させる必要がある。
  - ・なお、計画策定時に各地の説明会で「中学受験が多くの小学生を受験競争に巻き込むものではないか。」という意見があった。これについては、中学受験が一部の児童や保護者に関係するものであり、一般の小学生児童に大きな影響はないとの結論に至った。

## <まとめ>

### <成果>

中学校では、思考力、判断力、表現力等を身につける教育活動が行われ、生徒の個性・創造性を伸ばす教育が行われている。

### <課題>

中高一貫教育の長所を活かす観点から、中学校で育成してきた思考力、判断力、表現力等を、高校でも一層伸ばすための教育活動が求められる。

## (3) 単位制普通科高校

## ＜概要と現況＞

- ・単位制普通科高校は、多様な選択科目の中から、生徒が自己の進路希望に応じて科目選択するシステムであり、学年による教育課程の区分を設けずに、学校が決めた単位を修得すれば卒業が認められるようになっている。
- ・本県では大分雄城台高校と別府青山高校の2校を単位制普通科高校の先導的・モデル的高校として位置付け、平成19年度入学生から単位制に移行した。

## ＜協議内容＞

- ・本委員会には、この2校と県内の学年制普通科高校及び県外の単位制普通科高校の選択科目等に関する資料が提示され、それを基に協議を行った。
- ・資料1-④から、大分雄城台高校、別府青山高校の選択科目の単位数や科目数が、他県の単位制普通科高校と比較して少ないことがわかった。
- ・しかし、この2校では単位制導入を契機に学校改革が進み、大分雄城台高校は進学指導体制の充実が図られ進路実績が向上し、別府青山高校は探究学習とそれを支援する図書館活動が活発に行われるようになるなど、特色ある教育活動が行われている。

## 資料1-④ 大分雄城台高校・別府青山高校の他校の選択科目数等の比較

## 入学定員240人(6学級)

	単位制	学年制	単位制
	大分雄城台高校	大分県立〇〇高校	〇〇県立〇〇高校
H25国公立大学合格者数 (%は卒業生数に対する割合)	87(36%)	62(26%)	105(44%)
部活動	体育部10、文化部12	体育部13、文化部9	体育部14、文化部10
卒業に必要な単位数	102単位	105単位	90単位
選択科目の単位数 ※地歴、理科、芸術等のうち必修科目の選択は除く	4～10単位 (4%～10%)	6単位 (2%)	25単位 (28%)
選択できる科目数	24科目	8科目	40科目

## 入学定員160人(4学級)

	単位制	学年制	単位制
	別府青山高校	大分県立〇〇高校	〇〇県立〇〇高校
H25国公立大学合格者数 (%は卒業生数に対する割合)	20(13%)	25(16%)	13(8%)
部活動	体育部9、文化部10	体育部10、文化部11	体育部12、文化部7
卒業に必要な単位数	99単位	99～101単位	96単位
選択科目の単位数 ※地歴、理科、芸術等のうち必修科目の選択は除く	2～6単位 (2%～6%)	5単位 (5%)	28単位 (29%)
選択できる科目数	26科目	8科目	41科目



・下の資料1-⑤はこの2校の生徒に対して行ったアンケート調査の結果である。

### 資料1-⑤ 単位制普通科高校に係るアンケート

1 あなたが現在通学している高校を選んだ理由は何ですか（複数回答可）。

- ①自分の住む地域にある
- ②自分の個性や能力を伸ばしてくる
- ③親や周囲の人に勧められた
- ④進学や就職などの指導をしてくれる
- ⑤科目選択ができる単位制高校だから
- ⑥特でない
- ⑦その他

高校名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	%
大分雄城台	31.6	19.7	16.1	12.8	4.3	8.2	7.2	
別府青山	40.6	16.3	11.9	11.9	4.5	10.9	4	

2 あなたの高校の最もよいところは何ですか。

- ①部活動や生徒会活動などが盛ん、学校に活気がある
- ②先生方の教科・進路指導が熱心
- ③生徒が仲良く学校の雰囲気が良い
- ④自分で科目が選択できる
- ⑤特でない
- ⑥その他

高校名	①	②	③	④	⑤	⑥	%
大分雄城台	56.9	8.4	24.3	2.1	6.7	1.7	
別府青山	40.2	4.6	37.9	4.6	10.3	2.3	

5 あなたは自分の高校についてどのように思っていますか。

- ①満足している
- ②大体満足している
- ③あまり満足していない
- ④全然満足していない

高校名	①	②	③	④	%
大分雄城台	23.3	66.1	9.7	0.8	
別府青山	37.7	53.5	6.3	2.5	

・アンケート調査では、2校の生徒ともに現在通学している高校を選んだ理由として、地域性を重視しており、「科目選択できる単位制高校である」を回答した生徒が少なかった。また、自分の高校の最もよいところとして「部活動や生徒会活動などが盛ん、学校に活気がある」とする回答が多く、「自分で科目が選択できる」とする回答は少なかった。

・一方で、自分の高校についての満足度は、大分雄城台高校は89.4%、別府青山高校は91.2%の生徒が「満足している」「大体満足している」に回答している。

・こうした資料を検討していく中で、2校の単位制普通科高校の在り方に意見が出された。

○学校の方針は進学重視型の単位制高校であり、進学指導に重きを置くために、単位制高校の特長が薄れている。教育課程の編成に課題があるのではないか。

○単位制ということが、子ども達にどのように支持され、理解されているのか、それについて学校側がどう考えているのか。

○2校の選択科目数は、学年制の普通科高校の選択科目数よりも若干多いものの、現実的には、学年制の普通科高校とあまり変わらない。

- ・また、普通科高校に単位制を導入したことに疑問を呈する意見も出された。

- 単位制は教員が多く配置されると聞いているが、単位制に相応しい選択科目を設けるためには、実際にもう少し教員が多くないと対応できないのではないか。
- 両校とも進学重視型単位制普通科高校を謳っているが、普通科高校では進学実績を重視している。だから2校は科目選択の自由度を増す方向ではなく、従来型の（進学実績重視の）教育に向かっているのではないか。
- 学校が、学年制でなく単位制の仕組みで学校を運営していくようになると、生徒指導上いろいろな問題が出てくるのではないだろうか。

- ・特色ある学校づくりという観点から、大分雄城台高校と別府青山高校は単位制導入を契機に学校改革に取り組み一定の成果を上げた。しかしアンケート調査での生徒の進路選択の理由や、選択科目の実態を見ても、単位制普通科高校の利点は活かされているとは言い難い。

#### <まとめ>

##### <成果>

単位制導入を契機に学校改革が進んだ。大分雄城台高校は進学指導体制の充実が図られ進路実績が向上し、別府青山高校は探究学習とその支援のための図書館活動が盛んになった。

##### <課題>

両校とも選択科目の単位数や科目数が少ないことから、単位制普通科高校の特長を活かした教育課程の編成等に一層取り組んでいく必要がある。

## (4) 独立単位制高校

## &lt;概要と現況&gt;

- 独立単位制高校（爽風館高校、平成22年4月開校）は、全日制課程に併設されていた定時制課程を独立させ、午前・午後・夜間の3部の定時制課程と通信制課程を併置した新しいタイプの高校である。
- 爽風館高校は、多様な選択科目の中から自分の進路目標や興味・関心に応じて学習ができる単位制高校で、生徒は自分の進路目標に応じた学習ができる。生徒の進路は、国公立大学、私立大学、短大、専門学校、就職など多岐にわたっている。
- 爽風館高校は、Ⅰ部（午前部）とⅡ部（午後部）、またはⅡ部（午後部）とⅢ部（夜間部）、あるいはこれらの定時制課程と通信制課程の間で併修（他部履修）を認めている。これにより、定時制や通信制の高校では、通常、卒業までに4年を要するところを、爽風館高校は3年間で卒業ができる。

## &lt;協議内容&gt;

- 下の資料1-⑥は、平成25年度の定時制課程の生徒の年齢構成に関するものである。生徒の92.8%が15歳～18歳の生徒で占められている。

資料1-⑥ 平成25年度在校生の年齢構成

	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳～
Ⅰ部(普通科)	47	57	56	33	8	1	5
Ⅱ部(普通科)	50	56	42	38	9	2	4
Ⅲ部(普通科)	7	12	5	13	2	0	1
Ⅲ部(商業科)	2	8	3	7	1	0	1
合計	106	133	106	91	20	3	11

← 92.8% →

- 次の資料は、平成22～24年度入学した生徒の中学校時の登校状況（1-⑦）と、入学から1年経過した時の登校状況（1-⑧）を示すものである。

資料1-⑦ 入学時の状況

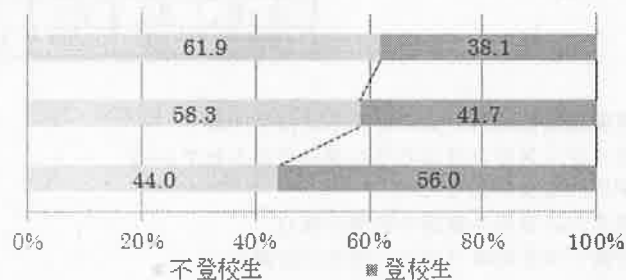
## 入学時の状況

	不登校生	登校生	合計
H22年度入学(218人)	135	83	218
H23年度入学(115人)	67	48	115
H24年度入学(150人)	66	84	150

H22年度入学(218人)

H23年度入学(115人)

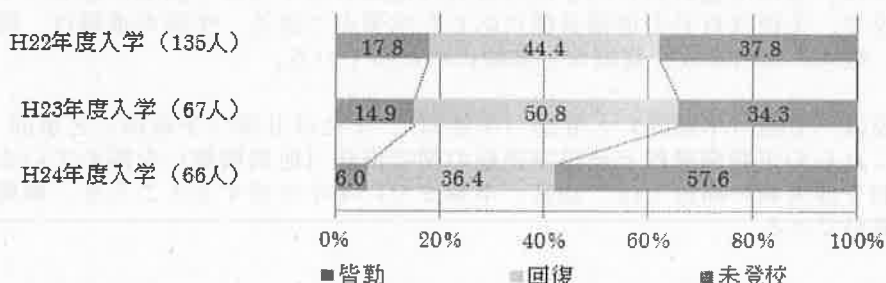
H24年度入学(150人)



資料1-⑧ 1年後の状況

入学1年後の状況

	皆勤	回復	不登校	合計
H22年度入学(135人)	24	60	51	135
H23年度入学(67人)	10	34	23	67
H24年度入学(66人)	4	24	38	66



- ・平成22年度入学生218人のうち61.9%に当たる135人が不登校経験者だったが、1年後には135人中、84人(皆勤24人、それ以外の回復60人)が登校するようになった。また、平成24年度については入学生150人のうち、44.4%に当たる66人が不登校経験者だったが、1年後にはそのうちの28人(皆勤4人、それ以外の回復24人)が登校するようになった。このように、中学校で不登校を経験したうち50%近い生徒が、爽風館高校入学後は登校をするようになっている。
- ・こうした背景には、爽風館高校では、学年、学級、チャイム、制服、校則などの「縛り」がないことが考えられる。爽風館高校は生徒に対して、「自己管理」と「自己責任」の2つをキーワードに学習指導や生活指導を行ってきているが、並行して、カウンセリング体制や進路ガイダンス体制も整え、生徒に対して丁寧な指導も行ってきている。
- ・次の資料1-⑨は爽風館高校の生徒と保護者に対して行ったアンケート調査の結果である。

資料1-⑨ 爽風館高校に係るアンケート

1 あなたが爽風館高校を選んだ理由は何ですか(複数回答可)。

- ①自分の住む地域にある
- ②親や周囲の人に勧められた
- ③自分の個性や能力を伸ばしてくれる
- ④進学や就職などにむけて指導してくれる
- ⑤ライフスタイルに合わせて科目選択ができる単位制高校だから
- ⑥特にない
- ⑦その他

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	%
生徒	6.9	18.1	13.2	9	35.4	9	8.3	
保護者	2.6	23.7	10.5	10.5	44.7	2.6	5.3	

2 爽風館高校の最もよいところは何ですか。

- ①ガイダンスやカウンセリングに力を入れている
- ②学校に活気がある
- ③先生方の教科や進路の指導が熱心
- ④制服や学級の縛りがない自由な校風
- ⑤他部履修により3年間で卒業できる
- ⑥自分で科目を選択できる
- ⑦わからない
- ⑧その他

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	%
生徒	2.6	1.7	3.4	29.1	4.3	42.7	14.5	1.7	
保護者	13.8	0	6.9	20.7	13.8	41.4	3.4	0	

- ・アンケート調査では、爽風館高校を選んだ理由を、生徒、保護者ともに「ライフスタイルに合わせて科目選択できる単位制高校だから」を最も多く回答し、「親や周囲の人に勧められた」がそれに続いている。
- ・爽風館高校のよいところについて、生徒、保護者ともに「自分で科目選択できる」に最も多く回答しており、「制服や学級の縛りが無い」がそれに続く。保護者の回答では「ガイダンスやカウンセリングに力を入れている」と「他部履修により3年間で卒業できる」が多く、保護者の爽風館高校に対する期待の表れと受け取ることができる。
- ・次の資料1-⑩は、爽風館高校に寄せられた保護者の声をまとめたものである。

#### 資料1-⑩ 爽風館高校の保護者意見

- ・毎日の登校とはいかないものの、学校に通う姿を見るだけで、不登校だった頃のこと自然と思い出され、胸がいっぱいになる。
- ・義務教育のすべての期間において不登校に悩んだことが、まるで嘘のように、毎日元気に登校している。子どもにとっても親にとっても、毎日の出来事が初めての経験であり、夕食時に時間がたつのを忘れて学校の話ができることが夢のようでありがたい。
- ・先日、初めて遠足を経験する子どもの弁当を作りながら、自分自身にとっても初めての遠足弁当だったので、料理をする間感無量だった。
- ・一度、高校で挫折を味わったときは、子どもにとって暗い将来しか考えることができなかったが、すっかり明るさと元気を取り戻した子どもの姿を見ると、感謝の気持ちがこみ上げてくる。

- ・協議では次のような意見が出された。

- 中学時代に様々な問題を抱えていた生徒が、爽風館高校に入学した後、部活などに励んで様々な進路に進んでいる。4月に他校に入学したけど、中途退学した生徒が10月に爽風館高校に入学してくることもある。このような生徒を事前に把握して、ストレートに爽風館高校に来られるようにはならないだろうか。
- 爽風館高校は多様な事情を抱えた子どもを受け入れる、いわば高校教育のセーフティネットとしての役割を担い、その特長を活かした教育活動が行われている。

- ・こうした評価の一方で、爽風館は特別な高校として見られがちで、その教育活動が広く知られていないとの意見が出された。

- 爽風館高校というと、何か特別な高校という印象をもたれているが、卒業生の進路を見ると、国公立や私立の大学の他、短大や専修学校などへの進学、また就職など様々な方面に進んでいる。単に中途退学者だけを集めた特殊な学校ではなく、新しいタイプの学校という面を、(広く中学生や学校関係者などに)広めていくべきではないだろうか。
- アンケート結果を見ると、3割の生徒が、中学校から爽風館高校について説明を聞いてないまま進学している。今後、高校改革を進める上で、この点は中学校が中学生や保護者にしっかり説明をする必要がある。県教委から市教委へ指導をして頂きたい。

<まとめ>

<成果>

定通併設及び単位制・3部制の特長を活かした教育が行われており、多様な生徒を受け入れるためのカウンセリングや進路ガイダンスの体制が整い、高校教育のセーフティネットとしての役割を果たしている。

<課題>

爽風館高校は中途退学者等が通う学校という一側面のみが強調されている面があることから、特色ある教育活動についての広報活動を、広く県民に対して行う必要がある。

2 社会の変化、地域状況を見通した学科の再編

下の資料1-⑪は、各旧通学区ごとに「高校改革推進計画」策定の前年（平成17年度）と現在（平成25年度）の専門学科の配置の状況を示すものである。

資料1-⑪ 平成17年度と平成25年度の専門学科の配置の状況

旧通学区	平成17年度 第1学年				▲2	平成25年度 第1学年								
	大学科	小学科	学級数	学校名		大学科	小学科	学級数	学校名					
1	農業	農業経営	1	宇佐産業科学	▲2	農業	グリーン環境	1	宇佐産業科学					
		農業土木	1				電子機械	1		宇佐産業科学				
	工業	電子機械	1	中津工業	▲2	工業	機械	1	中津東					
		電気電子	1				電気	1						
		土木	1				土木	1						
		材料技術	1				生産システム	1						
	商業	商業	1	中津商業	▲2	商業	ビジネス会計	1	中津東					
		情報管理	2				ビジネス情報	1						
		商業	1				高田	ビジネス管理		1	宇佐産業科学			
	その他	生活デザイン	1	宇佐産業科学	その他	生活デザイン	1	宇佐産業科学						
専門学科学級数合計			12		専門学科学級数合計			10						
2	農業	園芸科学	1	国東農工	▲2	農業	園芸ビジネス	1	国東					
		農業経営	1				山番農業	農業経営		1	日出総合			
		生活科学	1				国東	メカトロニクス		1				
	工業	電子工業	2	国東農工		工業		情報システム工学	1	日出総合				
		情報ビジネス	1				双国	機械電子	1					
	商業	会計	3	別府商業		▲2	商業	総合ビジネス	1	双国校				
		情報処理	2					会計	2					
		情報処理	2					別府商業	情報処理		1			
専門学科学級数合計			11		専門学科学級数合計			9						
3	工業	機械	1	大分工業	5	工業	園芸ビジネス	1	大分工業					
		電気	1				園芸デザイン	1						
		電子	1				大分工業	機械		2				
		建築	1					電気		1				
		土木	1				鶴崎工業	電子		1				
		工業化学	1					建築		1				
		機械	1					土木		1				
		電気	2					工業化学		1				
		商業	建築				1	鶴崎工業		▲5	商業	機械	2	鶴崎工業
			化学工学				1					電気	2	
	産業デザイン		1	建築		1								
	情報電子		3	化学工学		1								
	商業		3	産業デザイン		1								
	国際経済		2	情報電子		3	情報科学							
	情報処理	2	商業	3										
	情報科学	情報管理	2	情報科学		▲5	商業	国際経済	2	大分商業				
情報経営		1	情報処理		2									
情報経営		1	情報管理		1									
情報経営		1	情報経営		1									
専門学科学級数合計			25		専門学科学級数合計			30						
4	農業	食品流通	1	佐伯鶴岡	▲4	農業	施設園芸	1	佐伯鶴岡					
		施設園芸	1				津久見	生産機械		1				
	工業	機械	1	津久見		▲4		工業	電気電子	1	津久見			
		電気	1				システム工業		1					
		化学工学	1				佐伯鶴岡		会計システム	1				
		土木	1						総合ビジネス	1				
	商業	電子機械	1	臼杵商業		▲4	商業	総合ビジネス	1	津久見				
		情報会計	1					情報会計	1					
		情報ビジネス	1					情報ビジネス	1					
	その他	海洋生産	1	海洋科学		▲4	その他	海洋	1	海洋科学				
海洋技術		1	海洋		1									
専門学科学級数合計			11		専門学科学級数合計			7						

旧通学区	大学科	小学科	学級数	学校名
5	農業	施設園芸	1	三重農業
		農業土木	1	
		農業	1	三重農業久住分校
	工業	機械	1	緒方工業
	商業	商業	2	竹田商業
	その他	福祉	2	野津
	専門学科学級数合計			8

▲5

大学科	小学科	学級数	学校名
農業	生物環境	1	三重総合
	農業	1	三重総合久住校
商業	メディア科学	1	三重総合
専門学科学級数合計			3

旧通学区	大学科	小学科	学級数	学校名
6	農業	生物生産	1	玖珠農業
		食品化学	1	
		林業	1	日田林工
		林産工学	1	
	工業	機械	1	
	電気	1		
	建築	1		
	土木	1		
	専門学科学級数合計			8

▲2

大学科	小学科	学級数	学校名
農業	生物生産	1	玖珠農業
	食品化学	1	
	林業	1	日田林工
工業	機械	1	
電気	1		
建築土木	1		
専門学科学級数合計			6

- ・高校の再編整備により、農業科、工業科、商業科などの専門学科が県内にバランスよく配置されていることが確認できた。



### 3 普通科の進学体制、専門学科の専門性の維持

- ・総合選択制高校は、「高校改革推進計画」で示された新しいタイプの高校の中で最も多く設置された高校である。しかし、総合選択制高校の普通科や専門学科について、進学指導体制や各学科の専門性が薄れているのではないかと、懸念する意見がある。
- ・下の資料1-⑫は、総合選択制高校で普通科が設置されている三重総合と国東の2校の国公立大学進学者数と普通科学級数の推移を示したものである。これを見ると、学級数に対する国公立大学合格者数は、年度によって多少の増減があるものの、総合選択制高校になっても国公立大学進学者数に大きな変化はなく、普通科の進学指導体制は維持できていると考えられる。

資料1-⑫ 三重総合・国東高校の国公立大学進学者数

校名	学 科 名	H18.3卒	H19.3卒	H20.3卒	H21.3卒	H22.3卒	H23.3卒	H24.3卒	H25.3卒
三重総合	普通科	14 (4)	18 (4)	12 (3)	12 (3)	19 (3)	14 (3)	21 (3)	13 (3)
	専門学科	0 (7)	1 (7)	0 (5)	5 (3)	4 (3)	4 (3)	1 (3)	1 (3)
	(計)	14	19	12	17	23	18	22	14
国 東	普通科	41 (4)	28 (3)	27 (3)	28 (3)	23 (3)	30 (3)	38 (3)	25 (3)
	専門学科	0 (3)	1 (3)	1 (3)	2 (3)	1 (3)	3 (3)	1 (3)	0 (3)
	(計)	41	29	28	30	24	33	39	25

※1 ( )は学級数を示す。

※2 網掛けは統合後の1期生を示す。

資料1-⑬統合前後における専門教科の修得単位数の変化

※各年度は入学年度

- ・右の資料1-⑬は、三重総合高校、宇佐産業科学高校、国東高校、中津東高校の4校における専門学科について、統合前と統合後に各専門学科が卒業までに修得すべき専門科目の単位数に変化があるか調べたものである。資料からは、統合前後で専門教科・科目の修得単位数に大きな変化は認められない。

学校名	学 科	区 分	合 計	※各年度は入学年度		
				1年	2年	3年
三重総合	農業	17年度 施設園芸科 (三重農業)	32 ~ 42	7	10 ~ 14	15 ~ 21
		25年度 生物環境科	32 ~ 42	10	11 ~ 15	11 ~ 17
	商業	17年度 商業科 (竹田商業)	29 ~ 32	9	12	8 ~ 11
		25年度 ビジネス科	34 ~ 44	10	12 ~ 16	12 ~ 18
宇佐産業科学	農業	19年度 農業経営科 (宇佐産業科学)	34 ~ 38	9	12 ~ 14	13 ~ 15
		25年度 グリーン環境科	31 ~ 39	10	10 ~ 14	11 ~ 15
	商業	19年度 商業科 (高田高校)	35	11	10	14
		25年度 ビジネス管理科	31 ~ 39	10	10 ~ 14	11 ~ 15
国 東	農業	19年度 園芸科学科 (国東農工)	28 ~ 40	9	12 ~ 14	7 ~ 17
		25年度 園芸ビジネス科	30 ~ 40	9	10 ~ 14	11 ~ 17
	工業	19年度 電子工業科 (国東農工)	32 ~ 40	9	14 ~ 14	9 ~ 17
		25年度 ロボティクス科	31 ~ 41	11	9 ~ 13	11 ~ 17
中津東	工業	20年度 機械科 (中津工業)	37 ~ 41	10	12	15 ~ 19
		25年度 機械科	36 ~ 44	11	11 ~ 15	14 ~ 18
	商業	20年度 商業科 (中津商業)	31 ~ 36	11	11 ~ 13	9 ~ 12
		25年度 ビジネス会計科	33 ~ 41	11	12 ~ 16	10 ~ 14

また下の資料1-⑭は、統合前と統合後の専門学科1学級あたりの専門学科の教員数の変化を示すものであるが、これも統合前後で大きな変化はない。

資料1-⑭ 1学級当たりの教員数の比較

統合前年					平成25年度				
校名	教諭	講師	非常勤講師	1学級当たりの教諭・講師数	校名	教諭	講師	非常勤講師	1学級当たりの教諭・講師数
三重農業高校 (H17年度) 6学級 国際農学2 施設園芸科3 農業土木科3	10人	3人	0人	1.6人	三重総合高校 3学級 (生物環境科3)	5人	1人	0人	2.0人
宇佐産業科学高校 (H18年度) 6学級 農業経営科3 農業土木科3	9人	2人	0人	1.8人	宇佐産業科学高校 3学級 (グリーン環境科3)	6人	1人	0人	2.3人
国東農工高校 (H19年度) 6学級 (電子工学科6)	8人	1人	1人	1.6人	国東高校 6学級 (応用電子科3 情報システム工学科3)	9人	1人	1人	1.8人
中津工業高校 (H20年度) 13学級 (機械4 土木3 電気電子3 材料技術3)	20人	3人	0人	1.8人	中津東高校 12学級 (機械3 電気3 土木3 生産システム3)	21人	2人	2人	2.0人

協議では、総合選択制高校であっても、普通科の進学指導体制や専門学科の専門性は維持されていることが確認できた。従って、これら総合選択制高校は総合選択制の仕組みや、自校の教育活動などについて、より積極的な情報提供をしていく必要がある。

<まとめ>

<成果>

普通科における進学体制は維持できており、専門科においても専門科目の単位数や1学級当たりの教員数は減少しておらず、専門性は担保されている。

#### IV 「適正な学校規模及び学校・学科の配置」についての検証

##### 1 教育環境の維持・向上


- ・「高校改革推進計画」策定当時、本県には小規模校が多く、著しい生徒減少期を迎えることもあり、小規模校を統合して教育水準の維持・向上を図っていく必要性から、学校の適正規模を、1学年6学級～8学級（1学級40人）とし、地域によって著しい不都合が生じる場合などは1学年4～5学級もあり得るとした。
- ・加えて、各旧通学区域（6通学区域）内に複数の高校を配置し、生徒は進路希望に応じて高校を選択をできるようにした。
- ・次頁の資料2-①は、平成17年度と平成25年度の県内各地の高校の変化を示すものである。安心院高校や由布高校など連携型中高一貫教育校や、芸術緑丘高校、また再編整備を控えた高校や分校などを除いて、全ての高校は全て4学級以上で設置されている。
- ・また、資料中の平成17年度と平成25年度の定員率（旧通学区域ごとの中学校卒業予定者数に対する公立高校の募集定員の割合）を比較すると各通学区域で低くなっている。これは公立高校と私立高校との間で、募集する定員比率の見直しが行われ、公立高校の入学定員が縮小していることによるものである。

資料 2-①

平成17年度と平成25年度の学校配置の推移



※定員率…中学校卒業予定者数に対する入学定員の割合



旧第3通学区

中学校卒業生 数(定員)	学科	学校名	計	学級数	計	学 定員		登 員率 (%)	
						計	計	計	計
3	普通	大分上野丘	9	9	90	2,280	43	68.1	
		大分舞鶴	9	9					
		大分雄城台	8	8					
		大分南	7	7					
		大分豊府	8	8					
		大分鶴崎	8	8					
		大分東	6	6					
	碩南	14	2						
	専門	大分工業	6	6	1,080	20.4			
		大分商業	7	7					
		鶴崎工業	6	6					
		情報科学	6	6					
		芸短大緑丘	2	2					
	総合	大分西	6	6	240	4.5			
3	普通	大分上野丘	8	8	85	1,880	36.7		
		大分舞鶴	8	8					
		大分雄城台	6	6					
		大分南	5	5					
		大分豊府	7	7					
		大分鶴崎	7	7					
		大分東	3	3					
	由布	3	3						
	専門	大分工業	7	7	1,280	25.0			
		大分商業	7	7					
		鶴崎工業	7	7					
		情報科学	5	5					
		芸術緑丘	2	2					
	※大分東(農)	2	2						
※大分南(福)	2	2							
総合	大分西	6	6	240	4.7				

[減少率]▲3.2%

- ・協議では、統合による教育環境の維持・向上や、高校と地域の連携について次のような意見が出された。

○やはり、統合したメリットは大きいと思う。県民に理解してもらうためには、高校改革が終わった時点で、統合して進学率や就職率などが上がったとか、普通科では模試の偏差値が上がったということなどの資料を見せる必要がある。そこが保護者が一番評価するポイントになる。

○先生方も学校の特色づくりに努力しているのに、そのことが地元の保護者に届かず、進学率や就職率の実績だけで見られている。中学校関係者はもっと高校のことを知る努力をしてもらいたい。高校も地域に出かけ、現状を知ってもらおう努力をして欲しい。

○学校を育むのは地域の力である。自分の地元の普通科高校も進学実績が問われるが、地域の人たちは地元の高校を評価する時に言うことは、「最近、〇〇高校の生徒は挨拶をよくする。マナーも良くなった。」ということである。それぞれの地域が、地元の高校を育てる方向で頑張っていくしかないと思う。

- ・前頁の意見の他に「統合前の小規模校のアットホームな良さが失われているのではないか。」という意見も出たが、これに対して「学校の規模が大きくなっても、教員は工夫をしながら個に応じた指導を行っているのではないか。高校生は社会や大学に進む直前の時期であり、一定規模の学習環境が必要である。」という意見が出された。

<まとめ>

<成果>

再編整備により地域の高校が適正規模で維持されており、教育水準は維持・向上している。

<課題>

地域の高校の教育活動に係る実績等が、地元の中学校や地元関係者に充分伝わっていないことから、高校は中学校や地元自治体等との連携を深めていくとともに、地域への適切な情報提供を行い、中学校側も情報収集に努め、中学校での進路指導に活かしていく必要がある。

## 2 各教科の専門性の確保

・学校の適正規模化になることで教員数が増え、理科などでは物理、化学、生物の専門の教員を配置できるようになり、生徒の多様な進路希望にも適切に対応することが可能になる。

・右の資料2-②は、三重総合高校と、資料2-②  
統合前の三重、三重農業、緒方工業、  
竹田商業の各高校の教員構成を比較  
したものである。

・統合する前の専門学科高校の3校は普通教科の教員が少なく、また、地歴や理科の各科目を専門とする教員が配置されていない。

・専門学科高校は、専門科目の授業に多くの時間が割かれるため、専門学科の教員が多く配置されるが、専門学科の生徒の中には大学等への進学を目指す者が増えている。そうした生徒の進路実現のためには普通教科の教員が必要になる。

(三重総合高校の場合)

三重高校 全学年11学級 (H17年度)			三重農業高校 全学年8学級 (H17年度)			緒方工業高校 全学年5学級 (H17年度)			竹田商業高校 全学年6学級 (H17年度)		
教科	人数	備考	教科	人数	備考	教科	人数	備考	教科	人数	備考
国語	4	-	国語	1	-	国語	1	-	国語	1	-
地・公	5	日2 世2 地1	地・公	1	世史	地・公	1	世史	地・公	1	日史
数学	6	-	数学	1	-	数学	1	-	数学	1	-
理科	5	生2 化2 物1	理科	1	化学	理科	1	物理	理科	1	生物
英語	6	-	英語	2	-	英語	1	-	英語	1	-
保体	3	-	保体	3	-	保体	3	-	保体	2	-
家庭	1	-	家庭	1	-	家庭	1	-	家庭	1	-
計	30		農業	13	-	工業	11	-	商業	8	-
			計	23		計	20		計	16	

三重総合高校 全学年18学級 (平成20年度)

教科	国語	地・公	数学	理科	英語	保体	家庭	農業	商業	計
人数	5	5	7	5	7	4	1	5	7	46
備考	-	日2 世2 地1	-	生2 化2 物1	-	-	-	-	-	

・協議では教員の増加について次のような意見が出された。

○ (自分は計画策定時の) 再編整備懇話会に参加し、小規模校の統合により県内の高校教育の質を一定水準にするとの説明を受けた。やはり学校は一定規模が必要であると感じている。学級が少ないと選択科目や部活動などの選択する幅が狭まるが、学級が多いと先生も多くなり、放課後、職員室で指導をしてもらえる。

<まとめ>

<成果>

地歴や理科の各科目を専門とする教員が配置され、教育環境は向上している。

### 3 部活動、学校行事の活性化

・下の資料2-③は、国東高校と国東農工高校（平成20年度に一斉統合）、中津工業高校と中津商業高校（平成21年度から段階的統合）の統合前後の部活動の変化を示している。

資料2-③ 部活動の変化

・国東高校は文化部が多く、国東農工高校は専門学科に関連する部活動が多かった。普通科の生徒が専門科の部活動（工業技術部やバイオ部など）をすることは殆どないが、専門学科の中には文化部の活動に参加する生徒がいる。

・中津商業高校のように段階的統合で閉校する高校では、部活動が縮小し、休部を余儀なくされる部も出てくるが、体育部は混成チームを組み公式試合等に参加できる措置が取られている。

・体育大会や文化祭などの学校行事は、生徒数が大きく影響する。特に、文化祭は、文化部の活躍する場であり、文化祭などの学校行事を活性化させる上で文化部の存在は極めて大きい。

校名 分類	H20			H21		
	国東	国東農工	国東(旧)	中津東	中津工業	中津商業
合計	25	13	17	26	17	19
体育関係	11	7	8	11	10	6
文化関係	14	6	9	15	7	13
体育関係	野球	○	○	野球	○	○
	バスケットボール	-	○	バスケットボール	○	○
	バレーボール	○	○	バレーボール	-	○
	テニス	○	○	ソフトテニス	○	○
	サッカー	-	○	サッカー	○	-
	陸上	○	○	陸上	○	-
	卓球	○	-	相撲	○	-
	柔道	○	○	卓球	○	-
	剣道	○	-	柔道	○	-
	弓道	-	○	剣道	○	-
	ウエイティング	-	-	空手道	○	-
						弓道
						水泳同好会(休)
文化関係	音楽	-	○	吹奏楽	-	-
	ESS	-	○	ESS	-	英会話同好会
	美術	○	○	美術	-	○(休)
	書道	-	○	書道	○	-
	茶華道	-	○	弁論	○	○
	将棋	-	○	新聞	○	○(休)
	文芸	-	○	家庭	○	○(休)
	放送	○	○	放送	○	○
	情報処理	○	-	JRC	○	-
	工業技術	○	-	工業クラブ	○	-
	バイオ	○	-	ワープロ	-	○
	鑑定	○	-	珠算・電卓	-	○(休)
	新聞同好会	-	-	コンピュータ	-	○
	JRC同好会	-	-	簿記	-	○
	-	-	郷土文化	マーケティング	-	○
					華道(休)	
					茶道(休)	

<まとめ>

<成果>

再編整備により部活動が増え生徒の選択幅は広がり、体育大会や文化祭など学校行事も活発に行われるようになっている。



#### 4 統合に伴う遠距離通学等の諸課題

- ・「高校改革推進計画」策定時の地域説明会では、遠距離通学をするようになる生徒の通学費の問題と、新設校の施設・設備の整備を懸念する意見が参加者から出されている。

##### (1) 遠距離通学について

- ・下の資料2-④は、統合前と統合後の在校生の通学状況の変化を示している。

資料2-④

統合前後の通学状況別生徒数の内訳割合										
年度	学校名	学科	学年	徒歩	自転車	バス	列車	単車	その他	合計
17	三重高校 三重農業高校 緒方工業高校 竹田商業高校	普通 農業 工業 商業	人数(人)	187	153	116	244	79	127	906
			割合(%)	20.6	16.9	12.8	26.9	8.7	14.0	100
25	三重総合高校	普通 生物環境 行'7科学 キャリアデザイン	人数(人)	67	91	55	208	8	105	534
			割合(%)	12.5	17.0	10.3	39.0	1.5	19.7	100
18	宇佐高校 四日市高校	普通 普通	人数(人)	33	677	3	0	58	12	783
			割合(%)	4.2	86.5	0.4	0.0	7.4	1.5	100
25	宇佐高校	普通	人数(人)	3	419	14	9	34	72	551
			割合(%)	0.5	76.0	2.5	1.6	6.2	13.1	100
19	国東高校 国東農工高校	普通 農・工	人数(人)	27	457	55	0	73	98	710
			割合(%)	3.8	64.4	7.7	0.0	10.3	13.8	100
25	国東高校	普通	人数(人)	84	272	105	0	62	95	618
			割合(%)	13.6	44.0	17.0	0.0	10.0	15.4	100
19	宇佐産業科学高校	農業 工業 家庭	人数(人)	21	380	7	17	26	1	452
			割合(%)	4.6	84.1	1.5	3.8	5.8	0.2	100
25	宇佐産業科学高校	農業 工業 商業 家庭	人数(人)	62	322	7	19	34	11	455
			割合(%)	13.6	70.8	1.5	4.2	7.5	2.4	100
19	中津工業高校 中津商業高校	工業 商業	人数(人)	24	692	11	63	23	9	822
			割合(%)	2.9	84.2	1.3	7.7	2.8	1.1	100
25	中津東高校	工業 商業	人数(人)	14	578	11	86	36	4	729
			割合(%)	1.9	79.3	1.5	11.8	4.9	0.5	100

- ・三重総合高校は列車通学生が増えている。これは緒方工業高校の閉校や大分市内からの通学生の増加によるものと考えられる。宇佐高校や国東高校でバス通学生やその他通学生が増加しているのは、距離の離れた2校が統合したことによるものと考えられる。また、中津東高校は市街地から離れた場所に設置されたことが列車通学生の増加につながっていると考えられる。
- ・県教育委員会は、再編整備の実施に伴う遠距離通学生の増加に備え、大分県奨学会の奨学金に平成18年度から新たに「通学費等奨学金」を設けた。現在、このような通学費支援のための奨学金制度は全国で12県にある。(平成25年9月高校教育課調べ)

- ・ 下記の内容は大分県奨学会通学費等奨学金に係る基準等である。

【貸与月額】

通学費の割引運賃が10,000円以上	→	5,000円
20,000円以上	→	10,000円
30,000円以上	→	15,000円

【貸与の資格】

1か月の通学費（定期的に運行する交通機関の割引運賃）が10,000円以上になる者（自宅から通学することが困難な自宅外通学者を含む）

【家計の基準】

- ・ 生活保護世帯
- ・ 市町村民税が非課税又は免税
- ・ 世帯の全収入が生活保護世帯の基準額の1.5倍以下

【申し込み時期】

予約採用はなく、在学者を対象に4月から5月中旬に募集

- ・ 協議では、貸与を受ける家計の基準等について、次のような意見が出された。

○奨学金貸与の家計基準も厳しく、簡単に奨学金の貸与を申し込むことはできない。学校が自分の住んでいるところから遠くなると、通学費用が増える。奨学金の在り方について議論が必要なのではないか。

<まとめ>

<課題>

大分県奨学会通学費等奨学金の貸与基準などの規定について、他県の状況も参考にしながら、研究する必要がある。

## (2) 施設・設備について

- ・下の資料2-⑤は、統合に際して新設あるいは改修・増築した設備の一覧である。

資料2-⑤ 前期再編整備 (H17~21) に伴う施設整備状況

校名	統合年度	施設整備内容	建築年度
三重総合	H18	普通教室棟、渡り廊下新設	H17
		特別教室棟新設	H18
		屋外トイレ新設	H18
		野球部部室新設	H21
		部室新設	H22
		第2体育館新設	H22
宇佐	H19	管理棟増築	H18
		普通教室棟改修	H22
国東	H20	管理棟、第一特別棟、第二特別棟 渡り廊下改修	H19
		第2体育館	
		第3普通教室棟	
		運動部部室新築	
		弓道場新築	
		テニスコート新設	
宇佐産業科学	H20	商業棟大規模改修	H19
		マルチメディア室新設	
中津東	H21	定時制棟新築	H20
		定時制食堂増築	
		商業科実習棟新築	
		管理棟増築	
		生徒更衣室新設、部室・器具庫等整備	
爽風館	H22	多目的競技場新設	H22
		校舎新築 体育館新築	H21

- ・統合した新設校の教育環境が整えられていることが確認できた。今後の再編整備についても、教育の水準の維持・向上のために、新設校の施設・設備の充実を引き続き要請する。

## &lt;まとめ&gt;

## &lt;成果&gt;

統合した高校においては、統合前の施設・設備が整えられ、生徒の増加にも対応して、新しい施設が作られている。

## V 「学校選択の拡大」についての検証

### 1 主体的な進路選択

- ・ 高校教育の普及と機会均等を図るため、大分県は昭和24年に「公立高等学校通学区域設定規則」を制定した。この規則は全日制普通科高校に適用され、専門学科高校には適用されなかった。
- ・ しかし、年号が平成に変わる頃から、国からの地方分権や規制緩和の流れを受ける形で、中央教育審議会や臨時教育審議会などでは、学校選択の自由に言及する答申や報告が出されるようになった。
- ・ 平成14年1月に通学区域制度を定める「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正が行われ、それを受けて県教育委員会は、平成19年4月「大分県立高等学校通学区域設定規則」（昭和24年教育委員会規則第8号）を廃止し、平成20年度高校入試から、全日制普通科高校に適用されていた通学区域を撤廃した。
- ・ 通学区域撤廃についての県教育委員会の基本的な考え方は、「学校選択の自由を保障し、自分にあった高校を主体的に選択できるようにする。」という観点から、「地域の子どもは地域で育てる。」ことを基本としながら、地域外の高校を希望する生徒や保護者の願いを制度で縛らないとしている。
- ・ 学校選択の拡大については、大分県のように全県一区にした県と、通学区域は撤廃せずに通学区域を拡大した県がある。下の資料3-①はその全国状況を示している。

資料3-① 全県一区及び通学区域撤廃区の拡大に関する全国状況

年 度	県 名
平成15年度	東京都、和歌山県
平成16年度	埼玉県、福井県
平成17年度	青森県、秋田県、神奈川県、石川県
平成18年度	茨城県、群馬県、滋賀県、奈良県、広島県
平成19年度	山梨県、鳥取県
平成20年度	新潟県、静岡県、宮崎県、大分県
平成22年度	宮城県
平成24年度	高知県
平成26年度	(大阪府)

県 名	山形	愛知	徳島	香川	愛媛	熊本
通学区域数	3	2	3	2	3	3

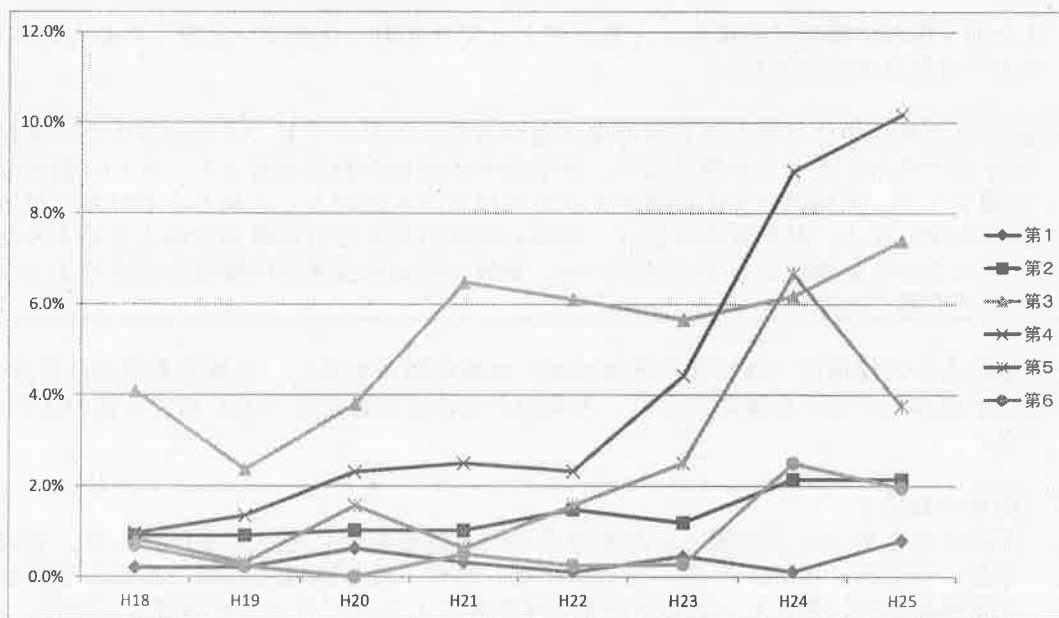
- 下の資料3-②は、一次入試において旧各通学区域の普通科高校に他の旧通学区域から志願してきた受験生の人数と、その各通学区域の入学定員に対する割合を示したものである。

資料3-②

一次入試における他通学区域からの志願者数とその通学区域定員に対する割合

通学区	第1		第2		第3		第4		第5		第6		学区外への志願者総数(県全体の普通科定員に対する割合)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
H18	2	0.2%	8	0.9%	85	4.1%	5	1.0%	3	0.8%	3	0.7%	106	2.0%
H19	2	0.2%	8	0.9%	50	2.4%	7	1.3%	1	0.3%	1	0.2%	69	1.3%
H20	6	0.6%	9	1.0%	76	3.8%	12	2.3%	5	1.6%	0	0.0%	108	2.1%
H21	3	0.3%	9	1.0%	127	6.5%	13	2.5%	2	0.6%	2	0.5%	156	3.1%
H22	1	0.1%	13	1.5%	122	6.1%	13	2.3%	5	1.6%	1	0.3%	155	3.0%
H23	4	0.5%	10	1.2%	111	5.7%	23	4.4%	6	2.5%	1	0.3%	155	3.2%
H24	1	0.1%	18	2.1%	121	6.2%	50	8.9%	16	6.7%	9	2.5%	215	4.4%
H25	7	0.8%	18	2.1%	139	7.4%	57	10.2%	9	3.8%	7	1.9%	237	5.0%

志願者の各通学区定員に対する割合



- 資料から、全県一区になった平成20年度以後、第3通学区(大分・由布市)、第4通学区(臼杵・津久見・佐伯市)、第5通学区(豊後大野市・竹田市)で、他の通学区域からの志願者が増えていることがわかり、この3つの旧通学区域の間で生徒移動があると推測できる。
- 次の資料3-③は、第3通学区(大分・由布市)に志願してきた生徒数を高校別に示したものである。大分上野丘高校は、平成21年度入試以降50人前後の生徒が志願するようになった。大分舞鶴高校は平成25年度に急増しており、大分南高校もここ数年増加傾向にある。

## 資料 3-③

## 第3通学区域外からの大分市・由布市内普通科高校への一次入試志願者推移

	H18		H19		H20		H21		H22		H23		H24		H25	
大分上野丘	8.4%	27/320	5.6%	20/360	10.0%	36/360	15.0%	48/320	16.6%	53/320	14.4%	46/320	18.1%	58/320	15.3%	49/320
大分舞鶴	7.9%	22/280	1.1%	3/280	5.7%	16/280	5.4%	15/280	5.0%	14/280	7.5%	24/320	5.6%	18/320	12.2%	39/320
大分雄城台	0.7%	2/280	1.1%	3/280	3.3%	8/240	3.8%	9/240	5.4%	13/240	2.1%	5/240	3.8%	9/240	3.3%	8/240
大分南	5.4%	15/280	2.5%	7/280	1.7%	4/240	5.4%	13/240	4.6%	11/240	6.7%	16/240	7.1%	17/240	10.0%	20/200
大分豊府	3.1%	10/320	3.1%	10/320	1.9%	6/320	7.9%	22/280	3.2%	9/280	3.2%	9/280	5.4%	15/280	5.4%	15/280
大分鶴崎	1.6%	5/320	1.6%	5/320	0.9%	3/320	4.1%	13/320	5.3%	17/320	2.9%	8/280	1.4%	4/280	2.1%	6/280
大分東	1.3%	2/160	1.3%	2/160	2.5%	3/120	5.0%	6/120	4.2%	5/120	2.5%	3/120	0.0%	0/120	1.7%	2/120
由布	2.5%	2/80	0.0%	0/80	0.0%	0/80	0.8%	1/120	0.0%	0/160	0.0%	0/160	0.0%	0/160	0.0%	0/120

※各%の右は 一次入試志願者/入学定員を示す。

- ・協議では、普通科高校の通学区域が撤廃され、大分市内に生徒が集まるようになったことについて、次のような意見が出された。

○大分市内に志願者が集中するために、大分市内の受験生は自分の進学したい高校のランクを下げなければならない。大分市内では自分が志望する高校には行けない実態があり、大分市内の中学生はどう思っているだろうか。

○全県一区になったのは良いことではないか。努力した者が（進路などの）選択できる幅を広く持ち、努力を怠った者が選択肢が減るのは、世の中では当たり前のことである。（高校入試の）主役は中学生で、努力した者が高校を選ぶことができるのは仕方がないのではないか。

- ・また通学区域の撤廃に関連して、県内のどこでも充実した教育が必要であるという観点で、次のような意見が出された。

○優秀な生徒の中にはたとえ通学時間や通学費用がかかっても、自分の行きたい高校に進学するだろう。そうした高校には、進学指導に長けた教員が集まり、そして優秀な生徒も通学して、結果的に進学成績が上がるのは当たり前のことである。それが一部の高校にならないよう、県教育委員会は、地域の高校の先生方の指導力が向上するような研修を行っていく必要があるのではないか。地域の生徒や保護者の要望に応えるようなシステムが必要である。

- ・上記のような指摘は「高校改革推進計画」の策定時にもあり、県教育委員会は各通学区域に特色ある拠点校づくりを進めてきた。事務局から次頁の資料3-④を用いて次のような説明があった。

<説明の概略>

・平成17年度から「地域で目指す進学力向上推進事業」を2年間試行した。平成19年度に中津南、宇佐、杵築、別府鶴見丘、臼杵、佐伯鶴城、竹田、日田の8高校を進学指導重点校に指定し、教員及び生徒を対象にしたセミナー等を開催してきた。

・平成22年度から24年度は、生徒向けセミナーを8校以外の高校にも広げ、平成25年度からは「進学力パワーアップ事業」として、他の県内普通科設置校の26校も対象に、教師向けの事業と生徒向けの事業を進めている。

・また、次世代リーダーの育成、将来的に地域医療を支える人材の育成、グローバル人材の育成等を目的とした「はつらつ人材育成事業」を進めるとともに、産業教育分野においては、「産業人材育成事業」「おおいものづくり人材育成事業」「おおいたビジネス人材育成事業」「高校生就職力向上対策事業」なども行っている。

## 4 進学力パワーアップ事業 (25年度)



**【目標】**・難関大学入試にも十分対応できる学力及び教科指導力の強化を図る  
 ・ブロックごとの教師の学びのネットワークづくりによる県全体の教科指導力の強化を図る。  
**【対象】** 普通科等設置校26校の生徒及び教職員

### 早期の意識づけ、系統的・継続的な指導による学力の強化

- セミナーの早物実施による高い志と進路意識の高揚  
**対象**：難関、最難関大学を目指す1年生220名  
 ・大学校長による大学での学びについての講演  
 ・最難関大学進学者による学習方法についてのアドバイス  
 ・高校生活についての意見交換会
- 学校の枠を超えた生徒同士の学び合いによる学習刺激  
**対象**：最難関、難関大学を目指す1年生220名  
 ・部活・課外活動による学びの場  
 ・学び合い、演習・おたがいのグループによる英語、数学の問題演習
- オープンキャンパス参加・入試問題演習による大学受験・進学イメージの明確化  
**対象**：最難関、難関大学を目指す2年生220名  
 ・最難関、難関大学別講演  
 ・志望大学別の英語、数学の問題演習
- 1 パワーアップセミナー第1回 2 パワーアップセミナー第2回 3 パワーアップセミナー第3回 4 パワーアップセミナー第4回  
 1年次 7月 1年次 11月 2年次 9月 2年次 12月

### 生徒の学力強化

- 読解力の基礎となる国語、受験のベースとなる英語、白舌を決める数学の学力と教科指導力の強化  
 ○進学意欲と進学指導力の向上

### 5 進学指導支援プログラム

- (1)教科指導力の強化【EMプログラム】 国語指導力強化【Eプログラム】、英語指導力強化【Eプログラム】、数学指導力強化【Mプログラム】  
 未来のスーパーバイザー（先生）育成 ⇒ 県内より各15名程度の教員グループを形成し、県内の教科指導力を強化するための研究協議(9回程度)を実施(進学指導重点校及び難関大進学校を中心に選出)  
 ・入試問題研究、作問研修及び研究、教材作成 ⇒ 研究成果の報告書作成及び高等学校教育研究各教科部会等での発表  
 ・各ブロックで公開授業等を実施 (eブロック：東北/別府/黒川/豊肥/久大/大分)  
 ・教科指導アドバイザー(予備校講師・他県のスーパーバイザーなど)による講義、実習等の実施  
 ・県外の進道校とのネットワークづくり(協同の授業研究→入試問題分析に基づく授業の手法について)  
 (2)進学指導体制の強化  
 ・進学指導重点校等による進路指導プログラム、教科指導プログラムの研究と実施  
 ・進学指導重点校等合同進学力強化会議の開催(年4回)

- 6 学力向上推進会議 ○普通科等設置校の校長、教頭、進路指導主任等による進学指導体制の確立に向けた協議



- ・自宅から離れた高校に進学希望をする生徒の通学費用に関して、次のような意見が出された。

○県教委は「高校改革推進計画」で主体的な進路選択を進めるというのであれば、奨学金の返還義務や枠の拡大、また貸与の基準の緩和などの施策に力を注ぐべきではないか。

- ・上記のような通学費用の課題も含めて、高校の選択幅の拡大について賛同する、次のような意見が出された。

○努力したから結果がでるというのは生徒本人によるものであるから、全県一区はフェアだと思う。ただ、自分が進学したい高校と自宅が地理的に離れている場合、生徒の力ではどうにもできない。そうしたハンディキャップを解決できて初めてフェアになる。いずれにしても高校は自由に選択させたいと、これまでの議論を聞いてそう思った。

- ・また、通学区域撤廃後の中学校の進路指導の変化について、次のような意見が出された。

○中学校は人格形成を目的に、自分自身を見つめて自分の将来を考えるキャリア教育の視点で指導している。高校側は、体験入学等の機会を作ってくれており、生徒はそのようなことを通して、自分を一番伸ばせる学校を選んでいる。自分の将来を描いた時に選択肢を広げるためには学力向上が基盤にあると考えており、子ども達に自分の未来を実現できるように学力向上をさせながら教育をしている。

- ・上記の中学校における進路指導やキャリア教育について、次のような意見が出された。

○成績優秀な子どもだけが学校を選び、他の子どもは選択肢がないのが実態である。「自己の将来を見通し、自分を伸ばせる学校はどこかという視点で高校選択をするようになった。」という意見があったことで、直ぐにそれを成果とするのは時期尚早だと思う。

○中学校はキャリア教育を行っているが、現状では充分でないと考えている。高校での学びをもっと理解して欲しい、と高校側は感じている。専門学科高校に入学した生徒が、どんな勉強をしてどんな力を付け、どんな夢をもって就職し社会貢献をしているかということが、まだ十分に理解されていないのではないだろうか。小学校、中学校、高校での長期間にわたった継続したキャリア教育体系を県教委や市教委で作って頂きたい。そうすれば、総合選択制高校に入学しても、自分の将来を見据えた科目選択ができるのではないだろうか。

- ・協議では、普通科高校における通学区域の撤廃により、生徒の学校選択の幅が拡大したことについて肯定的に認めつつも、高校間で教師の指導力に差が生じないように研修を進め、また、県教育委員会や中学校・高校が連携してキャリア教育を推進していくことが必要であるとの意見もあり、それについて異論は出なかった。



## 2 特色・魅力・活力ある学校づくり

- ・「高校改革推進計画」には、普通科高校の通学区域撤廃により、生徒の学校選択の幅が広がることで、地域の高校が生徒から選ばれる特色ある学校づくりに努めることから、通学区域制度を改正すると記されている。
- ・下の資料3-⑤は、特色ある学校づくりに係る各高校独自の取組や、PTA・同窓会・地元自治体等との連携で進められている取組の事例を示したものである。

### 資料3-⑤ 特色ある学校づくりの取組の例

高田高校	放送部と地元ケーブルテレビとの連携による番組作成と放映 「高校生のための未来塾」(「学びの21世紀塾」の高校生版)
国東高校	「輝き続ける国東・双国校を創る会」による進学指導支援事業
杵築高校	在校生・卒業生への奨学金制度
別府鶴見丘高校	定期・実力考査に変わる年間9回のアチーブメントテストの実施
別府羽室台高校	英語力を強化する指導改善事業 APUとの連携
大分上野丘高校	同窓会海外研修生派遣事業
大分舞鶴高校	SSH (スーパーサイエンスハイスクール) 事業での理数科教育の充実
日田高校	
大分雄城台高校	OBSラジオでの番組制作
大分南高校	「南高フェスタ in パークプレイス」での学習活動・部活動報告
由布高校	市教委と連携した中高一貫教育の推進 観光コースの設置
佐伯鶴城高校	鶴城新世紀グローバル事業
森高校	知識活用能力推進事業

- ・特色ある学校づくりについて、高校側から次のような意見が出された。

- 高校改革は教員の意識改革が大きなポイントだった。普通科は全県一区となり、入学定員確保が大きな課題になるため、各高校が特色ある学校づくりに取組んでいる。校長の強力なリーダーシップのもとで、ミドルリーダーの先生方が一生懸命になって、特色ある学校づくりに取組んでいると思う。
- 高校は学校評価によって、具体的な教育目標を議論して作り、中間評価で検証することとなっている。校長が替わっても年度末に次年度の取り組み内容を吟味するようなシステムがここ数年出来上がってきた。高校はミドルリーダー達の意識が相当に変わっているという実感がある。特色ある学校づくりなどの取組により、先生がより高い視野で学校経営に参画する意識が育ってきていると感じている。

- ・上記の意見に対し、次のような意見が出された。

- 各学校での特色ある学校づくりが行われているとなっているが果たしてそうだろうか。地域の高校が特色を出そうとしても、校長が2年程度のスパンで異動し、1年目は前任者が決めた校内人事で動き、2年目は自分の思う学校経営ができたとしても次の年に(人事異動で)リセットされる。全県一区制や統廃合が進む中で高校の改革が進まないといけませんが、教職員の人事異動が旧態依然としている。
- 自分は学校評議員をしているが、実際は学校には細かい点まで、なかなか入ることができない。学校との連携がもっと図れる開かれた学校、また先生方ももっと話せるような雰囲気をつくって頂きたい。そうした環境づくりを是非やって欲しい。
- 再編整備して地元に残ったのに地元の高校に進む生徒が減っているのは、高校のPRが不十分なことが原因である。高校の状況が中学生や保護者に見えていない。高校のPRをしっかりと行って、地元の生徒が地元の学校に進むようにして欲しい。

- ・協議では、各校で特色ある学校づくりが進んでいることは認めつつも、その取組が継続され、学校関係者の意見などを聴取する体制ができているのか、指摘する意見が出された。

### 3 地域の高校の維持と高校間の格差の拡大

- ・通学区域撤廃で懸念されたことは大きく2つあった。1つは「地域から生徒が流出し、地域の高校の維持が難しくなるのではないか。」ということと、もう1つは「一部の高校に志願者が集中したりするなど、高校間の格差が広がるのではないか。」であった。

#### (1) 地域の高校の維持

- ・地域の高校の維持を危惧する意見の多くは、その地域の高校の入学者に欠員が生じていることによるものである。入学定員については、県教育委員会が地元の中学校卒業予定者数、進路希望状況、高校入試の状況等を勘案しながら全県的視野に立って策定している。
- ・25・26ページの資料が示すように、生徒が減少する状況にあっても、連携型中高一貫教育校や芸術科を設置する高校、再編整備を控えた高校を除いて、4～8学級の適正規模で、地域の高校は維持されている。
- ・下の資料3-⑥は、第4通学区域にある臼杵高校と佐伯鶴城高校の各年度の入学生の出身市を調べたものである。臼杵高校は、地元の臼杵市あるいは隣接する津久見市から入学する生徒の割合が減少する一方、大分市から入学してくる生徒の割合が増加している。佐伯鶴城高校については、地元の佐伯市出身の生徒が各年度を通して多いことがわかる。(定員数より在籍生徒数が多いのは転校や原級留置等によるものと推測される。)

資料3-⑥ 臼杵高校・佐伯鶴城高校の年度別入学生の出身

#### 【臼杵高校】

年度	定員	在籍数	臼杵市		津久見市		大分市		佐伯市		その他	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
H19	200	200	129	64.5%	48	24.0%	13	6.5%	5	2.5%	5	2.5%
H20	200	201	110	55.0%	44	22.0%	35	17.5%	8	4.0%	4	2.0%
H21	200	170	104	61.2%	28	16.5%	30	17.6%	7	4.1%	1	0.6%
H22	240	240	158	65.8%	33	13.8%	32	13.3%	16	6.7%	1	0.4%
H23	200	193	105	54.4%	36	18.7%	44	22.8%	5	2.6%	3	1.6%
H24	240	239	113	47.1%	33	13.8%	80	33.3%	5	2.1%	8	3.3%
H25	240	240	124	51.7%	22	9.2%	84	35.0%	8	3.3%	2	0.8%

#### 【佐伯鶴城高校】

年度	定員	在籍数	佐伯市		津久見市		臼杵市		大分市		その他	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
H19	240	243	241	99.2%	0	0.0%	1	0.4%	1	0.4%	0	0.0%
H20	240	240	231	96.3%	7	2.9%	0	0.0%	1	0.4%	1	0.4%
H21	240	240	223	92.9%	14	5.8%	1	0.4%	1	0.4%	1	0.4%
H22	240	240	217	90.4%	20	8.3%	1	0.4%	0	0.0%	2	0.8%
H23	240	240	228	95.0%	11	4.6%	0	0.0%	1	0.4%	0	0.0%
H24	240	221	212	95.9%	5	2.3%	0	0.0%	3	1.4%	1	0.5%
H25	240	243	227	93.4%	16	6.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

- ・次の資料3-⑦は、第5通学区域にある三重総合高校と竹田高校の各年度の入学生の出身市を調べたものである。三重総合高校は通学区域を撤廃した平成20年度入試以降、大分市から入学する生徒の割合が増えているが、平成25年度入試では商業科(キャリアビジネス科)が1学級減になったことから、大分市内から入学する生徒の割合は大きく減少した。その分、旧第5通学区域(豊後大野市、竹田市)から入学した生徒の割合が増えている。

## 資料 3-⑦ 三重総合高校・竹田高校の年度別入学生の出身

## 【三重総合高校】

年度	定員	在籍数	豊後大野市		竹田市		臼杵市		佐伯市		大分市		その他	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
H19	240	243	161	66.3%	39	16.0%	24	9.9%	9	3.7%	7	2.9%	3	1.2%
H20	240	234	143	61.1%	24	10.3%	30	12.8%	9	3.8%	28	12.0%	0	0.0%
H21	240	233	160	68.7%	27	11.6%	13	5.6%	11	4.7%	22	9.4%	0	0.0%
H22	240	216	137	63.4%	21	9.7%	12	5.6%	17	7.9%	27	12.5%	2	0.9%
H23	200	197	116	58.9%	31	15.7%	6	3.0%	7	3.6%	35	17.8%	2	1.0%
H24	200	192	124	64.6%	18	9.4%	19	9.9%	7	3.6%	20	10.4%	4	2.1%
H25	160	159	113	71.1%	26	16.4%	4	2.5%	8	5.0%	8	5.0%	0	0.0%

## 【竹田高校】

年度	定員	在籍数	竹田市		豊後大野市		その他	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合
H19	200	200	134	67.0%	60	30.0%	6	3.0%
H20	200	184	121	65.8%	61	33.2%	2	1.1%
H21	200	199	131	65.8%	68	34.2%	0	0.0%
H22	200	201	116	57.7%	85	42.3%	0	0.0%
H23	160	151	75	49.7%	73	48.3%	3	2.0%
H24	160	161	91	56.5%	68	42.2%	2	1.2%
H25	160	160	95	59.4%	62	38.8%	3	1.9%

- 平成7～17年度は県内の通学区域を「6通学区域・12分割通学区域」としており、6通学区域間で3%、12分割通学区域間で7%をそれぞれ上限にして他の地域からの入学を認めていた。平成18～19年度は12分割通学区域をなくし、6通学区域間で、10%を上限として他の地域からの入学を認めた。

## 6通学区域・12分割通学区域（平成7年度～17年度）

- 第1通学区域 — 中津地域 宇佐・高田地域
- 第2通学区域 — 国東地域 杵築地域 別府地域
- 第3通学区域 — 分割通学区域なし
- 第4通学区域 — 臼杵・津久見地域 佐伯地域
- 第5通学区域 — 豊後大野市地域 竹田地域
- 第6通学区域 — 玖珠地域 日田地域 (12分割通学区域)

- 通学区域を残したままでは、少子化の進行に伴い4学級を下限とした適正規模を維持できない高校がでてくることが予想されていた。そのため、県教育委員会は、市ごとではなく複数の市からなる旧通学区域を単位にして入学定員の策定をしている。
- 高校入試で欠員が生じる結果になり、そのために次年度の入学定員の策定で学級減になった場合であっても、芸術緑丘高校や安心院・由布高校のような連携型中高一貫教育校を除いて、適正規模を下回る高校はこれまで生じていない。

(2) 高校の格差の拡大

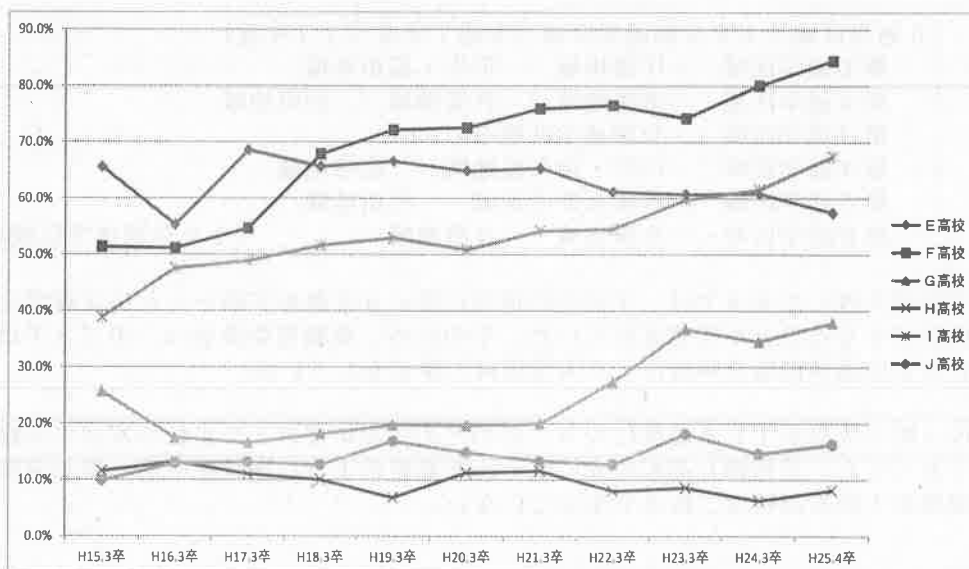
- ・協議の中では、他校と統合したために統合前の進学実績が維持できなくなり、格差が生じたとする、次のような意見が出された。

○県教委の目指した学校選択の拡大はできていると思うが、地元の高校が統合したために、全体的なレベルが下がり、地元の評判も悪くなり、生徒が集まらず、保護者は他の高校に子どもを進学させるようになった。優秀な生徒を少しでも確保して学校の評判を良くしてもらいたい、それができていない。県教委も、このような状況を受け止め、解決してもらいたい。

- ・高校の統合は適正規模を維持することが目的であるため、複数の高校を統合すれば、生徒の学力層が広がるのはやむを得ない。
- ・下の資料3-⑧は、大分市内の普通科高校の国公立大学合格率に関するものである。E高校、F高校、I高校の3校は国公立大学合格率が高く、G高校も平成20年度卒業生から上昇傾向にあり、他の2校もほぼ横ばいか若干の上昇傾向にあることを示している。

資料3-⑧ 大分市内普通科高校の国公立大学合格率

全県一区											
高校名	H15.3卒	H16.3卒	H17.3卒	H18.3卒	H19.3卒	H20.3卒	H21.3卒	H22.3卒	H23.3卒	H24.3卒	H25.4卒
E高校	65.5%	55.2%	68.5%	65.6%	66.5%	64.8%	65.3%	61.1%	60.7%	60.8%	57.4%
F高校	51.3%	51.1%	54.6%	67.8%	72.1%	72.5%	75.9%	76.5%	74.2%	80.0%	84.4%
G高校	25.6%	17.4%	16.5%	18.1%	19.7%	19.6%	19.9%	27.3%	36.7%	34.5%	37.8%
H高校	11.5%	13.2%	11.0%	10.0%	6.8%	11.2%	11.5%	8.0%	8.6%	6.3%	8.1%
I高校	38.8%	47.5%	48.8%	51.6%	52.9%	50.8%	54.1%	54.5%	59.7%	61.5%	67.4%
J高校	9.8%	12.9%	13.1%	12.6%	16.8%	14.8%	13.3%	12.7%	18.1%	14.6%	16.2%

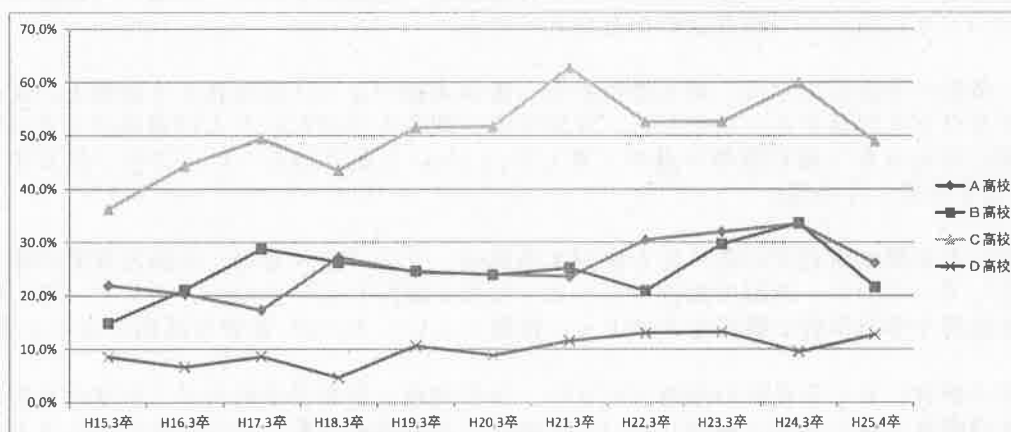


- ・次の資料3-⑨は、県内のある旧通学区内の普通科高校に関するものである。A高校とC高校は進学指導重点8校（35ページ、事務局の説明参照）に指定された高校であり、B高校とD高校はこの指定を受けていない。しかし、この地域の高校は全体的に国公立大学合格率が上昇している。

資料3-⑨ 某旧通学区域内普通科高校の国公立大学合格率

全県一区

高校名	H15.3卒	H16.3卒	H17.3卒	H18.3卒	H19.3卒	H20.3卒	H21.3卒	H22.3卒	H23.3卒	H24.3卒	H25.4卒
A高校	21.9%	20.3%	17.3%	27.2%	24.4%	24.1%	23.6%	30.5%	32.0%	33.5%	26.1%
B高校	14.8%	21.1%	28.8%	26.3%	24.6%	23.9%	25.2%	20.9%	29.7%	33.6%	21.6%
C高校	36.2%	44.3%	49.4%	43.5%	51.5%	51.7%	62.7%	52.5%	52.6%	59.8%	48.9%
D高校	8.5%	6.6%	8.6%	4.6%	10.6%	8.8%	11.5%	13.0%	13.2%	9.5%	12.7%



- ・ここ数年、県内高等学校の県全体の国公立大学合格率は上昇傾向にあるが、一部の高校では下降している状況もある。しかし、各高校の進路指導體制で生徒の進路実績は変わり得るものであり、一部の高校の進学実績の落ち込みの理由が、通学区域撤廃に起因するとは考えにくい。
- ・「学校選択の拡大」に関する協議では、通学区域が撤廃されたことで生徒の学校選択の幅は広がり、地域の高校が生徒から選ばれるための特色ある学校づくりや、そのための地域と連携する取組は始まっているが、その取組を継続し、地域の声を反映させる学校運営には、まだ課題も多くあるとの意見で一致した。

#### <まとめ>

- (1) 普通科高校の学校選択の幅は広がったが、全ての中学生が自分の将来を見通して学校選択している状況にあるとは言えないため、県教育委員会と中学校・高等学校は連携して、キャリア教育の一層の推進を図る必要がある。
- (2) 学校長のリーダーシップの下で教員の意識改革は進み、生徒から選ばれる学校になるための特色ある学校づくりが進められているが、継続された取組になっていないという指摘もあることから、「学校評価」などを活用し組織的な取組を一層進め、継続したものにしていく必要がある。
- (3) PTAや同窓会、また地元自治体等と連携した学校づくりが行われているが、それらの意見を充分反映したものとはなっていない面があり、今後、地域に開かれた学校運営の下、地域の声を吸い上げ、その期待に答えて行くことが求められる。
- (4) 進学指導重点8校を中心とした進学力向上の取組が進み、全県的に進学実績の底上げができてきているが、県内どこの地域でも生徒が質の高い授業を受けられるようにするため、これまでの研修等を充実させ、教員の資質・能力の一層の向上を図っていく必要がある。

## VI まとめ

高校改革フォローアップ委員会は5回の協議を行い、「高校改革推進計画」の実施による成果と課題について検証をしてきた。協議では、各施策事項について一定の成果が上がっていることは確認できたが、一方で様々な課題があることも明らかになった。

この協議を通じて、何度も耳にした言葉は「地域との連携」であった。

「高校改革推進計画」の「再編整備指針」では、「『子どもたちにとって真に望ましい学校』という視点に立って進める。」としているが、地域とのつながり等には触れていない。しかし、これまで再編整備した高校では、地元自治体等との連携を一層深めており、地域から信頼され、期待される学校づくりに向かって教育活動が行われている。

また、最後の委員会の中で、ある委員から「進学実績のように目に見える教育も大切だが、人への思いやりなどを評価するものがない。自立する人間力をつけないと人材育成はできないと思う。そこを常に考えながら高校改革を進めて欲しい。」という発言があった。この「自立する人間力」こそ、「生きる力」である。

これから大分県高校教育の在り方を検討する場合、この「生きる力」を高校教育の中でどのように具現化していくのか、地域の高校をどのような形で維持していくのか、そして、新しい時代に相応しい普通科や専門学科の教育をどのように推進していくのかが、重要な課題になると考えられる。

大分県の教育に対する県民の期待は大きい。学校現場と県教育委員会がこの期待を受け止めてながら、高校教育が更に充実・発展していくための「高校教育改革」が行われていくことを願うものである。

## 高校改革フォローアップ委員会 開催要項

### 1. 目的

「高校改革推進計画」に基づく高校改革の実施について、その成果と課題を明らかにすることにより、成果の伸長と課題の解決を図ることを通して特色・魅力・活力ある高校づくりの一層の推進に資する。

### 2 検証項目

- (1) 特色ある学校づくり
- (2) 適正な学校規模及び学校・学科の配置
- (3) 学校選択の拡大
- (4) その他

### 3 日程と協議内容

<p>第1回 平成25年 6月7日(金) 14:00～16:00</p>	<p>【高校改革推進計画について】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会行事 教育長挨拶、自己紹介、委員長・副委員長選出、委嘱状交付</li> <li>2 説明Ⅰ 「高校改革推進計画」策定に至る経緯</li> <li>3 説明Ⅱ 「高校改革推進計画」の内容 (1)特色ある学校づくり (2) 適正な学校規模及び学校・学科の配置 (3)学校選択の拡大</li> <li>4 説明Ⅲ 今後の協議の視点 (1)「高校改革推進計画」の目指したこと (2)「高校改革推進計画」で懸念されたこと</li> <li>5 質疑・応答、協議</li> <li>6 連絡事項等</li> </ol>
<p>第2回 平成25年 8月2日(金) 14:00～16:00</p>	<p>【特色ある学校づくりについて】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 前回の話し合いのまとめ</li> <li>2 総合選択制高校、中高一貫教育校、単位制普通科高校、独立単位制高校等に 係る現状についての説明(事務局)</li> <li>3 協議</li> </ol>
<p>第3回 平成25年 10月7日(月) 14:00～16:00</p>	<p>【適正な学校規模及び学校・学科の配置について】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 前回の話し合いのまとめ</li> <li>2 適正な学校規模及び学校・学科の配置に係る現状についての説明(事務局)</li> <li>3 協議</li> </ol>
<p>第4回 平成25年 11月18日(月) 14:00～16:00</p>	<p>【学校選択の拡大について】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 前回の話し合いのまとめ</li> <li>2 学校選択の拡大に係る現状についての説明(事務局)</li> <li>3 協議</li> </ol>
<p>第5回 平成25年 12月16日(月) 14:00～16:00</p>	<p>【高校改革フォローアップ委員会の協議のまとめ】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 前回の話し合いのまとめ</li> <li>2 検証で明らかになった成果と課題について(事務局)</li> <li>3 協議</li> </ol>

## 4 委員会構成

学識経験者 (4名)	国立大学法人大分大学教育福祉科学部	教授	堀 泰樹
	国立大学法人大分大学経済学部	教授	大崎 美泉
	国立大学法人大分大学教育福祉科学部	教授	三次 徳二
	大分合同新聞	論説委員長	幸野 靖久
学校関係地域代表者 (11名)	三重総合高等学校	学校関係者評価委員	川野 浩
	宇佐高等学校	学校関係者評価委員	酒井孝二郎
	大分豊府高等学校	学校関係者評価委員	佐藤 康成
	大分雄城台高等学校	学校関係者評価委員	足立 高浩
	別府青山高等学校	学校関係者評価委員	佐藤 靖久
	爽風館高等学校	学校関係者評価委員	是永 佑一
	宇佐産業科学高等学校	学校関係者評価委員	齋藤 文博
	国東高等学校	学校関係者評価委員	吉井 孝光
	中津東高等学校	学校関係者評価委員	松本 邦男
	日田林工高等学校	学校関係者評価委員	高倉 照也
佐伯鶴城高等学校	学校関係者評価委員	山矢 隆彦	
教育研究団体関係者 (5名)	大分県産業教育振興会	副会長	浏览 二三世
	大分県高等学校教育研究会農業部会	部会長	清末 隆文
	大分県高等学校教育研究会工業部会	部会長	木本 俊之
	大分県高等学校教育研究会商業部会	部会長	津田 政之
	大分県高等学校教育研究会定通部会	部会長	河野 伸弘
社会教育関係者 (3名)	大分県PTA連合会	会長	富永 大輔
	大分県高等学校PTA連合会	会長	木戸 浩久
	大分青年会議所	副理事長	梶原 泰雄
学校教育関係者 (4名)	大分県中学校長会	事務局次長	本田 雄二
	大分県公立学校教頭会	副会長	和田 喜久美
	大分県立学校長協会	会長	南 雅量
	大分県立学校教頭・副校長会	会長	堀江 健
教育委員会事務局 (8名)	大分県教育庁	教育長	野中 信孝
		教育次長	宮脇 和仁
		教育改革・企画課長	佐野 壽則
		高校教育課長	高畑 一郎
		参事	林 加代子
		参事	辛島 信昭
		課長補佐	川野 裕市
	産業教育指導班主幹	小池 楠男	

## 5 協議内容の公表

報告書のまとめ（平成26年1月上旬）

教育委員会報告（平成26年1月下旬）報告後に報道発表、HP掲載



## 高校改革フォローアップ委員会設置要綱

### (設置)

第1条 「高校改革推進計画」に基づく高校改革の実施について、その成果と課題を明らかにすることにより、成果の伸長と課題の解決を図ることを通して特色・魅力・活力ある高校づくりの一層の推進に資する。

### (所管事務)

第2条 委員会は、次の事項の成果と課題について検討する。

- (1) 特色ある学校づくり
- (2) 適正な学校規模及び学校・学科の配置
- (3) 学校選択の拡大
- (4) その他

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。
- 3 委員長は、委員会の議事その他の会務を統括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員長及び副委員長は委員の互選により決定する。

### (会議)

第4条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の成立には、委員の過半数の出席を要する。
- 3 委員会における議題の提案、進行管理及び資料作成は、大分県教育庁高校教育課が行う。
- 4 委員は委員会で配付した資料等を、委員長の許可なく公開してはならない。

### (部会)

第5条 委員会は、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会に部会長1名、副部会長1名をおく。
- 3 第3条第3項から第5項及び前条第2項から第4項の規定は、部会について準用する。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、大分県教育庁高校教育課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則 この要綱は、平成25年6月7日から適用する。

「高校改革推進計画」策定に至る経緯

〔国の動き〕

**第14期中央教育審議会** (設置)H14.4.21 (答申)H14.4.19  
 「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について(答申)」  
 (高校改革の方向性)

① 量的拡大から質的充実へ  
 ② 形式的平等から実質的平等へ  
 ③ 偏差値偏重から個性尊重・人間性重視へ

① 総合学科  
 ② 単位制高校  
 ③ 学校間連携  
 ④ 高校入試改革等

「高等学校教育の改革の推進に関する会議」(文部省)  
 (H3.6策定、H4.6～H5.2報告書提出)

各都道府県教育委員会(H5.2.22)  
 ・高校入試多様化  
 ・業者テスト依存禁止

〈提言〉  
 ・全日制単位制高校の設置  
 ・高等学校間の連携  
 ・高等学校入学者選抜の改善  
 ・総合学科の創設等

通知

**第15期中央教育審議会** (設置)H7.4.10 (答申)H9.6.1  
 「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(答申)」  
 (高校改革の方針)

① 入学選抜の改善 …… 選抜方法の多様化、評価尺度の多元化  
 生徒・保護者の主体的な学校選択の尊重  
 ② 高等学校教育の多様化…… 単位制高等学校や総合学科  
 について整備の必要性  
 ③ 中高一貫教育の導入

**通学区域制度に関する答申等**  
 ○中央教育審議会答申(H10.9)  
 ① 各県の通学区域を設定する規則の主体的見直し  
 ② 地域の実情に即した通学区域の弾力的運用  
 ○行政改革推進本部規制改革委員会(H12.12)  
 ① 教育の個性化・多様化のための通学区域の弾力化  
 ② 通学区域を規定した地裁行法の見直し

〔大分県の動き〕

**大分県立高等学校教育審議会** (設置)S62.4.1 (諮問)H5.1.7 (答申)H5.5.17  
 「生徒減少期に対応する高等学校教育の在り方について(答申)」

〈高等学校入学者選抜制度の改善〉  
 ① 生徒が主体的に学校選択ができる入学者選抜制度の見直し  
 ② 生徒の学校選択幅を拡大する通学区域の拡大の在り方の検討  
 ③ その他  
 ・複数の尺度に基づく多様な選抜方法、複数受験など多段階の選抜方法の検討  
 ・新しい学力観に立った調査書の在り方、活用方法の検討

〈学校、学科の規模・配置の適正化〉  
 ① 生徒の実態や地域の要望、産業経済の動向等に配慮した配置の推進  
 ② 教育水準の維持のための広い地域を視野に入れた発展的統合の検討

〈付則事項〉  
 ・社会の変化、生徒の多様化に対応した新しい学科・コースの設置の検討  
 ・中学校における進路指導の一層の充実  
 ・教職員、保護者の意識変革の必要性

**大分県公立高等学校適正配置等懇話会**  
 (設置)H9.4.9 (報告)H11.7.22  
 大分県立高等学校の学校規模の適正化及び学校・学科の適正配置等の在り方について(報告書)！  
 (現状と課題)

① 中学校卒業生数の急激な減少、九州で最小の1学年平均学級数(本県5.0、九州・全国とも6.3)  
 ② 欠員が続く学校、地元中学校卒業生割合が小さい学校、1学科1学級の小規模な学校

〈基本方針〉  
 ① 生徒減少の落ち着くH21までの10年間を見通した具休策の検討  
 ② 教育水準、教育環境の維持を目指した全県的視野での検討  
 ③ 新しい高等学校教育の在り方の検討

〈学校規模の適正化及び学校・学科の適正配置について〉  
 ① 全日制高等学校  
 ・適正規模は1学年6～8学級程度(3～5学級もやむを得ない)  
 ・通小規模校の速やかな統廃合の推進  
 ・募集停止基準の設定  
 ② 定時制高等学校…… 基準を定め統廃合を推進  
 ③ 通信制高等学校…… 一人ひとりに応じた教育が受けられる教育内容、教育方法の検討

〈社会の変化に対応した高等学校教育の在り方について〉  
 1 独立単位制高等学校の早期設置  
 2 中高一貫教育の導入  
 3 女子高等学校の改編、男女共学校への早期改編  
 4 新しい時代に即応した新しい学科の設置の検討

**高等学校改革プラン検討委員会** (設置)  
 (設置)H16.4.28 (報告)H16.12.15

① 社会の変化 ② 生徒の多様化 ③ 急激な生徒減少 ④ 高校教育の課題

高等学校の再編整備  
 再編整備指針と運営方針  
 H21までの再編整備計画

通学区域制度の見直し  
 (普通科の全県1区(H18～)  
 現通学区域ごとに通学拠点校づくり)

入学者選抜制度の改善  
 各学校の裁量による弾力的運用

各都道府県における高校教育改革の取組

「高校改革推進計画」

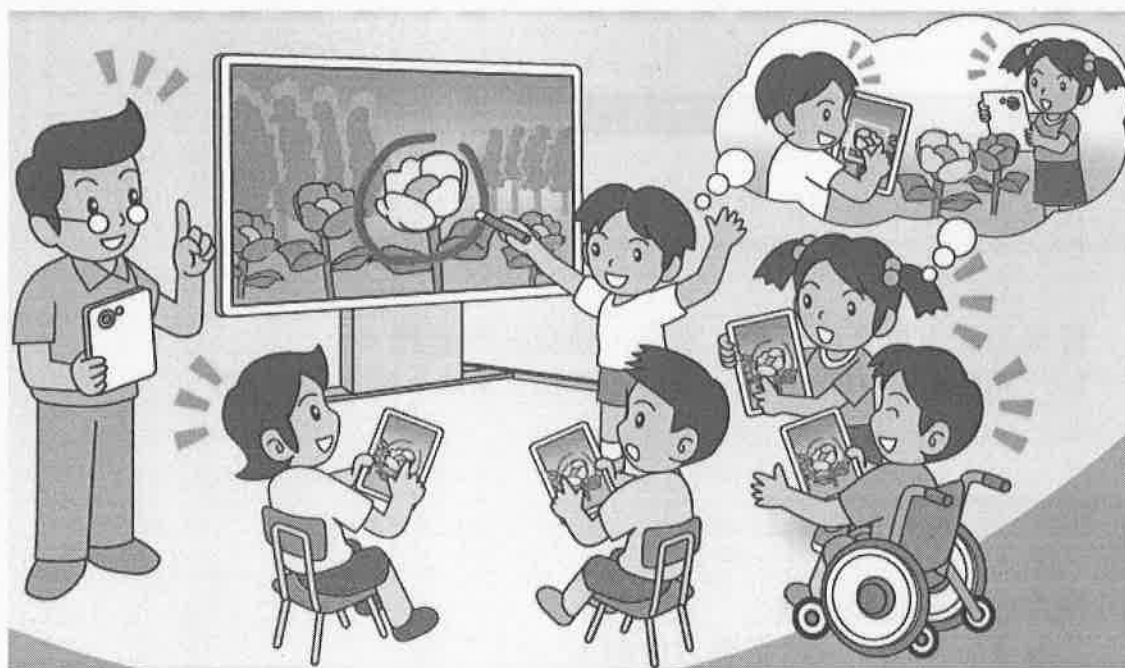
(策定)H17.3.29

〔県内高校の変化〕

- 〈新しい学科の設置・改編〉  
 H7:大分県国際コミュニケーション科  
 H8:野津福祉科  
 H9:大分舞鶴理数科  
 H11:三重農業国際農学科  
 H12:別府羽室台 外国語科
- 〈総合学科の設置〉  
 H8:日田三原高等学校  
 H9:日出陽谷高等学校  
 H10:佐伯豊南高等学校
- 〈合同選抜廃止〉  
 H7:16通学区→6通学区(12分割区)  
 通学区域外3% (第3通学区域1%)  
 分割区域外7%
- 推薦入試A・B方式の導入  
 二次入試開始
- 〈運携型中高一貫教育の導入〉  
 H12:安心院高校と郡内4中学校
- 〈募集停止校〉  
 H12:高田高等学校田原分校  
 佐伯鶴城高等学校宇目分校  
 蒲江高等学校  
 大野高等学校  
 H13:安岐高等学校  
 長洲高等学校  
 臼杵高等学校定時制  
 H17:佐賀関高等学校
- 〈女子高校の廃止→総合学科へ〉  
 H15:大分女子高校→大分西高校

# 大分県 教育情報化推進戦略 2014

～ 教育情報化の推進による大分の将来を担う子どもたちの育成 ～



平成26年2月25日

大分県教育委員会

## 目 次

### はじめに

### 第1章 教育情報化推進体制の確立

- 1 教育委員会、学校における教育情報化推進体制の確立
  - (1) 大分県の教育情報化推進体制の確立
  - (2) 学校の教育情報化推進体制の確立
  - (3) 学校C I O及び情報化推進リーダーの育成
  - (4) 教育の情報基盤の整備

### 第2章 子どもたちの情報活用能力の育成

- 1 子どもたちの情報活用能力を育成する学習活動の推進
  - (1) 子どもたちの情報活用能力の育成する学習活動
- 2 情報モラル教育の推進と家庭・地域との連携
  - (1) 児童生徒の情報モラル教育の推進と家庭・地域との連携

### 第3章 学校教育の情報化

#### I 授業の情報化の推進

- 1 教員のICT活用指導力の向上
  - (1) ICTを効果的に活用した授業づくりの推進
  - (2) 教員のICT活用指導力向上研修の実施
- 2 教科指導等におけるICT活用の促進
  - (1) 授業で活用するコンテンツ・教材の充実
  - (2) 授業で活用するICT機器の整備

#### II 校務の情報化の促進

- 1 業務の効率化
  - (1) 校務支援システムの充実
- 2 教育活動の情報発信と情報セキュリティの確保
  - (1) 教育活動の情報発信
  - (2) 組織的な情報セキュリティ対策の実施

## はじめに

近年、情報社会の急速な発展に伴い、インターネット等を通じて世界中の情報や知識が簡単に収集できるようになりました。教育現場においても子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、21世紀を生きる子どもたちが、「情報活用能力」を身につけることで、確かな学力、豊かな心、健やかな体といった「生きる力」に資することが求められています。

文部科学省は、平成23年4月に教育の情報化に関する総合的な推進方策である「教育の情報化ビジョン」を策定しました。学校教育の情報化の推進は、「21世紀にふさわしい学びと学校の創造」であるとし、今後、情報通信技術を活用して、一斉指導による学びに加え、子どもたち一人一人の能力や特性に応じた学び、子どもたち同士が教え合い学び合う共同的な学び、教職員の負担軽減などを実現できる環境を整えることを目標に掲げています。

大分県教育委員会は「新大分県総合教育計画（平成24年3月改訂版）」において、「教員の授業力の向上を図る取組」「学校現場での教育の情報化及び教員の指導力の着実な向上を図る取組」「校務処理の効率化に向けた取組」の三つを盛り込んでいます。

こうしたことから、平成25年2月に「教育情報化の推進による大分の将来を担う子どもたちの育成」を目的に「大分県教育情報化推進戦略2013」を策定しました。この戦略は毎年度見直しを行うこととしており、今回、「教育情報化推進体制の確立」「子どもたちの情報活用能力の育成」「学校教育の情報化」を柱として、課題解決のための基本方針と施策を明示し、取組を進めていくため「大分県教育情報化推進戦略2014」を策定しました。

### 推進戦略2014 施策体系

## 第1章 教育情報化推進体制の確立

大分県教育委員会と市町村教育委員会が一体となって大分県の教育情報化を推進するために設置した大分県教育情報化推進本部を中心に、各種施策を着実に実施します。

### 1 教育委員会、学校における教育情報化推進体制の確立

#### (1) 大分県の教育情報化推進体制の確立

ICT（情報通信技術）を学校教育で積極的に活用し、子どもたちの情報活用能力の育成やわかる授業の実現、校務の効率化、学校情報セキュリティ対策の推進を図る取組を総合的に推進するため、県と市町村横断の組織として「大分県教育情報化推進本部」（以下「本部」という）を平成25年5月に設置し、県教育長が教育CIO<sup>\*1</sup>（Chief Information Officer）に就任しました。この本部の業務を総合的に推進するために、教育情報化推進委員会と学校情報セキュリティ委員会を設置しています。

教育情報化推進委員会は、大分県全体の教育の情報化に関する施策の取りまとめや進行管理を実施するとともに、学校において教育情報化を推進する人材を育成します。

学校情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティ危機事案の検証と対応、重要事項の審議やその時代に適する情報セキュリティポリシーの改訂を行い、児童・生徒及び教職員に対する情報セキュリティ・情報モラル研修や教職員を中心にネットモラル事案に

対応できる人材を育成します。

また、学校における教育情報化の推進に欠かせない「豊の国ハイパーネットワーク」の共同利用、各種システム及び情報セキュリティに関する事案に迅速に対応するため、「大分県電子県庁推進本部」との連携を強化します。

※1 教育C I O（最高情報統括責任者）：

教育委員会や学校における教育情報化を推進するための体制や教員のサポート体制を整備する最高情報統括責任者です。ICT活用の促進及び情報教育の充実、ICT環境整備の計画策定と実施、情報セキュリティの確保、教職員に対する研修などの実施等の事項を統括します。

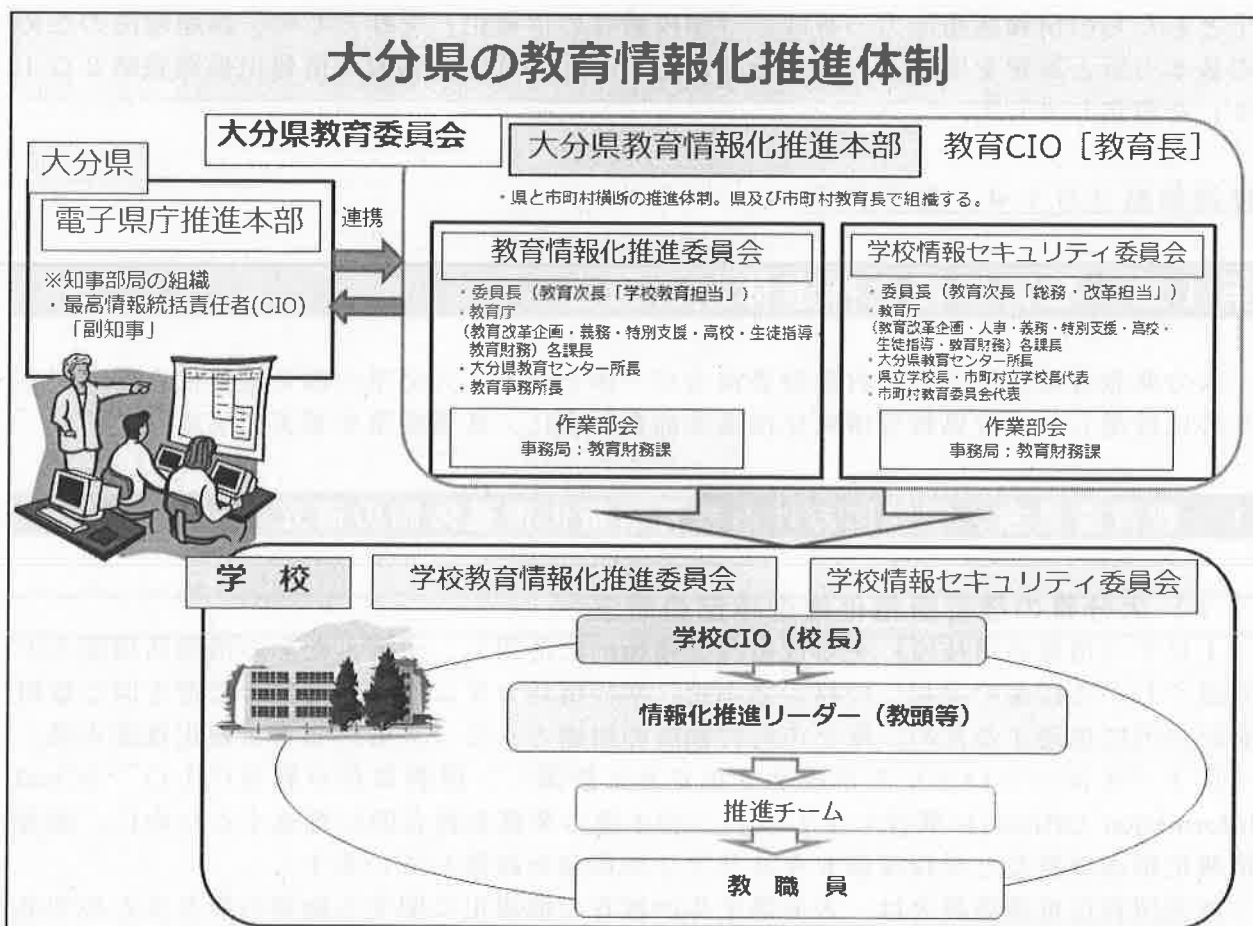
推進戦略2014 施策の内容A・B

(2) 学校の教育情報化推進体制の確立

学校の情報化を効果的に推進するために、県立学校及び市町村立学校に「学校教育情報化推進委員会」を設置します。

校長を「学校C I O」、教頭等を「情報化推進リーダー」に位置づけ、教職員のI C T活用指導力向上を目的とした教育情報化推進計画の策定など、組織的に学校の教育情報化を推進します。

推進戦略2014 施策の内容C



(3) 学校C I O及び情報化推進リーダーの育成

教育情報化推進委員会は、学校C I Oに対して教育情報化の目的や意義、学校C I O等の役割や校内の推進体制等に関する研修を実施し、指導力の向上を図ります。

また、情報化推進リーダーに対して、各種研修会を実施し、校内研修等の企画方法や進め方を修得して、校内研修会を企画・実施するなど、教育の情報化を推進します。

推進戦略 2014 施策の内容 D

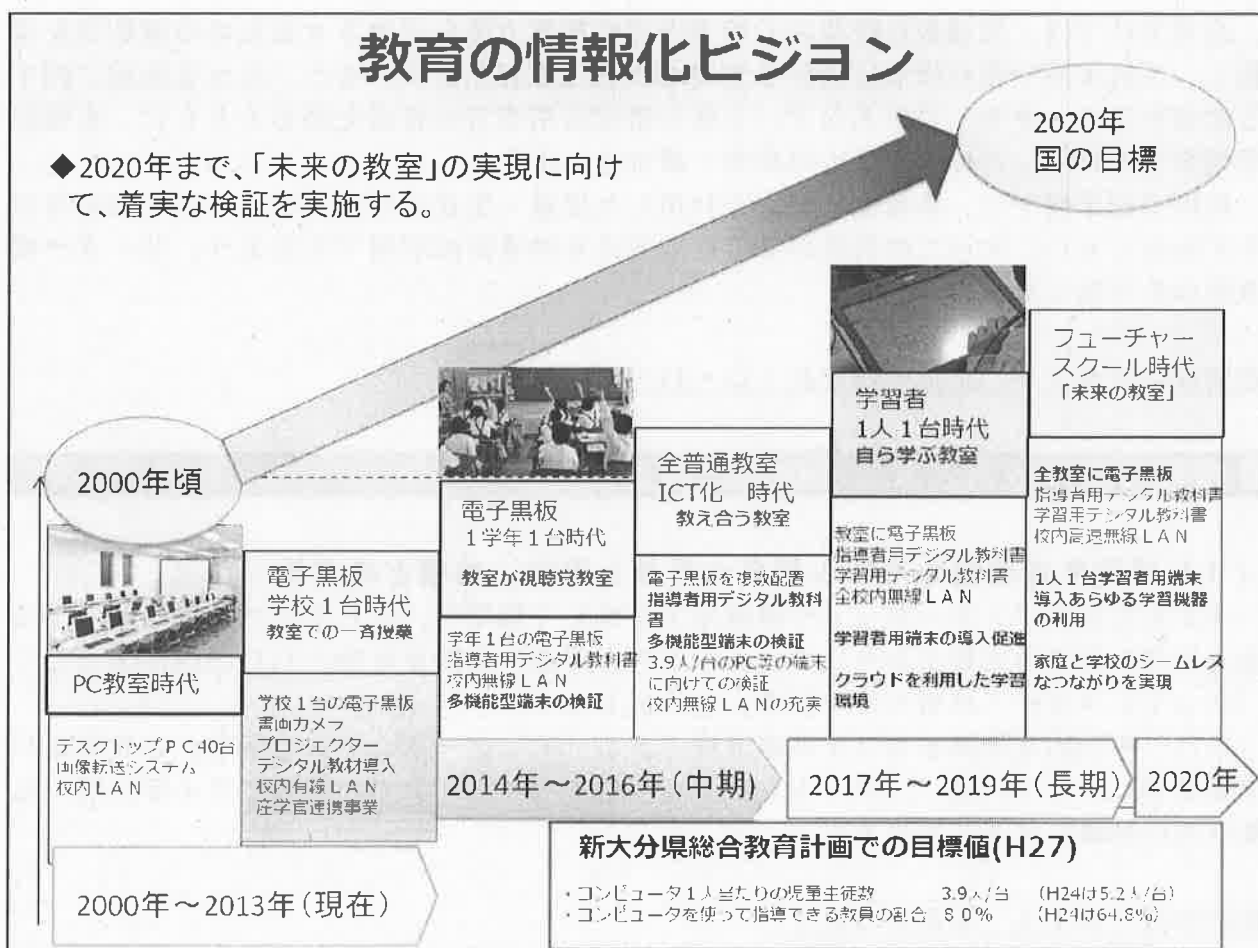
(4) 教育の情報基盤の整備

学校における授業用コンピュータや校務用コンピュータなどのICT環境は順次更新を行うなど整備が進められています。今後とも、生徒の学習活動や教職員の校務の効率化の観点から、効果的で活用率の向上が期待される機器の整備を行っていきます。

また、文部科学省は「生きる力」を育むため、情報通信技術を活用して、一斉指導による学び（一斉学習）に加え、子どもたち一人一人の能力や特性に応じた学び（個別学習）、子ども同士が教え合い学び合う協働的な学び（協働学習）を推進しています。

そのため、国の動向に着目しながら、多機能型端末の導入や普通教室への電子黒板などの整備、教室への無線LAN環境の構築などを行うとともに、成果を検証しながら今後の整備方針を検討します。

推進戦略 2014 施策の内容 E



## 第2章 子どもたちの情報活用能力の育成

子どもたちの「情報活用能力」を育むため、多機能型端末を利用した学習支援の実証研究やICTを活用する能力を身につけるための授業づくりについて支援を行います。

また、子どもたちが情報社会を主体的に生きていくためには、ICTの利便性だけではなく、インターネット上に存在するさまざまな危険など、情報化がもたらす光と影の両面を十分に理解させる必要があります。そこで家庭や地域と連携し、児童生徒がICTを活用するための適切な判断力となる情報モラルの育成に取り組みます。

### 1 子どもたちの情報活用能力を育成する学習活動の推進

#### (1) 子どもたちの情報活用能力の育成する学習活動

小学校では、大学や教育関連企業と連携した「産学官連携事業」として、多機能型端末やデジタル教科書等を活用することにより、児童の学習方法の改善、教員の授業づくりについて検証をします。

中学校では、多機能型端末と双方向学習支援システム等の導入や、電子黒板によるデジタル教科書等を活用した授業を実践して、生徒の学力に応じた支援方法について検証をします。

高等学校では、共通教科情報科の指導内容や指導方法を充実させるための研修会を実施し、実践事例や教科指導に関する情報の共有化を図ります。また、SNS活用に関する情報モラル・マナーの向上など、生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、多機能型端末等を利用した授業モデルの研究・検証をします。

特別支援学校では、多機能型端末を利用した児童・生徒の学習支援について実証研究をするとともに、すべての教員が多機能型端末を効果的に利用できるよう、リーダー育成研修を実施します。

推進戦略2014 施策の内容F・G・H・I

### 2 情報モラル教育と家庭・地域との連携

#### (1) 児童生徒の情報モラル教育の推進と家庭・地域との連携

子どもたちがインターネットや情報端末を正しく利用し、自らトラブルを回避できる能力を身に付ける必要があります。このため、児童・生徒を対象とした出前授業として「ネットトラブル・情報モラル授業」を実施します。

また、専門的な知識をもった外部講師による「インターネット安全講座」を教職員や保護者等に対して実施し、ネットトラブルや情報セキュリティ、情報モラル等に関する基本的な知識の普及に努めます。

推進戦略2014 施策の内容J



## 3章 学校教育の情報化

### I 授業の情報化の推進

国の「フューチャースクール推進事業」の成果では、授業にICTを活用することにより、児童生徒の学習に対する関心や意欲が高まることが報告されており、教員が指導方法に工夫を凝らし、ICTを積極的に活用することで「わかりやすい授業」を実現することができます。

このため、ICT活用に関する教職員研修を体系的に実施するとともに、ICTを効果的に活用した授業事例や教育用コンテンツの共有化を図ります。

### 1 教員のICT活用指導力の向上

#### (1) ICTを効果的に活用した授業づくりの推進

小・中学校では、学力向上支援教員や習熟度別指導推進教員が中心となり、ICTを効果的に活用する授業を公開し、実践事例を示すことで点から面へ普及を進めます。

高等学校では、シラバス<sup>\*2</sup>の改善等に取り組み、ICTの効果的な活用を推進することで、授業改善を推進します。

<sup>\*2</sup> シラバス

授業の概要や学習のポイント、指導計画などをまとめたもの

推進戦略2014 施策の内容K・L

#### (2) 教員のICT活用指導力向上研修の実施

教員の「授業中にICTを活用する能力」、「児童生徒のICT活用を指導する能力」等の向上に資する研修として、教育センター等を利用した基本研修、テーマ別研修や学校を訪問しての出前研修を実施します。

推進戦略2014 施策の内容M

## 2 教科指導等におけるICT活用の促進

#### (1) 授業で活用するコンテンツ・教材の充実

大分県教育委員会ホームページの「学力・体力向上の種」及び「コンテンツ・データベース」には、教員の授業に役立つ動画や教材・指導事例等の様々な情報を掲載しています。今後も、引き続き情報の体系化や内容の充実に努めます。

推進戦略2014 施策の内容N

#### (2) 授業で活用するICT機器の整備

授業で使いやすいICT機器を整備することが、教員のICT活用頻度を高めることにつながります。このため、教育効果が期待できるICT機器の検討、実証研究を実施し、学習効果について検証します。

推進戦略2014 施策の内容O

## Ⅱ 校務の情報化の推進

学校における校務の情報化は、教職員間の情報共有による学校運営の改善及び児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導を促すとともに、教職員の事務負担が軽減され、子どもと向き合う時間を確保することができるため、校務支援システムを導入して学校における業務の効率化を図ります。

また、情報漏えい事故や不正アクセスなどの情報セキュリティ上の問題、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、有害情報、USBメモリ等の紛失対応など様々な問題もあるため、安心・安全にICTを活用できる体制を確保するとともに、地域や保護者等に対して積極的に情報発信します。

### 1 業務の効率化

#### (1) 校務支援システムの充実

高等学校では平成25年度から「大分県学校総合成績管理システム」を導入し、生徒の出欠席の確認や学期末の成績処理の時間短縮を図っており、26年度は、中学校への導入を検討します

また、クラウド<sup>\*3</sup>を利用したメールやスケジュール管理、ドキュメント機能を備える「OENシステム<sup>\*4</sup>」の活用による学校業務の効率化をさらに推進します。

さらに、26年度中には、高校入学者選抜システムを開発し、入学次から卒業までの生徒情報を管理する環境を整備します。

※3 クラウド（クラウド・コンピューティング技術の略）

インターネット経由でソフトウェア等を「どこからでも必要な時に必要なだけ」利用可能な技術。

※4 OENシステム

大分県の学校を繋ぐ、大分教育ネットワーク（Oita Education Network：OEN）上でのコミュニケーションツール。

#### 推進戦略2014 施策の内容P

## 2 教育活動の情報発信と情報セキュリティの確保

#### (1) 教育活動の情報発信

「開かれた学校づくり」を推進するため、児童・生徒と協働してホームページを作成したり、学校運営方針や教育活動の情報（「学校だより」、「図書館通信」等）を掲載したりするなど、地域や保護者等に対して積極的に情報発信します。

また、大分県の教育に係る様々な取組を、教育委員会のホームページを通じて県民にわかりやすく、興味を持てるよう情報発信します。

#### 推進戦略2014 施策の内容Q

#### (2) 組織的な情報セキュリティ対策の実施

学校情報セキュリティについての基本方針や管理手続きを定めた「大分県学校情報セキュリティポリシー」に基づき、組織を挙げて学校情報のセキュリティ管理を徹底するとともに、教職員に対する研修等に取り組みます。

#### 推進戦略2014 施策の内容R



大分県教育情報化推進戦略2014 施策体系

目的	目標	基本方向	施策	施策のポイント
教育情報化の推進による大分の将来を担う子どもたちの育成	教育情報化推進体制の確立	教育委員会、学校における教育情報化推進体制の確立	大分県の教育情報化推進体制の確立(A、B)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分県教育情報化推進本部に教育情報化推進委員会と学校情報セキュリティ委員会を設置する。(県教育長を教育CIO)【財】</li> <li>・市町村連絡協議会の開催、外部専門家による支援、教育情報化カンファレンスの開催【財】</li> </ul>
			学校の教育情報化推進体制の確立(C)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての公立学校に教育情報化推進委員会を設置し、学校CIO(校長)、情報化推進リーダー配置)【財】</li> </ul>
			学校CIO及び情報化推進リーダーの育成(D)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校CIO、情報化推進リーダーの研修【財・義・特・高・セ】</li> </ul>
			教育の情報基盤の整備(E)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速インターネットの回線整備、学習用コンピュータ等の整備計画の作成</li> <li>・生徒一人一台多機能型端末導入の検討【財】</li> </ul>
	子どもたちの情報活用能力の育成	子どもたちの情報活用能力を育成する学習活動の推進	子どもたちの情報活用能力の育成(F)(G)(H)(I)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(小)学校教育におけるICT活用に係る(多機能型端末、デジタル教科書を活用した学習方法の改善の検証(産学官連携事業)【財・義】</li> <li>・(中・高)多機能型端末を利用した授業モデルの研究・検証【財・義・高】</li> <li>・(小・中・高)教員の指導力の向上、子どもたちの情報活用能力の育成、情報活用能力育成の研究【高・義・財】</li> <li>・(特支)学習支援機器活用推進委員会、学習支援機器の試行的導入及び活用研修【特】</li> </ul>
			情報モラル教育の推進と家庭・地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の情報モラル教育の推進と家庭・地域との連携(J)</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットトラブル・情報モラル出前授業【財・生・セ・ア・社・義・高】</li> <li>・ネットトラブル・情報モラル対応人材育成研修【財・生・セ・社・私・ア・義・高】</li> </ul>
	学校教育の情報化	教員のICT活用指導力の向上	ICTを効果的に活用した授業づくりの推進(K)(L)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(小中)学力向上支援教員協議会を通じたICT活用の実践、小学校理科学力向上支援教員の多機能型端末を活用した授業、他【義】</li> <li>・(高)ICTを活用した学習の深化を図る授業づくり等の研修等【高】</li> </ul>
			教員のICT活用指導力向上研修の実施(M)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT活用指導力研修【財・セ】</li> </ul>
	授業の情報化の推進	教科指導等におけるICT活用の促進	授業で活用するコンテンツ・教材の充実(N)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導事例集(共通教科情報)の作成、学習指導、教材等の共有、学力・体力向上の種、コンテンツデータベースの運用【義・高・改・セ・財】</li> </ul>
			授業で活用するICT機器の整備(O)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル校におけるICT機器の研究【財】</li> </ul>
	校務の情報化の推進	業務の効率化	校務支援システムの充実(P)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(高)大分県学校総合成績管理システムの充実【財】</li> <li>・(小中高)OENシステムの充実(連絡体制の確保、校務の情報化、情報漏えいの回避)【財】</li> <li>・(高)高等学校入学者選別システムの新規開発【高・財】</li> </ul>
			教育活動の情報発信(Q)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ検討委員会の設置、ホームページ作成研修、学校ホームページの充実【改・財】</li> </ul>
		教育活動の情報発信と情報セキュリティの確保	組織的な情報セキュリティ対策の実施(R)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校情報セキュリティポリシーの見直し等【財】</li> <li>・校内の情報セキュリティ研修会【財】</li> </ul>

【改】教育改革・企画課、【財】教育財務課、【義】義務教育課、【生】生徒指導推進室、【特】特別支援教育課、【高】高校教育課、【社】社会教育課、【セ】大分県教育センター  
 【私】私学振興・青少年課、【ア】アイネス

大分県教育情報化推進戦略2014 <施策・事業>

A

担当課名	教育財務課
目 標	教育情報化推進体制の確立
基本方向	教育委員会、学校における教育情報化推進体制の確立
施 策	大分県の教育情報化推進体制の確立
課題と要因	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度に「大分県教育情報化推進本部」を設置しました。今後も教育の情報化を長期的に運営していくために、教育情報化推進本部の体制確立を目指します。</li> </ul> <p>【要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報社会の急速な進展に応じて、校務や授業の情報化が必須だが、各学校や教育委員会における教育情報化および情報セキュリティ対策の組織的なマネジメントはまだ不十分な状況です。</li> </ul>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>大分県教育情報化推進本部</b>      本部長:教育CIO(最高情報統括責任者)[県教育長]</p> <p style="text-align: center;">・県と市町村横断の推進組織。県及び市町村教育長で組織する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>教育委員会</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>教育C I O</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>教育情報化推進委員会</b> 【委員長:教育次長(学校教育)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育庁関係各課長</li> <li>・県教育センター所長</li> <li>・教育事務所長</li> </ul> <p style="text-align: center;">作業部会    事務局:教育財務課</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>学校情報セキュリティ委員会</b> 【委員長:教育次長(総務・改革担当)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育庁関係各課長、県教育センター所長</li> <li>・市町村教育委員会代表</li> <li>・義務制・県立学校長代表</li> </ul> <p style="text-align: center;">作業部会    事務局:教育財務課</p> </div> </div> </div> <p><b>1. 大分県教育情報化推進本部</b></p> <p>ICT(情報通信技術)を学校教育に積極的に活用し、子どもたちの情報活用能力の育成やわかる授業の実現及び校務の効率化、学校情報セキュリティ対策の推進を図る取組を総合的に推進するため、大分県教育委員会内に設置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大分県教育委員会教育長を「教育CIO(最高情報統括責任者)」とします。</li> <li>・教育の情報化の推進に関する情報交換及び国・市町村との連携に関する事項を実施します。</li> </ul> <p><b>(1)教育情報化推進委員会</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①教育情報化推進戦略を策定し推進するための委員会です。</li> <li>②教育の情報化における施策のとりまとめや進行管理を行います。</li> <li>③学校CIOや情報化推進リーダーなど人材の育成研修を実施します。</li> <li>④情報化による授業改善と情報教育の推進を指導・支援します。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員 教育庁関係各課長、教育事務所長</li> <li>・事務局を教育財務課に置きます。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>(2)学校情報セキュリティ委員会</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①情報セキュリティ危機事案の検証と対応、重要事項を審議、遵守状況を把握します。</li> <li>②大分県学校情報セキュリティポリシーの検討・改訂等を行います。</li> <li>③職員への研修等の推進、緊急事態の対応を実施します。</li> <li>④教職員に対して情報セキュリティ研修を行う資質を持つ人材を育成します。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員:教育庁関係各課長、県教育センター所長、市町村教育委員会、義務制・県立学校長</li> <li>・事務局を教育財務課に置きます。</li> </ul> </li> </ol>
施策の概要	<p><b>課題解決のための取組</b></p> <p>・大分県全体の教育情報化推進体制を確立することで、大分県教育委員会、市町村教育委員会及び学校が一体となって、教育情報化の取組を進めることができます。</p> <p>・情報セキュリティ対策は喫緊の課題であり、大分県学校情報セキュリティポリシーを参考にして、市町村毎に情報セキュリティポリシーを策定するなど、教職員のセキュリティ意識の向上を図ることができます。</p>
成果予想	

## 大分県教育情報化推進戦略2014 &lt;施策・事業&gt;

B

担当課名	教育財務課	
目 標	教育情報化の推進体制の確立	
基本方向	教育委員会、学校における教育情報化推進体制の確立	
施 策	大分県の教育情報化推進体制の確立	
課題と要因	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県教育委員会と各市町村教育委員会が連携し、情報共有することで、小・中学校におけるICTを活用した子どもたちの学習環境や学習方法の構築に役立てる必要があります。</li> </ul> <p>【要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村教育委員会の教育情報化を推進する体制や優先度により、環境整備の進捗に違いが見られます。また情報教育に詳しい担当者がいない市町村教育委員会や学校もあります。</li> </ul>	
	<p>大分県教育情報化推進本部 ・大分県教育情報化推進委員会 ・大分県学校情報セキュリティ委員会</p> <p>市町村教育委員会 ・情報担当指導主事 ・情報予算担当者</p> <p>市町村立学校 ・教職員 ・児童生徒</p> <p>大分県教育情報化推進本部は、市町村教育委員会、市町村立小中学校の支援を実施します。</p> <p>1. 市町村連絡協議会の開催</p> <p>(1) 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①全市町村教育委員会の情報教育担当者</li> <li>②教育事務所の情報教育担当者</li> </ul> <p>(2) 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①年に2回会議を開催し、教育の情報化に関する取組みについて情報共有を行います。</li> <li>②環境整備に関する意見交換会を行います。</li> </ul> <p>2. 外部専門家による支援</p> <p>(1) 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教職員</li> </ul> <p>(2) 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①大分県教育委員会ヘルプデスクは、学校からの質問対応や研修会等の支援を実施します。</li> <li>②教育情報化ファシリテータやコンシェルジュは、学校の情報化を推進するため、アドバイス等の支援を実施します。</li> </ul> <p>3. 教育情報化カンファレンスの開催</p> <p>(1) 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教職員</li> </ul> <p>(2) 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育情報化の情報交換の場として、年1回開催します。</li> </ul>	
成果予想	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村教育委員会と情報を共有することで、他の市町村の取組みを参考にすることができます。また、外部専門家による支援から県内外の有益な情報を取り入れ、県内教育の情報化を組織的に推進することができます。</li> </ul>	

大分県教育情報化推進戦略2014 <施策・事業>

C

<p>担当課名</p>	<p>教育財務課</p>
<p>目 標</p>	<p>教育情報化の推進体制の確立</p>
<p>基本方向</p>	<p>教育委員会、学校における教育情報化推進体制の確立</p>
<p>施 策</p>	<p>学校の教育情報化推進体制の確立</p>
<p>課題と要因</p>	<p>【課題】                  ・教育の情報化を推進する組織が全ての学校において確立するまでに至っていません。また、情報化推進の効果的な研修を実施する人材には、リーダーシップおよび情報の取り扱いに関する知識やスキルが必要です。</p> <p>【要因】                  ・平成25年度に県立学校において教育情報化推進委員会を設置しましたが、市町村立学校は情報化を組織的に推進する体制に差があります。                  ・平成25年度は県立学校における情報化推進リーダーと推進員の役割の明確化が必要でした。</p>
<p>施策の概要</p>	<div data-bbox="319 683 1396 1220" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>公立学校(小・中・高・特支)の教育情報化推進委員会(運営委員会等が兼ねることができる)</p> <pre>                     graph TD                         School[学校] --- SchoolOps[学校運営]                         SchoolOps --- SchoolCIO["【学校CIO】 学校長 ・教育情報化推進計画の策定"]                         SchoolCIO --- InfoLeader["【情報化推進リーダー】 教頭等 ・教育情報化の進行管理、研修の企画・実施"]                         InfoLeader --- InfoTeam["情報化推進チーム (推進スタッフ)"]                         InfoTeam --- Teachers[教職員]                     </pre> </div> <p>1. 学校の教育情報化推進委員会の設置</p> <p>(1)対象                  小学校・中学校・高等学校・特別支援学校</p> <p>(2)実施内容</p> <p>①学校CIO(最高情報統括責任者)の役割                  学校CIOは学校長(管理職)が務めます。                  ・教育の情報化を推進するための校内組織を設置します。                  ・教職員のICT活用指導力向上を目的とした教育情報化推進計画(学校運営計画)を策定します。</p> <p>②情報化推進リーダーの役割                  情報化推進リーダーは、小・中学校では教頭等、県立学校では分掌主任等が務めます。                  ・校内の教育情報化推進計画の策定を補佐します。                  ・教育情報化推進計画の進行管理を実施します。                  ・校内の研修会等を企画、実施します。                  ・県主催の研修会に参加し、校内研修や授業の実践を報告します。</p> <p>③情報化推進チーム(スタッフ)の役割                  ・情報化推進リーダーとともに、校内の情報化推進や校内研修を実施します。</p>
<p>成果予想</p>	<p>・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に教育情報化推進委員会を設置することにより、教育情報化を組織的に推進することができます。</p>

## 大分県教育情報化推進戦略2014 &lt;施策・事業&gt;

		D
担当課名	教育財務課・義務教育課・特別支援教育課・高校教育課・教育センター	
目 標	教育情報化推進体制の確立	
基本方向	教育委員会、学校における教育情報化推進体制の確立	
施 策	学校C I O及び情報化推進リーダーの育成	
課題と要因	【課題】	・県立学校及び市町村立学校、特別支援学校において、学校C I Oや情報化推進リーダーを育成し、校内で教員の情報化を組織的に行う必要があります。
	【要因】	・平成25年度から県立学校では、情報化推進リーダーや情報化推進員がICT活用の校内研修を実施しました。平成26年度からは、小中学校でも同様の取組を進め、教員が授業中にICTを活用する力や児童・生徒のICT活用を指導する能力の育成に努めます。
施策の概要	課題解決のための取組	<p><b>1. 県立学校C I O研修</b></p> <p>(1)対象 学校CIO（公立の高等学校長、特別支援学校長）</p> <p>(2)実施内容 年に2回の研修を実施します。 ①教育の情報化の意義と目的、学校C I Oの役割と校内推進体制の構築 ②推進計画策定方法 ③学校情報セキュリティとモラル ④県内先進校による実践発表</p> <p><b>2. 県立学校情報化推進リーダー研修</b></p> <p>(1)対象 情報化推進リーダー（分掌主任等または教頭）</p> <p>(2)実施内容 年に3回の研修を実施します。 ①教育の情報化の意義と目的、情報化推進リーダーの役割と校内推進体制の構築 ②校内研修方法 ③学校情報セキュリティと情報モラル ④県内先進校による実践発表</p> <p><b>3. 公立小・中学校C I O研修</b></p> <p>(1)対象 学校CIO（小・中学校長）</p> <p>(2)実施内容 年に2回の研修を実施します。 ①教育の情報化の意義と目的、学校C I Oの役割と校内推進体制の構築 ②推進計画策定方法 ③学校情報セキュリティとモラル ④県内先進校による実践発表</p> <p><b>4. 公立小・中学校情報化推進リーダー研修</b></p> <p>(1)対象 情報化推進リーダー(教頭等)</p> <p>(2)実施内容 年に3回の研修を実施します。 ①教育の情報化の意義と目的、学校C I Oの役割と校内推進体制の構築 ②校内研修方法 ③学校情報セキュリティと情報モラル ④県内先進校による実践発表</p>
	成果予想	・学校C I O及び情報化推進リーダーを育成することで、教員のICT活用指導力および情報モラル指導力の向上を図ることができます。

## 大分県教育情報化推進戦略2014 〈施策・事業〉

E

担当課名	教育財務課
目 標	教育情報化推進体制の確立
基本方向	教育委員会、学校における教育情報化推進体制の確立
施 策	教育の情報基盤の整備
課題と要因      課題解決のための取組      成果予想	<b>【課題】</b> ・全学校のパソコン教室は整備されており、「コンピュータの設置(3.9人/台)」という目標を達成するためには、今後は多機能型端末を普通教室へ配備するなどの整備が必要です。 ・多機能型端末を効果的に活用するための、高速インターネット環境の整備が十分ではありません。 <b>【要因】</b> ・新大分県総合教育計画の目標値である「コンピュータの設置(3.9人/台)」の達成が難しい状況です。
	<b>1. 高速ネット回線の整備</b> (1)対象 県立学校 (2)実施内容 整備方針と実施項目 ①県立学校に高速ネット接続を検討します。 ②今後の校内無線LANの整備を研究します。  <b>2. 学習用コンピュータ等の整備計画の作成</b> (1)対象 県立学校 (2)実施内容 学習用コンピュータ等の整備計画の作成 ①生徒の学習活動に効果的で活用率の向上が期待できる次期整備方針を検討します。 ②授業用パソコン教室の整備計画を全面的に見直します。  <b>3. 生徒一人一台多機能型端末導入の検討</b> (1)対象 県立学校 (2)実施内容 国の目標である平成32年度までの一人一台多機能型端末の導入について検討します。 ①県立中学校、高等学校、特別支援学校における多機能型端末の導入検証を継続します。 ②先進県調査等による情報収集を実施します。
	・高速ネット回線の増強による授業及び校務の利活用の改善が図られます。 ・今後のパソコン教室のあり方を検証できます。



## 大分県教育情報化推進戦略2014 &lt;施策・事業&gt;

		F
担当課名	教育財務課、義務教育課	
目 標	子どもたちの情報活用能力の育成	
基本方向	子どもたちの情報活用能力を育成する学習活動の推進	
施 策	子どもたちの情報活用能力の育成（産学官連携事業）	
施策の概要	課題と要因	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の子どもたちの多様性を尊重しつつ、それぞれの強みを生かし活用能力を発揮させる個に応じた教育が十分にできていない現状があります。また、子どもたちが学習を進める上で、教員が生徒のつまづきを早期に発見し、手立てをする必要があります。</li> <li>多機能型端末等における利活用の授業モデルの構築が、十分ではありません。</li> </ul> <p>【要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ICT利活用の授業モデルは実践例が少ない現状です。</li> </ul>
	課題解決のための取組	<p><b>1. 産学官連携による学校教育におけるICT利活用に係る実践研究事業（Decoスクール）</b>  <b>※佐伯市教育委員会、株式会社EDUAS、東京大学と共同実施</b></p> <p>(1) 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>佐伯市立佐伯東小学校</li> <li>佐伯市立西浦小学校</li> </ul> <p>(2) 実施内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①児童の学力向上（特に低学力層の学習意欲の向上）のため、公立小学校でICTを活用した実証研究を行い、児童の学習方法の改善と教員の授業づくりを検証します。</li> <li>②デジタル化された教科書で学習することにより、学力向上の効果を検証します。</li> <li>③本年は3カ年計画の最終年であり、成果をまとめて発表します。そのことで、他校への情報共有を図り、ICT教育を推進します。</li> </ol>
成果予想	<ul style="list-style-type: none"> <li>多機能型端末やデジタル教科書等を活用することにより、児童の学習方法の改善、教員の授業づくりについて検証できます。</li> <li>事業を行って生じた課題をまとめ、教職員と情報を共有することで、平成32年の一人一台情報端末の整備に向けた実践事例を蓄積できます。</li> </ul>	

## 大分県教育情報化推進戦略2014 &lt;施策・事業&gt;

G

担当課名	教育財務課・義務教育課・高校教育課		
目 標	子どもたちの情報活用能力の育成		
基本方向	子どもたちの情報活用能力を育成する学習活動の推進		
施 策	子どもたちの情報活用能力の育成（多機能型端末を利用した授業検証）		
課 題 と 要 因	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多機能型端末における利活用の授業モデルを構築できていません。多機能型端末一人一台の学習環境で、子どもたちの学習にどのような効果があるのか検証する必要があります。</li> </ul> <p>【要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に、生徒の意見を適切に取り上げて、集団で論議するための提示方法や、そのタイミング・要する時間等について検証が不十分です。</li> <li>・高校の教科における多機能型端末等のICT利活用の授業モデルは、実践例が少ない状況です。</li> </ul>		
	課 題 解 決 の た め の 取 組	<p><b>1. 多機能型端末を利用した授業モデルの研究・検証【中学校】</b></p> <p>(1) 対象 県立中学校（大分豊府中学校）</p> <p>(2) 実施内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①電子黒板とデジタル教科書を使用した授業および多機能型端末を使用した双方向型授業を検証します。</li> <li>②公開授業を通して、研究の成果を発表します。</li> <li>③県教育委員会は、研究モデル校のニーズに応じて指導・支援を実施します。</li> <li>④指導教諭や学力向上支援教員等の公開授業への参加を促します。</li> </ol> <p><b>2. 多機能型端末を利用した授業モデルの研究・検証【高等学校】</b></p> <p>(1) 対象 県立高等学校（三重総合高等学校メディア科学科）</p> <p>(2) 実施内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①1・2年生に機器を整備（2年生H25導入）し、実践例の蓄積をします。</li> <li>②公開授業を通して、研究の成果を発表します。</li> <li>③県教育委員会は、研究モデル校のニーズに応じて指導・支援を実施します。</li> <li>④教科（商業）における多機能型端末の活用法を検証します。</li> </ol>	
		成 果 予 想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多機能型端末の授業への活用に関する研究検証を実施することで、平成32年に向けた整備事業の参考資料とします。</li> </ul>

## 大分県教育情報化推進戦略2014 〈施策・事業〉

		H
担当課名	高校教育課・義務教育課・教育財務課	
目 標	子どもたちの情報活用能力の育成	
基本方向	子どもたちの情報活用能力を育成する学習活動の推進	
施 策	子どもたちの情報活用能力の育成	
課題と要因	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの情報活用能力を育成する取組みを推進する必要があります。</li> </ul> <p>【要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校務情報化の進展により、大半の教員がパソコンを操作できる力をつけていますが、ICTを活用した授業力については個人差が大きいのが現状です。</li> </ul>	
	施策の概要	<p><b>1. 教員の指導力の向上(学習指導要領を踏まえた授業改善)</b></p> <p>(1) 対象 県立高等学校教員</p> <p>(2) 実施内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① デジタルコンテンツやデジタル教科書等を活用した授業づくりを提案します。</li> <li>② ICTを活用した学習活動等に関する研修会を実施します。</li> <li>③ 授業で作成したコンテンツ等を共有します。</li> <li>④ 共通教科情報科(社会と情報、情報の科学)に関する研修会を実施します。</li> </ol> <p>テーマ例:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ソーシャルメディア活用に関する情報モラル・マナーについて」</li> <li>・「効果的なソーシャルメディアの活用」など。</li> </ul> <p><b>2. 子どもたちの情報活用能力の育成</b></p> <p>(1) 対象 県立高等学校生徒</p> <p>(2) 実施内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「ソーシャルメディア活用に関する情報モラル・マナーについて」、「効果的なソーシャルメディアの活用」など情報に関する倫理観の育成(教育財務課と連携)</li> <li>② 言語活動の充実による生徒の表現力の育成(教育財務課と連携) <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の表現力(プレゼンテーション)の育成に取り組みます。</li> </ul> </li> <li>③ 多機能型端末を活用した提案モデルの研究・検証(三重総合高校(再掲)) <ul style="list-style-type: none"> <li>・実践校は、PDCAサイクルに基づいた実践に取り組みます。</li> <li>・実践校は、公開授業や発表会などを実施し、研究成果を公表します。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>3. 情報活用能力育成の研究</b></p> <p>(1) 対象 小・中学校生徒</p> <p>(2) 実施内容 平成25年度に実施された文部科学省「情報活用能力調査」をもとに、子どもの情報活用能力育成の効果的な指導法を研究します。</p>
		成果予想

## 大分県教育情報化推進戦略2014 〈施策・事業〉

		I
担当課名	特別支援教育課	
目 標	子どもたちの情報活用能力の育成	
基本方向	子どもたちの情報活用能力を育成する学習活動の推進	
施 策	子どもたちの情報活用能力の育成（特別支援教育）	
施策の概要	課題と要因	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多機能型端末でアプリの使用や教材作成など、家庭や授業で活用している児童生徒や指導している教員の割合は増えているため、今後は、利活用の事例を増やし、共有する必要があります。</li> </ul> <p>【要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多機能型端末の使用スキルは向上しているが、利活用の概念を修得し、各校で広められる教員が少ない状況です。</li> </ul>
	課題解決のための取組	<p><b>1. 学習支援機器活用推進委員会</b></p> <p>(1) 対象 特別支援学校教員(各校の推進委員及び研究協力教員)</p> <p>(2) 実施内容 学習支援機器を活用した学習効果を検証し、その成果をまとめます。</p> <p>①第1回:利活用事例の周知、機器導入計画・活用計画、実施、報告方法の説明(4月)</p> <p>②第2回:中間報告書による活用状況の報告、中間報告会による事例の共有(10月) 外部講師招聘(1名)</p> <p>③第3回:最終報告書による活用結果の報告、最終成果報告会による事業効果の検証(3月) 外部講師招聘(1名)</p> <p><b>2. 学習支援機器の試行的導入</b></p> <p>(1) 対象 特別支援学校(H26導入校)</p> <p>(2) 実施内容 特別支援学校に、授業等で利用する支援機器(多機能型端末)を計画的に導入します。 (6月中まで:H26で試行的導入は終了)</p> <p><b>3. 学習支援機器活用研修</b></p> <p>(1) 対象 多機能型端末機器を活用し、授業実践を行っている者 (16校各3名) 2日間とも同じ者が研修</p> <p>(2) 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①多機能型端末エキスパート教員育成研修</li> <li>・利活用事例をもとにした講義・演習形式の実用研修(1日)</li> <li>・利活用をめざしたアプリを使用した教材作成研修(1日)</li> </ul> <p>講師:外部講師2名、特別支援学校の先駆的実践教員3名(2日間とも)</p>
成果予想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレット型端末の計画的な配備やエキスパート教員の指導により、各校で利活用できる教員が増え、幼児・児童・生徒にとって有効な実践事例が蓄積されます。</li> </ul>	

大分県教育情報化推進戦略2014 <施策・事業>

J

担当課名	生徒指導推進室、教育財務課、県教育センター、高校教育課、義務教育課、男女共同参画プラザ、社会教育課																			
目 標	子どもたちの情報活用能力の育成																			
基本方向	情報モラル教育の推進と家庭・地域との連携																			
施 策	児童生徒の情報モラル教育の推進と家庭・地域との連携																			
課題と要因	<p><b>【課題】</b> ・子どもたちがネットを利用する際、悪口を書かれたり、犯罪に巻き込まれたり、金銭トラブルに遭う等の被害が増加しているため、対策が急務です。</p> <p><b>【要因】</b> ・授業における情報モラルの指導については学習指導要領にも示されていますが、教員は子どものネット利用の実態、トラブルの現状などを把握しづらく、情報社会の進展に沿った指導をしていくことが困難な状況です。</p>																			
	課題解決のための取組	<p><b>1. ネットトラブル・情報モラル出前授業</b> (1) 対象 県内の公立・私立学校の生徒・教職員 (2) 実施内容 専門的な知識をもった外部講師が、ネットトラブル事例を具体的にとりあげ、情報セキュリティや情報モラルについての出前授業を実施します。</p> <p>具体的な連携実施事業内</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業内容</th> <th>対象</th> <th>担当課</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ネットトラブル・情報モラル授業</td> <td>小学生・教職員</td> <td rowspan="2">アイネス 義務教育課 高校教育課 生徒指導推進室 教育財務課</td> <td rowspan="2">学校に講師を派遣し授業の一環として、生徒・教職員を対象にしたネットトラブル・情報モラル及びネット消費者教育を実施する。</td> </tr> <tr> <td>中学生・教職員</td> </tr> <tr> <td>情報モラル授業・消費者啓発講習会</td> <td>高校生・教職員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ネット見守り隊 (ネットいじめ相談窓口)</td> <td>小学校～高校</td> <td>生徒指導推進室</td> <td>相談対象の子どもたちに関する情報を収集し、指導に役立てる (メールによるいじめ相談)</td> </tr> </tbody> </table>			事業内容	対象	担当課	事業概要	ネットトラブル・情報モラル授業	小学生・教職員	アイネス 義務教育課 高校教育課 生徒指導推進室 教育財務課	学校に講師を派遣し授業の一環として、生徒・教職員を対象にしたネットトラブル・情報モラル及びネット消費者教育を実施する。	中学生・教職員	情報モラル授業・消費者啓発講習会	高校生・教職員			ネット見守り隊 (ネットいじめ相談窓口)	小学校～高校	生徒指導推進室
事業内容		対象	担当課	事業概要																
ネットトラブル・情報モラル授業	小学生・教職員	アイネス 義務教育課 高校教育課 生徒指導推進室 教育財務課	学校に講師を派遣し授業の一環として、生徒・教職員を対象にしたネットトラブル・情報モラル及びネット消費者教育を実施する。																	
	中学生・教職員																			
情報モラル授業・消費者啓発講習会	高校生・教職員																			
ネット見守り隊 (ネットいじめ相談窓口)	小学校～高校	生徒指導推進室	相談対象の子どもたちに関する情報を収集し、指導に役立てる (メールによるいじめ相談)																	
成果予想	<p><b>2. ネットトラブル・情報モラル対応人材育成研修</b> (1) 対象 県立学校・市町村立学校教職員、市町村教育委員会職員、保護者 (2) 実施内容 ①専門的な知識をもった外部講師が、教職員や保護者へ、ネットトラブルや情報セキュリティ・情報モラル等に関する講習会を実施し、児童生徒に研修が行えるように育成します。 ②県教育委員会は学校の情報モラルの授業で使える資料を作成します。</p> <p>具体的な連携実施事業内</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業内容</th> <th>対象</th> <th>担当課</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護者対象情報モラル等 対応人材育成</td> <td>保護者</td> <td>私学振興・青少年課 社会教育課</td> <td>大分県青少年県民会議等と連携して、公民館等で実施し、 地域での人材を育成する。</td> </tr> <tr> <td>小・中学校生徒指導担当者対象 情報モラル等対応人材育成</td> <td>学校生徒指導担当者等</td> <td>教育財務課 義務教育課 生徒指導推進室</td> <td>小学校、中学校の教職員対象に、生徒・教職員に対してネットトラブル等に関する校内研修会を主導できる人材を育成する。</td> </tr> <tr> <td>教員対象情報モラル等 対応人材育成</td> <td>教員・教育委員会職員</td> <td>教育財務課 高校教育課</td> <td>高校、特別支援学校、教育委員会の教職員対象に、生徒・教職員に対してネットトラブル等に関する校内研修会を主導できる人材を育成する。</td> </tr> </tbody> </table>			事業内容	対象	担当課	事業概要	保護者対象情報モラル等 対応人材育成	保護者	私学振興・青少年課 社会教育課	大分県青少年県民会議等と連携して、公民館等で実施し、 地域での人材を育成する。	小・中学校生徒指導担当者対象 情報モラル等対応人材育成	学校生徒指導担当者等	教育財務課 義務教育課 生徒指導推進室	小学校、中学校の教職員対象に、生徒・教職員に対してネットトラブル等に関する校内研修会を主導できる人材を育成する。	教員対象情報モラル等 対応人材育成	教員・教育委員会職員	教育財務課 高校教育課	高校、特別支援学校、教育委員会の教職員対象に、生徒・教職員に対してネットトラブル等に関する校内研修会を主導できる人材を育成する。	
	事業内容	対象	担当課	事業概要																
保護者対象情報モラル等 対応人材育成	保護者	私学振興・青少年課 社会教育課	大分県青少年県民会議等と連携して、公民館等で実施し、 地域での人材を育成する。																	
小・中学校生徒指導担当者対象 情報モラル等対応人材育成	学校生徒指導担当者等	教育財務課 義務教育課 生徒指導推進室	小学校、中学校の教職員対象に、生徒・教職員に対してネットトラブル等に関する校内研修会を主導できる人材を育成する。																	
教員対象情報モラル等 対応人材育成	教員・教育委員会職員	教育財務課 高校教育課	高校、特別支援学校、教育委員会の教職員対象に、生徒・教職員に対してネットトラブル等に関する校内研修会を主導できる人材を育成する。																	
成果予想	<p>・専門家の講義を聴講することによって、知識を向上させるとともに、情報モラルの指導を行う参考となります。</p> <p>・保護者が研修を受講することで、家庭における情報の取り扱いについて意識を高めることにつながります。</p>																			

## 大分県教育情報化推進戦略2014 &lt;施策・事業&gt;

		K
担当課名	義務教育課	
目 標	学校教育の情報化、授業の情報化の推進	
基本方向	教員のICT活用指導力の向上	
施 策	ICTを効果的に活用した授業づくりの推進	
施策の概要	課題と要因	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「低学力層」の底上げ・上位層への更なる引き上げや総合的な学習の時間の充実のため、効果的にICTを活用した「わかりやすい授業」を推進する必要があります。</li> </ul> <p>【要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTを効果的に活用した授業を実施している学力向上支援教員の取組事例について情報共有が進んでいません。</li> <li>・ICTをコミュニケーションツールとして活用した思考力・表現力の育成を図る授業も十分進んでいません。</li> </ul>
	課題解決のための取組	<p><b>1. 学力向上支援教員協議会を通じたICT活用の実践</b></p> <p>(1) 対象 市町村立学校</p> <p>(2) 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 学力向上支援教員協議会の中で、お互いに情報交換・情報共有を行います。</li> <li>② B問題対応の授業として、効果的にICTを活用した実践事例（教材や指導案等）を共有します。</li> </ul> <p>※ICTの活用は事象の再現等の「わかりやすい授業の実現」やコミュニケーションツールとして活用で表現力の育成に効果的です。</p> <p><b>2. 小学校理科学力向上支援教員の多機能型端末を活用した授業</b></p> <p>(1) 対象 市町村立学校</p> <p>(2) 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 小学校理科の学力向上支援教員や習熟度別指導教員は、多機能型端末の授業を実施します。</li> <li>※観察・実験のための多機能型端末活用が問題解決学習には非常に有効である。</li> <li>※観察や実験を行うことが難しい単元（「人体」や「宇宙」「星の動き」等）で実感を伴った指導を図れます。</li> <li>② 年間3回実施する学力向上支援教員協議会の中で、効果的な実践事例の発表をします。</li> <li>③ 学力向上支援教員の授業公開を通して、効果的なICT活用を進めていきます。また、効果について発信・普及を行います。</li> </ul> <p><b>3. 習熟度別指導におけるICTを活用した「わかる授業」の普及</b></p> <p>(1) 対象 市町村立学校</p> <p>(2) 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 習熟度別指導推進教員が、習熟度別指導における実践事例を各市町村管内・校内の共有フォルダを利用して広く公開します。</li> <li>※低学力層の底上げのためにICTを活用することで視覚的に理解できる「わかりやすい授業」の実践事例を公開・普及をします。</li> </ul> <p><b>4. 学力向上支援教員によるICT活用授業の公開・普及</b></p> <p>(1) 対象 市町村立学校</p> <p>(2) 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 学力向上支援教員は、年間5回の授業公開において、必要に応じて効果的なICTの活用を実施します。</li> <li>② 実践事例を管内・校内の共有フォルダを利用して広く公開し普及します。</li> </ul>
成果予想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTを効果的に活用し、低学力層の底上げ・上位層の更なる引き上げを意図した授業の好事例が県内各地域で試行され、各学校の課題に合わせたICTの活用スタイルが確立できます。</li> </ul>	

## 大分県教育情報化推進戦略2014 〈施策・事業〉

		L
担当課名	高校教育課	
目 標	学校教育の情報化、授業の情報化の推進	
基本方向	教員のICT活用指導力の向上	
施 策	ICTを効果的に活用した授業づくりの推進	
施策の概要	課題と要因	<p>【課題】 ・学習活動において、教員がICTを活用した授業づくりができるような取組みを一層推進する必要があります。</p> <p>【要因】 ・校務情報化の進展により、大半の教員がパソコンを操作できる力を身につけていますが、授業でICTを活用するメリットをすべての教員が十分に理解しているとは言えない状況です。学習指導要領を踏まえた授業改善が十分ではありません。</p>
	課題解決のための取組	<p>1. ICT活用に関する研究・提案授業等（H. 教員の指導力向上を再掲）</p> <p>(1) 対象 県立高校教員</p> <p>(2) 実施内容 ①教科部会等の研修会において、研究・提案授業の呼びかけを実施します。 ②作成した指導案・教材等の共有（「学力・体力向上の種」等への掲載）を行います。</p> <p>2. 「ICTを活用した学習の深化を図る授業づくり」等の研修（教育財務と連携） ※教育情報化推進リーダーによるICTを活用した授業等の校内研修の実施</p> <p>(1) 対象 県立高校教員</p> <p>(2) 実施内容 ①ICTを活用した授業づくりなど、具体的な事例を示した研修等を実施。 ②SNS等、サービスや技術の進展に伴う、生徒の倫理観（情報モラル）を育成するための校内研修を実施。</p>
	成果予想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT活用の実践力向上（指導力向上）が期待できます。</li> <li>・情報に関する倫理観の向上が期待できます。</li> </ul>

## 大分県教育情報化推進戦略2014 &lt;施策・事業&gt;

		M
担当課名	教育財務課（教育センター研修）	
目 標	学校教育の情報化、授業の情報化の推進	
基本方向	教員のICT活用指導力向上	
施 策	教員のICT活用指導力向上研修の実施	
施策の概要	課題と要因	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員のICT活用指導力を高めるため、より効果的な研修が必要です。</li> </ul> <p>【要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省が実施する教育の情報化に係る実態調査（平成24年度結果）では、教員のICT活用指導力が不十分です。</li> </ul>
	課題解決のための取組	<p><b>1. ICT活用指導力研修</b></p> <p>(1) 対象 全校種の教職員</p> <p>(2) 実施内容 以下の研修を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①初任者研修等の基本研修「ICTを活用した授業づくり」「ICT研修」</li> <li>②テーマ別研修（希望者によるICT活用研修） <ul style="list-style-type: none"> <li>・「教育の情報化リーダー養成研修」</li> <li>・「情報モラル教育研修」</li> <li>・「情報活用カススキルアップ研修」</li> </ul> </li> <li>③出前研修（各学校に訪問するICT研修又は情報モラル研修） <ul style="list-style-type: none"> <li>・「情報モラル教育派遣研修」</li> <li>・「電子黒板を使おう」</li> <li>・「授業におけるICT活用研修」</li> </ul> </li> </ul>
	成果予想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の「授業中にICTを活用する能力」、「児童生徒のICT活用を指導する能力」等の向上につながります。</li> </ul>



## 大分県教育情報化推進戦略2014 &lt;施策・事業&gt;

		N
担当課名	高校教育課	
目 標	学校教育の情報化、授業の情報化の推進	
基本方向	教科指導等におけるICT活用の促進	
施 策	授業で活用するコンテンツ・教材の充実	
施策の概要	課題と要因	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究授業などで作成された指導案や教材等の共有化を図る必要があります。</li> </ul> <p>【要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科や部会での情報の共有を推進しているが、「学力・体力向上の種」の収録・活用については、促進できていないのが現状です。</li> </ul>
	課題解決のための取組	<p><b>1. 指導事例集(共通教科情報)の作成</b></p> <p>(1) 対象 県立高等学校教員</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>①「社会と情報」、「情報の科学」の2科目の指導事例集の充実を平成25年度より図っており、さらに事例を集めます。</p> <p>②2013年度版の指導事例集活用の呼びかけをします。 ※部会などの研修会において活用を促します。</p> <p><b>2. 学習指導、教材等の共有</b></p> <p>(1) 対象 県立高等学校教員</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>①研究授業等で作成した指導案や教材等を、「学力・体力向上の種」に収録し活用を促す。 「指導教諭連絡協議会」(例年4月と11月頃に実施)にて、指導教諭と連携して学習指導、教材等の共有に取り組めます。</p> <p>②校内で作成された指導案、教材、コンテンツ等の共有を図ります。 言語活動や新しい評価について、周知し、改善が図られるように取り組めます。</p> <p><b>3. 学力・体力向上の種、コンテンツデータベースの運用</b></p> <p>(1) 対象 関係各課</p> <p>(2) 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテンツデータベースの効果的活用検討会を実施します(教育財務課と連携)</li> </ul>
	成果予想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的に、授業の中でどのようにICTを活用したか、その指導方法や教材についての情報を共有することで、これからICTを活用する教員の参考になり、教科指導などでのICT活用促進につながります。</li> </ul>

## 大分県教育情報化推進戦略2014 &lt;施策・事業&gt;

0

担当課名	教育財務課
目 標	学校教育の情報化、授業の情報化の推進
基本方向	教科指導等におけるICT活用の促進
施 策	授業で活用するICT機器の整備
課題と要因	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、授業でのICT活用を円滑に進めるには、プロジェクターや多機能型端末などのICT機器を、常設してすぐに活用できるための環境が整っていません。</li> </ul> <p>【要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校にあるカート式のプロジェクターやノートパソコンは、準備に時間と場所を要するため、十分な活用が進んでいるとは言えない状況です。</li> </ul>
	<p>1. モデル校におけるICT機器の研究</p> <p>(1) 対象 県立学校(三重総合高等学校メディア科学科、豊府中学校)</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>①授業で活用しやすいICT機器整備の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通教室に、授業準備に手間取らない固定型プロジェクターや、電子黒板等のICT機器をモデル的に整備し、活用効果を研究します。</li> </ul> <p>②多機能型端末の整備検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重総合高校メディア科学科では、教育効果が期待できる多機能型端末を導入しており、その活用効果について検証します。</li> </ul>
	<p>・使いやすいICT機器の整備をすることで、利用率が高くなります。</p>
施策の概要	課題解決のための取組
成果予想	

## 大分県教育情報化推進戦略2014 &lt;施策・事業&gt;

P

担当課名	教育財務課・高校教育課	
目 標	学校教育の情報化、校務の情報化の推進	
基本方向	業務の効率化	
施 策	校務支援システムの充実	
課題と要因	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の校務のシステム化による業務軽減には、学校ごとの運用が異なる校務処理を統一化することが必要です。</li> </ul> <p>【要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の教職員が作成したシステムが多く、全県で使えるシステムとなっていません。</li> </ul>	
施策の概要	課題解決のための取組	<p><b>1. 大分県学校総合成績管理システムの充実</b></p> <p>(1) 対象 高等学校の教職員</p> <p>(2) 実施内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①教育委員会内にヘルプデスクを配置し、県立学校のシステム担当者を迅速に支援します。</li> <li>②定時制高校対応のシステムを構築します。</li> <li>③通信制高校への導入を検討します。</li> <li>④中学校への導入を検討します。</li> </ol> <p><b>2. OENシステムの充実</b></p> <p>(1) 対象 県立学校の教職員、小中学校の教職員</p> <p>(2) 実施内容 OENシステムの利用率向上を図るために、活用例を共有し、各学校での運用を充実させます。</p> <p><b>3. 高等学校入学者選抜システムの新規開発</b></p> <p>(1) 対象 高等学校の教職員</p> <p>(2) 実施内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①推薦・一次・二次と3回に分けて行われる高校入学者選抜業務をシステム化することで、業務効率化を図ります。</li> <li>②全学校で共通して利用できるシステムを構築することで、事務処理の迅速化と入試担当者の負担軽減を図ります。</li> </ol>
成果予想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大分県学校総合成績管理システム」の運用により、生徒一人一人の出席や成績情報を共有するとともに、教職員の校務負担を軽減することで、生徒と向き合う時間を創出できます。</li> <li>・小中学校で「OENシステム」の利用が促進されることで、校務の効率化がさらに推進し、情報を校内外で共有することができます。</li> <li>・高等学校入学者選抜システムを開発して運用することで、入試業務に係る業務を大幅に削減することができます。</li> </ul>	

## 大分県教育情報化推進戦略2014 〈施策・事業〉

		Q
担当課名	教育改革・企画課、教育財務課	
目 標	学校教育の情報化、校務の情報化の推進	
基本方向	教育活動の情報発信と情報セキュリティの確保	
施 策	教育活動の情報発信	
施策の概要	課題と要因	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大分県の教育に係るさまざまな目標を達成する県教育委員会の取組や各学校での教育活動を、ホームページを通じて県民にわかりやすく、興味を持てるよう発信する必要があります。</li> </ul> <p>【要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民にわかりやすく情報発信する重要性についての認識が十分でない場合や、どうすればわかりやすく興味を引くホームページを作成できるか、適切な方法が十分共有されていない状況にあります。</li> </ul>
	課題解決のための取組	<p>1. 「ホームページ検討委員会」(仮称)の設置</p> <p>(1) 対象 各課室および教育機関（教育事務所を除く）の担当者</p> <p>(2) 実施内容 教育財務課と連携して検討委員会を立ち上げ、各課室および教育機関の担当者（代表者）とともに今後の情報発信のあり方を検討します。</p> <p>2. 「ホームページ作成研修会」の開催</p> <p>(1) 対象 各課室および教育機関の担当者（希望者）</p> <p>(2) 実施内容 ヘルプデスクの協力の下、職員の誰もが情報発信できるように、これまで以上に広く募集して研修を行います（H24年度3回開催18名参加、H25年度5回開催、25名参加）</p> <p>3. 学校ホームページの充実</p> <p>(1) 対象 県立学校及び市町村立学校</p> <p>(2) 実施内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ICT支援員によるWeb作成研修の実施</li> <li>② 優れたホームページの紹介</li> </ol>
	成果予想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や教育機関の取組を情報発信することで、県民が教育に対する意識を高め、興味・関心を抱くようになります。</li> </ul>

## 大分県教育情報化推進戦略2014 &lt;施策・事業&gt;

R

担当課名	教育財務課
目 標	学校教育の情報化、校務の情報化の推進
基本方向	教育活動の情報発信と情報セキュリティの確保
施 策	組織的な情報セキュリティ対策の実施
課題と要因	<p>【課題】</p> <p>・個人情報の漏洩、コンピュータウイルスや不正アクセスなど、情報セキュリティのリスクが増大しており、教員一人一人のセキュリティ対策の徹底が必要です。</p> <p>【要因】</p> <p>・校務や授業でパソコンや多機能型端末を利用したクラウドシステムの活用が進み、またソーシャルネットワークサービス(SNS)を利用し、情報共有を行う場面も増えていることから、教員のより一層の情報セキュリティ意識の向上が求められます。しかし、現状ではセキュリティに関する研修の場がありません。</p>
	<p>1. 大分県学校情報セキュリティポリシーの見直し(Aの再掲)</p> <p>(1)対象 大分県学校情報セキュリティ委員会</p> <p>(2)実施内容</p> <p>①現行の情報セキュリティポリシーならびに、大分県学校情報セキュリティポリシー対策手順やガイドラインなどが、現在に対応した内容になっているか、見直します。</p> <p>②危機対応の委員会のみでなく、情報セキュリティの現状について把握するとともに、課題への対応など検討します。</p> <p>③必要に応じて、作業部会を開催します。</p> <p>2. 情報化推進リーダー向けの大分県情報セキュリティ研修会(Dの再掲)</p> <p>(1)対象 情報化推進リーダー</p> <p>(2)実施内容 外部の専門家を講師とし、具体的なトラブル事例をとりあげ、具体的なセキュリティ対策のスキルと指導力を向上します。</p> <p>3. 校内の情報セキュリティ研修会</p> <p>(1)対象 県立学校及び市町村立学校の教職員</p> <p>(2)実施内容</p> <p>①情報化推進リーダーが、各学校で情報セキュリティ研修を実施します。</p> <p>②大分県学校情報セキュリティポリシーを順守し、校内研修の充実を図ります。</p>
施策の概要	
課題解決のための取組	
成果予想	<p>・セキュリティ研修の場ができることで個々の情報セキュリティに対する意識が向上します。また、組織的に情報セキュリティ対策を実施することで、日常的に対策が行われているか、チェックを実施することが可能となります。</p>

（東東・東端） 大分県教育委員会 大分県教育センター

<p>表紙</p>	<p>大分県教育情報化推進戦略 2014</p>	<p>策定日 平成26年2月25日</p>
<p>目次</p>	<p>1. 大分県教育情報化推進戦略の概要 2. 大分県教育情報化推進戦略の目的 3. 大分県教育情報化推進戦略の方向性 4. 大分県教育情報化推進戦略の重点施策 5. 大分県教育情報化推進戦略の推進体制</p>	<p>1 2 3 4 5</p>
<p>1. 大分県教育情報化推進戦略の概要</p>	<p>1.1 大分県教育情報化推進戦略の位置づけ 1.2 大分県教育情報化推進戦略の目的 1.3 大分県教育情報化推進戦略の方向性 1.4 大分県教育情報化推進戦略の重点施策 1.5 大分県教育情報化推進戦略の推進体制</p>	<p>6 7 8 9 10</p>
<p>2. 大分県教育情報化推進戦略の目的</p>	<p>大分県教育情報化推進戦略の目的は、大分県教育の情報化を推進し、教育の質の向上を図ることである。</p>	<p>11</p>
<p>3. 大分県教育情報化推進戦略の方向性</p>	<p>大分県教育情報化推進戦略の方向性は、大分県教育の情報化を推進し、教育の質の向上を図ることである。</p>	<p>12</p>
<p>4. 大分県教育情報化推進戦略の重点施策</p>	<p>大分県教育情報化推進戦略の重点施策は、大分県教育の情報化を推進し、教育の質の向上を図ることである。</p>	<p>13</p>
<p>5. 大分県教育情報化推進戦略の推進体制</p>	<p>大分県教育情報化推進戦略の推進体制は、大分県教育の情報化を推進し、教育の質の向上を図ることである。</p>	<p>14</p>
<p>関係所属</p>	<p>教育改革・企画課 097(506)5421 教育財務課 097(506)5463 義務教育課 097(506)5531 生徒指導推進室 097(506)5543 特別支援教育課 097(506)5537 高校教育課 097(506)5608 大分県教育センター 097(569)0118</p>	<p>15 16 17 18 19 20 21</p>

大分県教育情報化推進戦略 2014

平成26年2月25日 策定

製作・発行 大分県教育委員会（教育財務課）

ホームページ URL : <http://kyouiku.oita-ed.jp/zaimu/>

## 高校生等奨学給付金について

### 概 要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得者世帯の生徒に対して奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)を創設する。

### 支給要件

- 市町村民税非課税世帯(特別支援学校高等部の生徒を除く)
- 保護者、親権者等が当該都道府県内に在住していること
- 就学支援金支給対象である学校(高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校(1~3年生)、専修学校高等課程等)に在学している者(当該都道府県外を含む)
- 平成26年度入学者から学年進行で実施













### 支 給 額(全日制の場合・年額)

- 生活保護受給世帯(1.9%)
  - ・国公立 32,300円 私立 52,600円
- 第1子の高校生等がいる世帯(6.3%)
  - ・国公立 37,400円 私立 38,000円
- 23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯(3.1%)
  - ・国公立 129,700円 私立 138,000円

※各世帯の割合は国の26年度予算積算上の割合

# 高校生等奨学給付金(世帯構成別)

【全日制の場合】

中学生以下	高校生等	23歳未満	23歳以上
※対象外	<p>第1子</p>  <p>公立 37,400円 私立 38,000円</p>		※対象外
世帯A			
	<p>第2子 第1子</p>  <p>公立129,700円 公立 37,400円 私立138,000円 私立 38,000円</p>		
世帯B			
	<p>第3子 第2子 第1子</p>  <p>公立129,700円 公立129,700円 公立 37,400円 私立138,000円 私立138,000円 私立 38,000円</p>		
世帯C			
	<p>第2子</p>  <p>公立129,700円 私立138,000円</p>	<p>第1子</p>  <p>※扶養されている</p>	
世帯D			
	<p>第3子 第2子</p>  <p>公立129,700円 公立129,700円 私立138,000円 私立138,000円</p>	<p>第1子</p>  <p>※扶養されている</p>	
世帯E			
	<p>第1子</p>  <p>公立 37,400円 私立 38,000円</p>	 <p>※扶養されていない</p>	
世帯F			
世帯G	<p>第1子</p>  <p>公立 37,400円 私立 38,000円</p>		
	<p>第1子</p>  <p>公立 37,400円 私立 38,000円</p>		
世帯H			

\* 来年度は新1年生のみが対象で、2、3年生の兄・姉は在学していても支給対象にはならないが、子供の数としては算入する



## 「大分県教育委員会の重点方針」(平成26年度)の考え方(案)

平成26年2月25日  
教育改革・企画課

### 1. 重点方針の経緯

- 県民や市町村教育委員会、各学校に県教委の姿勢や重点的な取組、考え方を理解していただくため、重点的に行う事項をコンパクトにとりまとめているもの。  
(平成22年度版から新設し、今回で5回目)
- 毎年3月に作成し、公表するとともに各学校へ周知。

### 2. 今年度の基本的な考え方

- 学校改革として、「芯の通った学校組織」の定着に取り組むことを明確にする。
- 読みやすさに配慮して、記載内容を精選し全体のボリュームが増えないようにする。(最大2ページ(両面1枚)) ※指標は削除

### 3. 構成

- 「改革の徹底」＋「重点項目」で構成
  - ①改革の徹底
    - 各課横断的なもの  
(例)
      - ・「芯の通った学校組織」の定着
      - ・学力・体力向上
      - ・グローバル人材の育成
  - ②重点項目
    - 各分野の重点項目
      - ・新大分県総合教育計画の構成に沿って、特にH26に重点的に取り組む事項  
(体言止めで記載)

### 4. スケジュール

2月25日

教育委員会(協議) (基本的な考え方、構成等)

→協議を踏まえ本文を作成、委員に意見照会

3月第2回

教育委員会(議案)決定

→公表(市町村、各学校等へ周知)

# 教育行政及び教育指導の重点方針(平成25年度)

大分県教育委員会

## 改革の一層の推進：「芯の通った学校組織」の構築

県教育委員会では、平成20年の事件以後、二度とこのようなことが起こらないよう、責任と権限が明確で透明性の高い教育行政システムの確立を目指して徹底的な改革を進めています。

今後、学校を取り巻く様々な課題に適切に対応しながら、学力・体力の向上など教育の実を持続的・発展的に上げていくためには、全ての学校が、校長のリーダーシップのもと、目標達成に向けて組織的に取り組む学校であることが必要不可欠です。

このような学校改革を進めるため、県教育委員会では、平成26年度末までを最重点取組期間として、次の2つが実現した「芯の通った学校組織」の構築を推進していきます。

### 目標達成に向けた組織的な取組を行う学校

- ・重点化・具体化された目標・取組と検証可能な指標のもと、短期のPDCAにより取組の検証・改善を進める。また、それらを保護者・地域住民等に公表する。
- ・校長のリーダーシップのもと、目標達成に向け、学校全体で組織的に学力・体力の向上、いじめ対応などに取り組む。

### 基盤となる学校運営体制の確立

- ・校長など管理職のもと、ミドルリーダーたる主要主任等が、各分掌の責任者としてリーダーシップを発揮する。
- ・管理職と主要主任等から構成される「運営委員会」が学校運営の中核となる組織として機能する。

## 重点項目

県教育委員会では、教育行政の総合的な指針である「新大分県総合教育計画」(計画期間：平成18年～27年)に沿って取組を進めています。

本計画中、平成25年度においては、特に以下の事項に重点的に取り組めます。

### I 教育の再生と県民の期待に応える教育行政の推進

#### <県民の期待に応える教育行政の推進>

- ・地域別意見交換会や県民フォーラムなどにより、開かれた教育委員会を推進するとともに、県・市町村・学校間の意思疎通の徹底を図る。

[H24とH25で全ての地域での地域別意見交換会・県民フォーラムを開催]

### <県民総ぐるみによる教育の推進>

- ・公民館等を拠点にした「協育」ネットワークを県内全域に広げ、保護者や地域住民等による学校や地域での学習・体験活動、家庭の教育力向上に向けた取組等への支援を充実する。

[「協育」ネットワークの小中学校カバー率：87% (H24) ⇒91% (H25目標値)]

### <人権教育の充実>

- ・「人権教育の指導方法等の在り方について」[第三次とりまとめ](簡易版)を活用し、人権教育の日常的な実践を推進する。

[体験的参加型学習を受講した児童生徒の割合：89.0% (H23) ⇒92.2% (H25目標値)]

## II 子どもの挑戦や自己実現を支える学校教育の推進

### <義務教育における基礎的・基本的な学力の定着>

- ・学校が、全国学力・学習状況調査の結果等を活用して課題を把握し、目標や取組内容、評価指標を設定の上、組織的に学力向上対策を進めるよう促す。
- ・習熟度別少人数指導教員の配置や小学校高学年における教科担任制の導入などにより、一人一人に応じたきめ細かな指導を充実する。
- ・校内研修にマネジメントサイクルの手法を取り入れて、各教員の日常的な授業改善や校内研修の成果を反映した教育課程の改善が積極的に行われるよう、校内研修の充実を図る。
- ・司書教諭等を核とした学校全体での学校図書館活用教育の指導体制を確立するとともに、学校図書館アドバイザーによる助言、司書教諭や学校司書等を対象とした研修の実施により、学校図書館活用教育の一層の充実を図る。

[大分県学力定着状況調査における学力が全国平均以上の児童生徒の割合：

小5 56% (H24) ⇒ 65% (H26目標値)、中2 52% (H24) ⇒ 65% (H26目標値)]

[大分県学力定着状況調査における低学力層の児童生徒の割合：

小5 8.6% (H24) ⇒ 7% (H26目標値)、中2 9.0% (H24) ⇒ 7% (H26目標値)]

[全国学力・学習状況調査における全国平均を超えた教科の割合：

小6 20% (H24) ⇒ 75% (H26目標値)、中3 40% (H24) ⇒ 75% (H26目標値)]

### <子どもの体力の向上>

- ・学校が、子どもの体力・運動能力等を把握し、各学校の体力課題に基づく具体的な目標を設定して学校全体で取り組む「一校一実践」の取組を推進する。
- ・体育専科教員等の優れた実践事例の普及を図るとともに、体育授業や運動部活動に地域スポーツ人材を積極的に活用し、授業の充実や担当教員の指導力の向上、運動部活動の適正化・活性化を図る。

[体力・運動能力調査で県平均が全国平均以上の種目の割合：

21.3% (H24) ⇒42.2% (H25目標値)]

### <時代の変化を見据えた教育の展開>

- ・世界にも挑戦できる人材や理数系人材の育成を図るため、次世代リーダー育成プログラムの実施や海外留学支援、科学の甲子園等への参加支援などを行う。
- ・大学キャンパスへの1日留学や国際交流キャンプの実施などにより、子どもが外国の文化や価値観に直接触れる機会を創出する。

[各界のリーダーとして活躍したい生徒の割合：2.1% (H24) ⇒3.0% (H25目標値)]

[小学校高学年において留学生等との国際交流活動を実施した学校の割合：

17% (H24) ⇒25% (H25目標値)]

### ＜豊かな心の育成＞

- ・子どもの読書活動を推進するため、学校司書の1校専任配置やボランティアを活用し、小学校図書館への子どもと本をつなぐ大人の常時配置を進める。
- ・不登校傾向にある子どもを支援するため、「心のふれあいキャンプ」を行うとともに、子どもたちの心を育む体験活動プログラムの開発・実践や普及を図る。

[読書活動を週1回以上実施している学校の割合：

小学校96.9% (H24) ⇒100% (H25目標値)、中学校50.4% (H24) ⇒ 94% (H25目標値) ]

### ＜幼児教育の充実＞

- ・幼児教育から小学校教育への円滑な接続のため、小学校と幼稚園・保育所等との教職員合同研修会や幼児児童交流活動を充実する。

[幼稚園・保育所との交流及び連絡会を実施している小学校の割合：

74.7% (H24) ⇒85% (H25目標値) ]

### ＜高校生の進学力・就職力の向上＞

- ・生徒対象の合同セミナーの開催や教員研修の充実により、生徒の進路希望に応じた進学力の強化を図る。
- ・専門高校等の生徒を対象に、産・学と連携した体験学習やコンテストの開催等により、専門的な知識・技術の習得と職業資格の取得を推進する。
- ・キャリア教育の一層の推進に向け、企業理解等による教員の指導力向上や、外部人材の講話等を通じた生徒の職業観・勤労観の育成を図る。

[大学志望達成率：88% (H24) ⇒90% (H25目標値) ]

[新規高卒者就職内定率：98.7% (H23) ⇒99% (H25目標値) ]

### ＜一人一人の障がいに応じた指導の充実＞

- ・妥当性・具体性のある個別の指導計画や教育支援計画の作成及び活用を推進し、個に応じた指導等の目標、内容、方法の工夫・改善を図る。
- ・高等部生徒の一般就労を促進するため、特に知的障がい特別支援学校で地域の関係機関や事業所等とのネットワークを構築するとともに、進路指導主任を核とした組織的な進路指導を推進する。

[知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率：16.1% (H23) ⇒26% (H25目標値) ]

### ＜地域の力を活かした学校づくりの推進＞

- ・学校運営の継続的な改善や保護者等の理解と参画を得た学校づくりを進めるため、学校評価の公表や第三者評価の導入を進める。

[ホームページなどで地域住民に学校評価を公開している割合：

小学校 75.7% (H23) ⇒88.0% (H25目標値)、中学校 58.6% (H23) ⇒82.9% (H25目標値) ]

## Ⅲ 子どもの安全・安心の確保

### ＜安全・安心な学校づくりの推進＞

- ・子どもの安全・安心を確保するため、非構造部材の耐震対策も含めた学校施設の耐震化、老朽化対策及び防災機能強化を進める。

[公立小中学校の耐震化率：79.0% (H24) ⇒89.5% (H25目標値) ]

### ＜いじめ・不登校等問題行動への対応の強化＞

- ・いじめ・不登校等への対応のため、スクールカウンセラーの配置拡充や24時間いじめ相談など教育相談体制の整備充実、いじめ問題への的確な対応に資する教員研修の充実を図る。
- ・解決が困難ないじめへの対応を支援するため、スクールサポーターや警察との連携を進めるいじめ対策連絡協議会やいじめ解決支援チームを設置する。

[いじめの解消率：73.4% (H23) ⇒76.0% (H25目標値)]

[不登校児童生徒の復帰率：32.5% (H23) ⇒43.4% (H25目標値)]

## IV 生涯学習と文化・スポーツの振興

### ＜全国高等学校総合体育大会の開催＞

- ・本県を中心として北部九州4県で開催される全国高等学校総合体育大会において、本県高校生の活躍と円滑な運営に加え、県民あげてのおもてなしの心のこもった大会を目指す。

### ＜文化芸術活動の推進＞

- ・子どもの豊かな感性を育むため、学校や公民館等での出前美術鑑賞授業の実施や幼児等を対象とした親子造形ワークショップを開催する。

[参加者数：805人 (H24) ⇒1,120人 (H25目標値)]

## V 教育基盤の整備

### ＜教職員の学校マネジメント能力の向上＞

- ・教育事務所の効果的・継続的な学校訪問等を通じて、校長の組織的な学校運営を支援する。
- ・教育センターの実施する研修内容の見直しを行い、新たに学校マネジメント等に係る実践的な研修を実施するなど、研修内容の充実を図る。

[教育事務所による全学校への年3回以上の学校訪問の実施率：100% (H25目標値)]

[マネジメント研修の要素を取り入れたセンター研修の割合：35% (H24) ⇒80% (H25目標値)]

### ＜教育の情報化の推進＞

- ・本年2月に策定した「大分県教育情報化推進戦略2013」に基づき、教員がICTを活用して「わかる授業」を実践するため、教育の情報化を推進する。

[コンピュータを使って指導できる教員の割合：61% (H24) ⇒67% (H25目標値)]

### ＜高等学校の再編整備の推進＞

- ・高校の再編整備の成果や課題等を検証し、学校運営等に反映させるとともに、後期再編整備計画の着実な推進を図る。

### ＜教職員が教育活動に専念できるような支援の充実＞

- ・疾病や心の不調の早期発見・早期対応のため、定期健康診断、精密検査の受診率の一層の向上を図るとともに、ストレス診断の実施率100%を目指す。

[精密検査受診率（県立学校教職員）：81% (H23) ⇒90% (H25目標値)]

[ストレス診断実施率（県立学校教職員）：70% (H23) ⇒100% (H25目標値)]

## 県立学校における土曜日等授業について（案）

### 1 これまでの経緯（概要）

- ・文部科学省は「土曜日等に関する検討チーム」設立（平成25年3月）
- ・学校教育法施行規則の一部改正の省令公布・施行（平成25年11月29日）
- ・これを受けて、県立学校に学校教育法施行規則の改正内容を周知（平成25年12月26日）

### 2 土曜日等授業についての基本的な考え方

- ①土曜日等について、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、成長を支える必要がある。
- ②学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、授業、地域の学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実を図る。
- ③上記の観点から、「土曜日等授業」を土曜日等における充実した学習機会を提供する方策として捉える。

### 3 土曜日等授業の実施について

校長が、教育上必要があると認める場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、土曜日等に授業を行うことができる。

#### ※土曜日等授業実施の有無について、学校（校長）の判断を基本とする理由

土曜日等授業実施にあたっては、下記①～④に掲げる点に留意する必要があり、各学校のミッションや生徒の実情などを踏まえた個別の学校ごとの判断を基本とすることが妥当であると考える。

- ①教育課程外の教育活動を行う時間の確保
- ②部活動の時間の確保
- ③生徒の心身の負担軽減への配慮
- ④教職員の勤務体制の整備

（参考資料）九州各県の県立高等学校の土曜日等授業への対応状況

県名	規則改正への対応	県教委の基本的な考え方
福岡	現行のまま	学校の判断を基本（年度始めに実施希望調査を実施）
佐賀	管理規則改正	学校の判断を基本（県教委の承認）
長崎	現行のまま	学校の判断を基本（届出）
熊本	現行のまま	学校の判断を基本（モデル校事業実施）
宮崎	検討中	検討は始めたが、26年度からの実施は困難
鹿児島	管理規則、学則改正	学校の判断を基本（月2回（半日）程度で実施を検討中）
沖縄	現行のまま	現段階では実施の予定なし

### 4 今後の方向性

- (1) 平成26年度については、別紙「県立学校における「土曜日等授業」実施ガイドライン」を全校に提示し、実施希望校については、その計画を審査の上、実施を承認する。
- (2) 平成27年度以降については、平成26年度実施校における成果と課題を踏まえて、(1)のガイドラインを改定する予定。

### 5 今後の予定

3月18日教育委員会で、大分県立学校管理規則の一部改正案を附議

#### ※土曜日等の活用方法について

- ①各学校においては、生徒の土曜日等の過ごし方についての状況の把握に努め、土曜日等が有効に活用できていない状況にあると判断される場合は、改善する方策を計画し、実行する。
- ②その際、教育課程内に位置づけられた教育活動を土曜日等に実施する、いわゆる土曜日等授業を方策の一つとして検討する。

## 県立学校における「土曜日等授業」実施ガイドライン（案）

平成26年3月 日  
特別支援教育課  
高校教育課

## 1 実施対象日

「土曜日等授業」の対象となる日は、大分県立学校管理規則第2条第1項に規定する休業日のうち、以下の日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- (2) 日曜日及び土曜日

## 2 授業内容

以下の内容を行うものとする。

- (1) 各教科・科目の授業
- (2) ホームルーム活動
- (3) 総合的な学習の時間
- (4) 特別活動や進路指導及びキャリア教育に関連する学校行事
- (5) その他、教育課程に基づき年間指導計画に位置づけられた教育活動

## 3 授業公開の推進

開かれた学校づくりを推進するため、保護者や地域住民、その他一般県民に公開することを推進する。

## 4 外部人材の活用

保護者や企業人材などを活用し、平日では実施が困難であるような授業を積極的に取り入れる。

## 5 年間計画の作成

実施を希望する学校においては、年間の実施計画（案）及び教育課程の変更（案）を作成の上、県教育委員会に提出する。

## 6 県教育委員会の承認

県教育委員会は、希望校から提出された年間の実施計画（案）等を審査し、教育上必要と認める場合は承認を行う。

## 7 実施上の留意点

- (1) 実施時間は、1回につき半日単位とし、月2回を上限とする。ただし、第5週まである月については、3回を上限とする。
- (2) 職員の勤務時間は、1回につき4時間とする。また、勤務時間の割り振りについては、当該授業日を起算日とする8週間前の日から、16週間後の日までの期間内において適正に行う。
- (3) 学校行事等を実施する場合は、幼児児童生徒の心身の疲労等を斟酌し、繰り替えによる休業日が必要なものについては、あらかじめ年間の実施計画から除外する。
- (4) 部活動等に関係する外部団体との連絡・調整を密に行い、原則すべての幼児児童生徒が参加できる日を授業日に設定する。やむを得ない事情により学校外の活動等のため参加できない幼児児童生徒に対しては、事前もしくは事後に十分な対応を行う。

## 8 予算措置

「土曜日等授業」に係る必要経費及び人的増員等に関する予算措置は別途行わない。

